

川崎市臨海部防災対策計画

川崎市

川崎市臨海部防災対策計画 目次

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の習熟	2
第5節 計画の構成及び内容	2
第6節 計画の体系	3
第7節 男女共同参画の視点への配慮	4

第2章 臨海部の概況

第1節 臨海部の範囲	5
第2節 特定事業所等の概況	6

第3章 特定事業者等の措置

第1節 特定事業者の措置	16
第2節 その他事業所の協力	16
第3節 住民の協力	16

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任	17
第2節 本市が行うべき業務の大綱	17
第3節 防災関係機関等の業務の大綱	18

第2部 災害想定

第1章 石油コンビナートの災害

第1節 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要	21
第2節 影響評価	22

第2章 津波災害

第1節 津波浸水予測	25
第2節 津波被害想定	26

第3章 放射性物質等の災害

第1節 試験研究用原子炉施設の被害形態	28
第2節 核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態	28
第3節 放射性物質取扱事業所の被害形態	30

第3部 災害予防計画

第1章 特定事業所等における予防対策

第1節 特定事業所の予防対策	31
第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策	44

第2章 防災関係機関における予防対策	
第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底	46
第2節 消防力の整備充実	50
第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握	51
第4節 海上流出油等防災体制の整備	55
第5節 防災訓練の実施	52
第3章 公共施設等の安全対策の推進	
第1節 道路施設等の整備	53
第2節 海岸、港湾等の整備	53
第3節 上・工・下水道施設の整備	54
第4節 その他公共施設の整備	56
第5節 公共事業施設の整備	56
第4章 津波対策	
第1節 ソフト対策	58
第2節 ハード対策	59
第5章 情報連絡体制の整備	
第1節 情報通信設備の確保	61
第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備	62
第3節 連絡体制	63
第4節 防災行政無線等の運用	63
第5節 衛星通信の運用	65
第6節 防災相互無線の運用	65
第6章 液状化、長周期地震動対策	
第1節 液状化対策	67
第2節 長周期地震動対策	67
第7章 帰宅困難者対策	
第1節 市及び関係機関の役割	68
第2節 啓発普及	68
第3節 情報収集伝達体制の整備	68
第4節 広域的対策の推進	69
第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供	
第1節 情報伝達手段の整備	70
第2節 情報提供の内容	71
第3節 協定に基づく情報提供	73
第4部 応急対策	
第1章 防災組織体制	
第1節 初動体制の強化	74
第2節 石油コンビナート等防災本部（県）	74
第3節 市の活動体制	76

第4節	応援協力体制	82
第2章	災害情報の収集・伝達	
第1節	地震情報等の情報受伝達体制	88
第2節	災害情報の連絡及び報告	90
第3章	災害の防ぎよ活動	
第1節	特定事業所等における防ぎよ活動	95
第2節	本市における防ぎよ活動	95
第4章	避難対策	
第1節	避難の勧告・指示	102
第2節	避難の方法	103
第3節	避難誘導	104
第4節	避難先	104
第5節	避難者の受入れ	104
第5章	救助・救急	108
第6章	医療救護対策	
第1節	実施機関	109
第2節	実施内容	110
第7章	災害時の広報と広聴	
第1節	災害広報	113
第2節	災害広聴	114
第8章	警戒・警備	
第1節	警戒区域の設定	116
第2節	実施内容	116
第9章	緊急輸送対策	
第1節	緊急輸送路等の確保	117
第2節	交通規制	120
第10章	災害救助法の適用	
第1節	災害救助法の実施	122
第2節	災害救助法の適用基準	122
第3節	被害程度の認定基準	122
第4節	災害救助法の適用要請	123
第5節	救助の内容	123
第6節	費用の負担	124
第11章	生活関連施設の応急復旧活動	
第1節	上・工・下水道施設	125
第2節	その他の施設	127
第12章	放射性物質等災害対策	
第1節	対象となる施設	128
第2節	放射性物質等の災害対応	128

第5部 復旧・復興対策

第1章 民生安全のための緊急措置

第1節 相談窓口の開設	129
第2節 資金の貸付	129

第2章 公共施設の災害復旧

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等	131
第2節 激甚災害の指定	132

第3章 復興体制

第1節 復興本部	133
第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討	133
第3節 復興方針	133
第4節 復興計画	133

第6部 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的	135
第2節 東海地震に関する事前対策の体系	136

第2章 東海地震に関する予防対策計画

第1節 特定事業所等	137
第2節 川崎市	139

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

第1節 川崎市の活動体制等	140
第2節 情報の受伝達及び広報	140
第3節 警戒措置	143
第4節 警備対策	144
第5節 交通対策	146
第6節 緊急輸送対策	147

用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「石災法」という）

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護するための法律。

2 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するための地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定める法律。

3 川崎市地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地震防災に関する計画。市及び防災関係機関等が連携し、市域における震災の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に行うための基本的・総合的な活動指針としての役割を有する。

4 特別防災区域

石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。

5 特定事業所

石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。

第一種事業所 特別防災区域に所在する事業所であつて、石油の貯蔵・取扱量を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となるもの。

政令で定める基準貯蔵・取扱量等

一 石油の基準貯蔵・取扱量 一万キロリットル

二 高圧ガスの基準処理量 二百万立方メートル

第二種事業所 特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であつて、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を取り扱い、貯蔵し、又は処理することにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして都道府県知事が指定するもの。

6 特定事業所等

特定事業所及び臨海部に所在する特定事業所以外の事業所をいう。

7 自衛防災組織

石災法第 16 条に定められ、特定事業者が特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために特定事業所ごとに設置しなければならない防災組織で、政令により具体的な防災要員、防災資機材等（化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備）の配備が義務づけられている。

8 防災管理者

石災法第 17 条に定められ、特定事業者が自衛防災組織を統括させる者として、特定事業所ごとに防災管理者を選任しなければならない。特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者、例えば所長、工場長等をもって充てる。

9 共同防災組織

石災法第 19 条に定められ、特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができることとされている。

10 石油コンビナート等特別防災区域協議会（特防協）

石災法第 22 条に定められ、特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、共同して、次の事項を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会を設置するよう努めることとされている。

- ・当該区域の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- ・災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- ・当該特定事業所の職員に対する防災教育の共同実施
- ・共同防災訓練の実施

11 石油コンビナート等防災本部（防災本部）

石災法第 27 条に定められ、特別防災区域が所在する都道府県に、当該区域に係る災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図る業務をつかさどるために置くこととされている。

石油コンビナート等防災計画の作成、実施、防災に関する調査研究の推進、防災に関する情報の収集と伝達。災害が発生した場合の応急対策及び、災害復旧に係る連絡調整、現地防災本部に対する指示等を行う。

12 石油コンビナート等現地防災本部（現地本部）

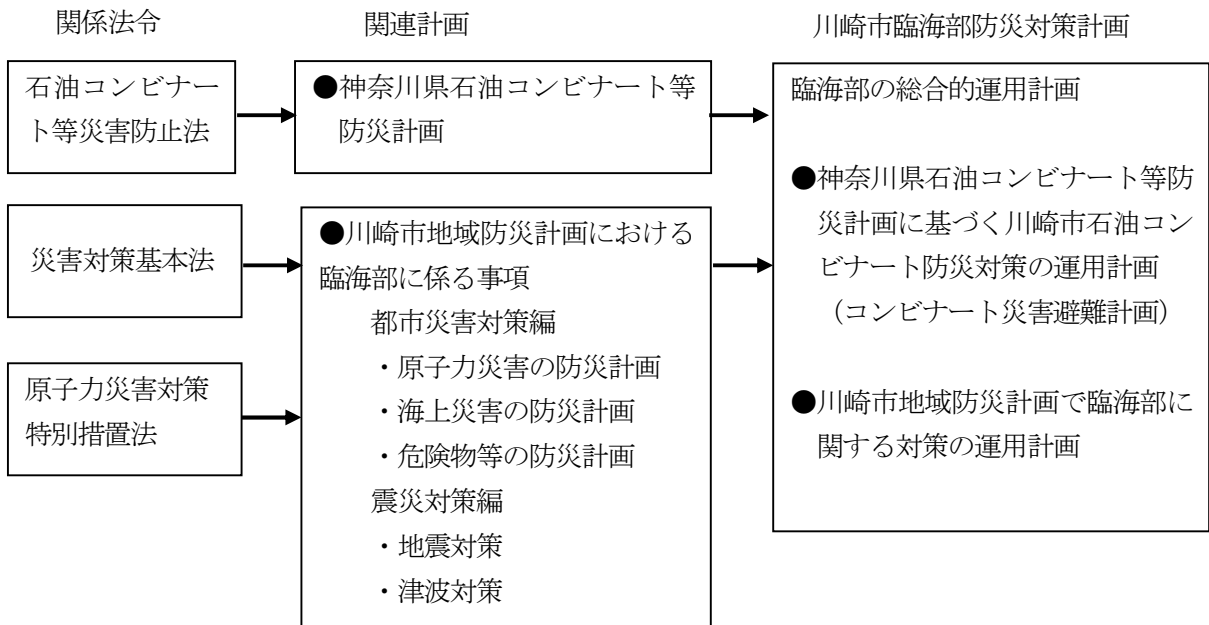
石災法第 29 条に定められ、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるとき、防災本部の本部長が設置することができる現地本部のことをいう。

第1部 総則

第1章 計画の方針【総務局危機管理室】

第1節 計画の目的

川崎市臨海部防災対策計画は、「主要地方道東京大師横浜」以南の地区（以下「臨海部」という。）を対象とし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく「神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下「県防災計画」という。）」及び川崎市地域防災計画を受けて、臨海部の災害の未然防止及び発生した災害の拡大を防止するため、本市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務を明確にするとともに、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的な防災対策の推進を図り、臨海部に係る市民及び事業者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。



第2節 計画の性格

- 1 この計画は、臨海部に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の事故、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる災害の防止又は放射性物質等の災害並びに武力攻撃若しくは緊急対処事態に伴って発生した災害への対処に関し、県防災計画及び川崎市地域防災計画に基づき本市、特定地方行政機関及び関係公共機関並びに特定事業者等が実施する防災対策の運用を定めた計画である。
- 2 この計画中の「東海地震事前対応計画」については、特別防災区域が大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第3条の規定に基づく強化地域ではないが、川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、東海地震に関連する情報が発表された場合に、特別防災区域内の混乱又は地震発生時の被害を最小限に食い止めるため、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画に準じた計画とする。

第3節 計画の修正

この計画は、県防災計画又は川崎市地域防災計画の修正及び訓練などにより、必要があると認められるときは、これを修正する。

また、修正した場合は、これを広く公表することとする。

第4節 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、この計画及びこれに関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

また、市は、臨海部防災対策の総合的な推進を図るため、この計画を市民・事業者への周知徹底を行うものとする。

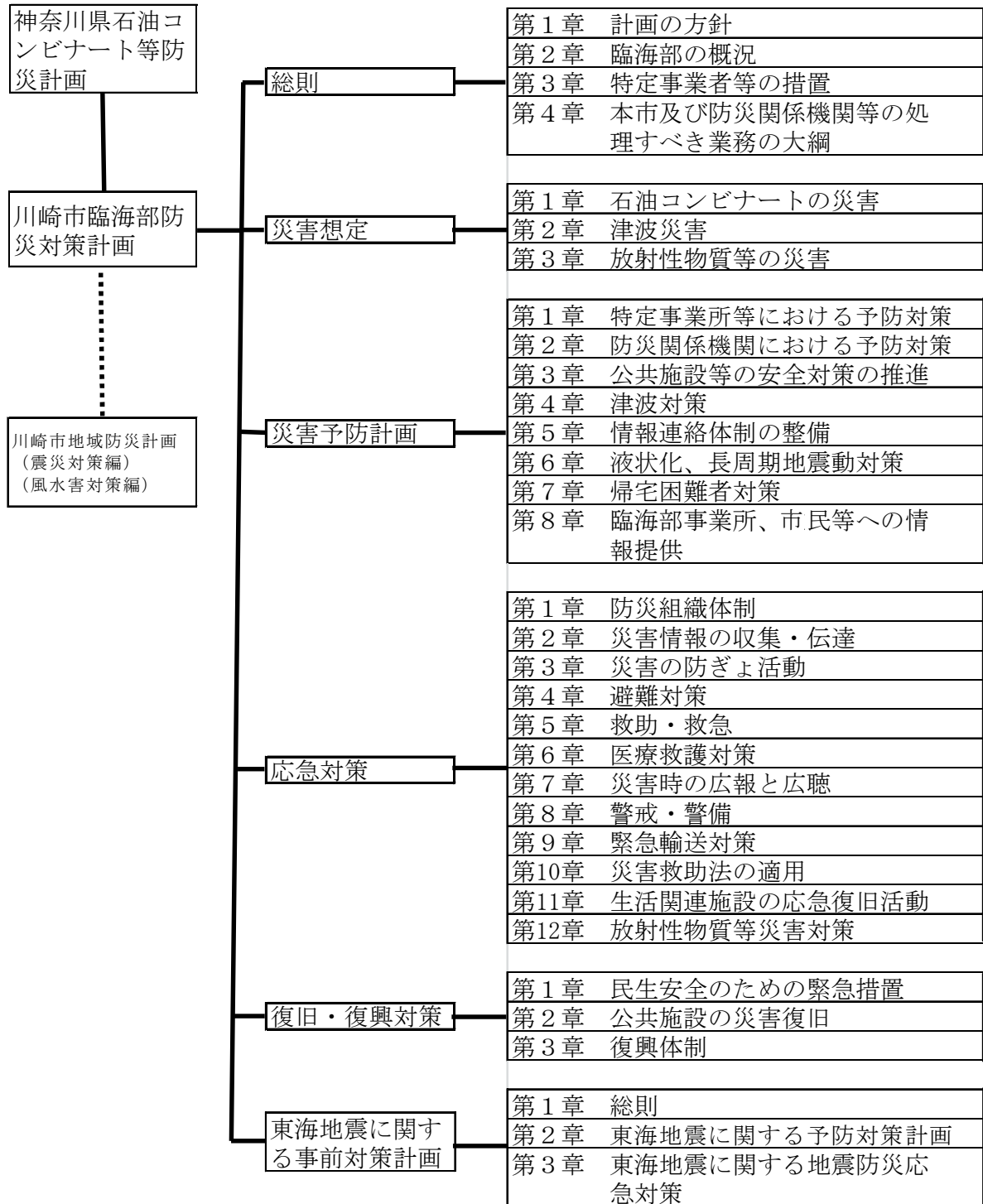
第5節 計画の構成及び内容

この計画は、臨海部防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、市等が行うべき各種対策を「予防計画」「初動対策計画」「応急対策計画」「復旧計画・復興体制」と時系列的に配し、市の防災活動の実施等に係る基本指針を示すとともに、東海地震に係る事前対策計画を示すものである。

この計画の構成及び主な内容は、次のとおりとする。

項目	主な内容
総則	本市及び防災関係機関等が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱などについて定める。
	計画作成の目的、基本方針、臨海部の概況、市・防災関係機関等の役割等
災害想定	石油コンビナート災害における災害影響度及び津波災害、放射性物質災害等の概要について定める。
	石油コンビナート災害、津波災害、放射性物質等災害
災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は、被害を最小限に止めるため、本市及び防災関係機関等が日頃から行うべき措置等について定める。
	事業所の予防対策、防災関係機関の実施する予防対策、インフラの安全対策、津波対策、情報連絡体制の検討、液状化・長周期地震対策、帰宅困難者対策、地域内の情報提供等
応急対策	災害の発生から応急対策の終了に至るまで、本市及び防災関係機関等が行う、初動対策及び応急対策に係る措置等について定める。
	防災体制の構築、災害情報の収集・伝達体制確保、災害への防御活動(石油コンビナート等災害への対応、海上流出油災害への対応、津波対策、帰宅困難者対策)、避難対策、救助・救急措置、医療救護対策、広報・広聴の対応、警戒・警備対応、緊急輸送対策、放射性物質災害対策等
復旧・復興対策	被災者及び事業所等の災害復旧・復興に向け必要な措置について定める。
	社会インフラ対応、事業復旧・復興支援対応
東海地震に関する事前対策計画	大規模地震対策特別措置法に定める、警戒宣言が発令された場合に本市及び防災関係機関等が対処する事前対策について定める。
	計画策定の目的、予防対策の策定、応急対策の策定

第6節 計画の体系



別冊 川崎市臨海部防災対策計画 資料編

第7節 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第2章 臨海部の概況【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

第1節 臨海部の範囲



1 臨海部

臨海部は、石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域を含む「主要地方道東京大師横浜」から海側の川崎市行政区域地先海面全域にわたる沿岸延長約 10 キロメートルの範囲である。

川崎港「港湾区域」約 3,298 ヘクタールを含む。区域の範囲は次表のとおりである。



エリアの凡例

	臨海部	対象地域は川崎市内における「主要地方道東京大師横浜」以南の地区
	石油コンビナート等災害防止法に規定される特別防災区域	石油精製業、化学工業及び製鉄業等の特定事業所が所在

2 特別防災区域

石災法に基づく特別防災区域に指定される「京浜臨海地区」（面積 35.00 km²）のうち、川崎市内の次に掲げる区域である。（別図）

川崎市川崎区小島町

- // 田町 3 丁目
- // 夜光 1 丁目
- // 夜光 2 丁目
- // 夜光 3 丁目
- // 塩浜 3 丁目

- ” 塩浜4丁目
- ” 池上町
- ” 浅野町
- ” 鋼管通5丁目
- ” 南渡田町
- ” 田辺新田
- ” 白石町
- ” 浮島町
- ” 千鳥町
- ” 水江町
- ” 扇町
- ” 大川町
- ” 扇島
- ” 東扇島
- ” 殿町3丁目25番1～25番33、26番1～26番7、27番1～27番4
- ” 池上新町3丁目4番1～4番7、5番2
- ” 東扇島6番1、6番7、7番、8番3、8番4、26番3～26番5、31番1～31番6に隣接する公有地に隣接する公有水面埋立地
- ” 浮島町430番の1及び430番の2の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2の地先の公有水面埋立地、430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地、430番の2に隣接する公有地及び430番の2の地先の公有地に隣接する公有水面埋立地

3 港湾区域

川崎港の港湾区域は、川崎市川崎区大川町と横浜市鶴見区安善町との境界運河（境運河）の河口中央の地点、同地点から151度30分3,460メートルの地点、同地点から126度2,310メートルの地点、旧多摩川口羽田灯標（北緯35度32分6.7秒、東経139度47分35.9秒）から136度5,150メートルの地点及び多摩川口における行政区画境界線終点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに境運河（行政区画境界線以東）、白石運河、田辺運河、南渡田運河、浅野運河、池上運河、桜堀運河、入江崎運河、水江運河、塩浜運河、夜光運河、千鳥運河、大師運河、末広運河及び多摩運河の各運河水面、川崎市川崎区白石町2番地、同浅野町1番地、同夜光3丁目1番地、同夜光1丁目1番地、同浮島町100番地の各地先水面及び観音川入江橋下流の河川水面、川崎市川崎区殿町南東端（北緯35度32分12秒、東経139度46分1秒）から43度30分に引いた線より下流の多摩川河川水面（行政区画境界線以西）。

第2節 特定事業所等の概況

大部分が埋立地で形成されている川崎臨海部には石油・石油化学、鉄鋼、セメント等の素材系の重厚長大産業や電力・ガス等のエネルギー産業、中小企業で構成される工業団地などが集積し、長年に渡り我が国の経済を牽引する役割を担っている。

また、首都圏の中央に位置し、高速道路網及び主要幹線道路などにアクセスしやすい交通至便地であることから、多くの物流施設が立地しており、首都圏の生活を支える重要な役割を果たしている。

近年においては環境関連産業等の新たな産業や研究開発機能などの集積も進んでおり、殿町3丁目(キングスカイフロント)では、ライフサイエンス・環境分野における最先端の研究開発から新産業を創出する拠点の形成を進められるなど、今なお我が国を代表し、発展を続ける産業集積拠点である。

1 特定事業所の概況

(1) 概況

本市川崎区及び横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部に位置する特別防災区域「京浜臨海地区」は、過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても大規模で、かつ、多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等を中心に形成されている。この京浜臨海地区のうち、本市区域内には54の特定事業所が所在しており、隣接する横浜市内には21の特定事業所が所在している。

ア 面積及び特定事業所数 (平成24年4月1日現在)

区分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第2種事業所
京浜臨海地区	35.00 km ²	75事業所	36事業所	39事業所
(川崎市)	24.07 km ²	54	27	27
(横浜市)	10.93 km ²	21	9	12

イ 特定事業所の地区別配置・種別等

市内特定事業所の地区別の配置状況及び種別は、別表1のとおり。

(配置状況は、別図1を参照)

ウ 特定事業所における石油・高圧ガス等の貯蔵、取扱、処理量

本市における特定事業所における危険物、高圧ガス等の貯蔵量、取扱量、処理量は、次のとおりである。

特定事業所における石油等の貯蔵、取扱、処理量

(平成24年4月1日現在)

区分	①石油	②高圧ガス	③第4類危険物(石油を除く)	④第4類以外の危険物	⑤指定可燃物		⑥高圧ガス以外の可燃性ガス	⑦毒物	⑧劇物
					固体類	液体類			
貯蔵、取扱、処理量	7,531,588 kl	1,165,549,624 Nm ³	105,061 kl	29,238 t	39,244 t	8,094 t	390,836,493 m ³	274 t	21,381 t

エ 特定事業所における危険物施設数

特定事業所における危険物施設数は、次のとおりである。

特定事業所における危険物施設数

(平成24年4月1日現在)

区分	製造所	貯蔵所計	貯蔵所						取扱所計	取扱所			その他	合計
			屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	屋外貯蔵所		給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所		
施設数	89	2,011	194	1,635	10	25	10	137	461	22	44	395	0	2,561

オ 特定事業所における石油の屋外タンク基数

特定事業所における石油の屋外タンク基数は、次のとおりである。

特定事業所における石油屋外タンク貯蔵所基数

(平成24年4月1日現在)

区 分	1,000kl未満	1,000kl～ 1万kl未満	1万kl～ 5万kl未満	5万kl～ 10万kl未満	10万kl以上	合 計
タンク基数	1,074	388	96	7	0	1,565

特定事業所の地区別配置及び種別

別表 1

(平成24年4月1日現在)

地区別	番号	種別	事業所名	地区別	番号	種別	事業所名
浮島	1	①	東燃ゼネラル石油(株)川崎工場 (東燃化学合同会社川崎工場・ 日本ポリプロ(株)川崎工場を含む)	千島	28	1	エム・シー・ターミナル(株)川崎事業所
	2	①	日本ユニカー(株)川崎工業所		29	①	(株)日本触媒川崎製造所千島工場
	3	①	セントラル硝子(株)川崎工場		30	①	日本ポリエチレン(株)川崎工場(千島地区) (日本ポリプロ(株)川崎工場を含む)
	4	①	日本ブチル(株)		31	2	日本乳化剤(株)川崎工場
	5	①	日本合成アルコール(株)川崎工場		32	2	川崎化成工業(株)川崎工場(千島)
	6	①	JX日鉱日石エネルギー(株)川崎製造所 浮島地区(日本ポリエチレン(株)川崎工場(浮島地 区)・ENEOSグループ(株)川崎ガスターミナルを含む)		33	2	日油(株)川崎事業所
	7	①	(株)日本触媒川崎製造所浮島工場		34	2	日本合成樹脂(株)
	8	2	花王(株)川崎工場		35	2	サンケミカル(株)川崎工場
	9	2	(株)東芝浜川崎工場		36	2	東京電力(株)西火力事業所 川崎火力発電所
	10	2	日新倉庫(株)川崎営業所		水江	37	①
	11	2	新日本理化(株)川崎工場	38		①	JX日鉱日石エネルギー(株) 川崎ガスターミナル
	12	2	東亜合成(株)川崎工場	39		1	出光ルプテクノ(株)
	13	2	興和油化工業(株)川崎工場	40		2	JFEスチール(株)東日本製鉄所 (京浜地区)・川崎地区
	14	2	日新瓦斯(株)川崎事業所	扇町	41	①	昭和電工(株)川崎事業所
	15	2	新栄運輸(株)川崎化成成品油槽所		42	2	東日本旅客鉄道(株)川崎発電所
	16	①	川崎オキシトン(株)川崎工場		43	1	JX日鉱日石エネルギー(株)川崎事業所
	17	2	日本冶金工業(株)川崎製造所		44	2	昭和電工ガスプロダクツ(株) 川崎工場
	18	2	ブルーエクスプレス(株) 関東営業部横浜営業所		45	2	三友プラントサービス(株)川崎工場
	19	2	日本コンセプト(株)京浜支店		46	2	ペトリファインテクノロジー(株)
千島	20	①	日本ゼオン(株)川崎工場	47	2	川崎天然ガス発電(株)川崎天然ガス発電所	
	21	①	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所	大川石	48	2	三和倉庫(株)川崎事業所
	22	①	JX日鉱日石エネルギー(株)川崎製造所川崎地区 (日本ポリエチレン(株)川崎工場(南地区)・ 東邦(株)川崎工場・サンアロマー(株)製造本部川崎 工場を含む)		49	2	昭和電工(株)川崎事業所(大川)
	23	1	東西オイルターミナル(株)川崎油槽所	扇島	50	①	JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区) ・扇島地区(株)JFEサンソセンター 京浜工場・ JFEケミカル(株)東日本製造所を含む)
	24	1	三菱化学物流(株)川崎油槽所		51	1	東亜石油(株)京浜製油所 扇島地区
	25	1	日本ヴォバック(株)川崎事業所	東扇島	52	1	東亜石油(株)京浜製油所 東扇島地区
	26	①	昭和電工(株)川崎事業所(千島)		53	2	東京電力(株)西火力事業所 東扇島火力発電所
	27	1	東京油槽(株)		54	2	(株)日新 東扇島物流センター

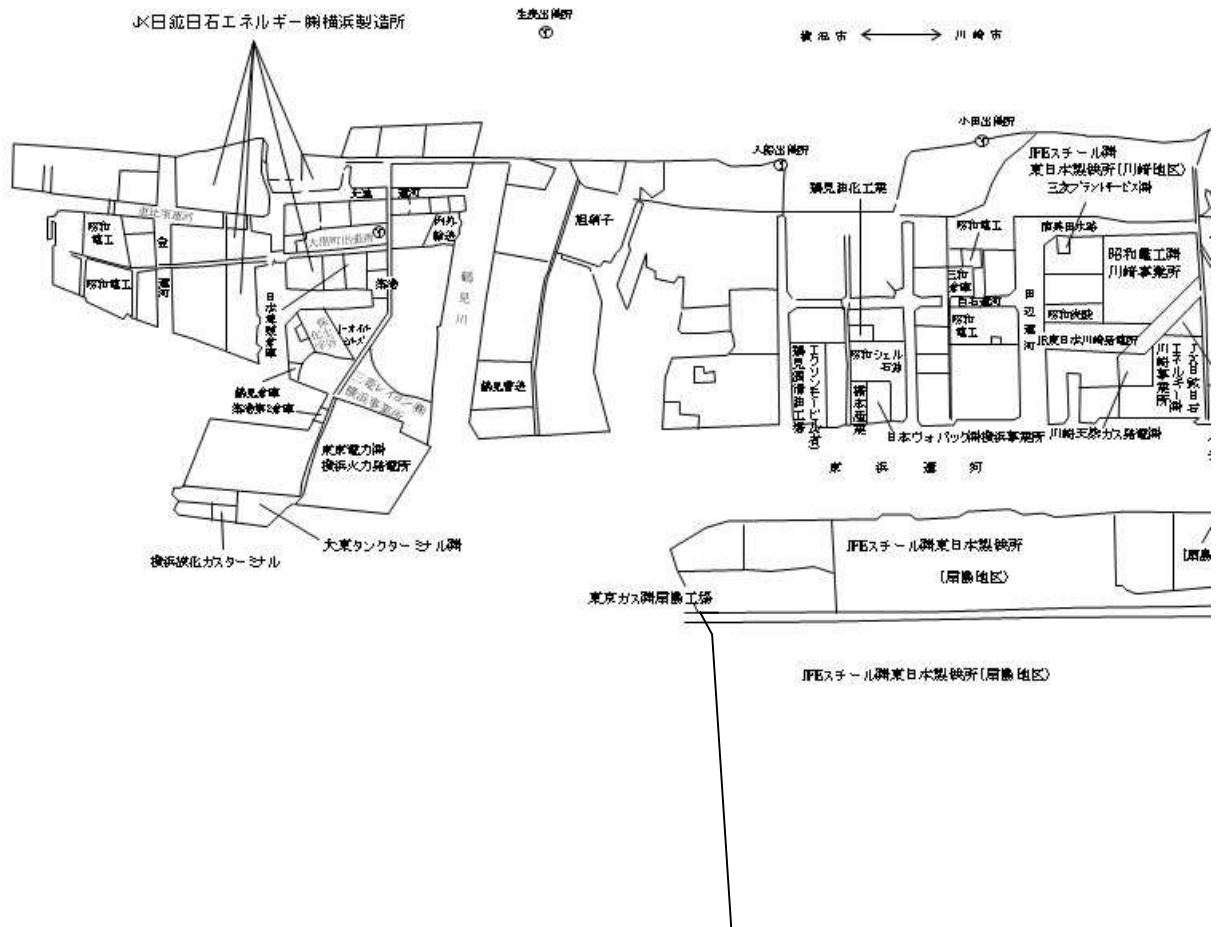
特定事業所 54事業所【第1種事業所】 27(レイアウト18)【第2種事業所】 27

(注) 種別欄の○付き数字は、レイアウト事業所を示しています。

※平成24年6月1日現在では、45と54が特定事業所から除外されている。

特定事業所立地概況図

[京浜臨海地区]
(平成24年4月1日現在)



2 特定事業所以外の事業所等の概況

臨海部には、特定事業所のほかにも、多数の企業、事業所等が立地している。

東扇島内には、多数の物流倉庫が立地し、特に冷凍・冷蔵倉庫の保管能力は80万トンを超え、わが国随一の規模を誇る。

また、川崎ファズ物流センターなどの大型物流施設や、「川崎マリエン」「東扇島基幹的広域防災拠点」なども立地している。

羽田空港対岸に位置する殿町3丁目には、国際戦略総合特区制度などを活用し、ライフサイエンス・環境分野など国際的な課題解決に貢献する先端研究や産業の集積による拠点「キングスカイフロント (Kawasaki INnovation Gateway at SKYFRONT)」の整備が進められている。

千鳥町内には、港湾関係の官公署のほか、砂利、砂、石灰石、金属くずなどのバラ貨物を扱う港湾事業者が立地する。

そのほか、水江町地区には、事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制するとともに、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図り、環境負荷の最小化を実現することを目指す「川崎ゼロ・エミッション工業団地」、浮島地区には、大規模太陽光発電所や、首都高速道路浮島ジャンクション、浮島処理センターなどが立地している。

3 港湾区域の概況

(1) 港湾施設

ア 航 路 川崎航路 延長 1,880m 幅員 300m～750m 水深-12m 以上

イ 泊 地 総面積 13,744.271 m² (27ヶ所)

ウ 運 河 総延長 20,840m

名 称	延 長	幅	水 深
京 浜 運 河	6,150m	600～700m	-2m～-12m
境 運 河	1,280m	65m	-3m～-4m
白 石 運 河	630m	65m	-1m～-3m
田 辺 運 河	1,300m	180m	-5m～-10m
南 渡 田 運 河	980m	70m～140m	-3m～-7m
浅 野 運 河	650m	90m	-2m～-6m
池 上 運 河	1,710m	130m～200m	-8m～-10m
桜 堀 運 河	550m	50m	-1m～-4m
入 江 崎 運 河	460m	60m～80m	-1m～-6m
水 江 運 河	750m	150m	-2m～-4m
塩 浜 運 河	1,340m	280m	-3m～-12m
夜 光 運 河	300m	35m～40m	-1m～-2m
千 鳥 運 河	1,120m	130m～150m	-2m～-4m
大 師 運 河	2,200m	350m	-9m
末 広 運 河	540m	75m～290m	-2m～-4.5m
多 摩 運 河	880m	100m	-2m

エ 防波堤 北防波堤 延長 260m 構造 鉄筋コンクリートケーソン

	東扇島防波堤	延長 3,340m	構造 鉄筋コンクリートケーソン
	東扇島波除堤	延長 350m	構造 鋼管杭
	南防波堤	延長 608m	構造 鋼管杭
オ	係留施設	大型係船岸壁等（水深－4.5m 以上）	総延長 19,357m 船席数 177
	物揚場	場（水深－4.5m 未満）	公共用 総延長 920.6m
	小型油槽船係留施設		総延長 681.7m
カ	上屋及び荷さばき地	上屋 9棟	総面積 14,096 m ²
	荷さばき地		631,754 m ²

(2) 港勢（最近10年間の傾向）

ア 入港船舶

川崎港における入港船舶隻数は、緩やかな減少傾向にあり、平成23年では約2万7,000隻となっている。また、入港船舶1隻あたりの総トン数は、2,482総トン（平成14年）から3,707総トン（平成23年）と年々増加傾向にあり、船舶が大型化している傾向がうかがえる。

外航船の入港船舶数については、一般貨物船が最も多く、平均で、約600隻の船舶が入港している。一方、船舶総トン数で見ると、油タンカーが最も多く、平均で、約3,300万総トンの船舶が入港している。内航船については、入港船舶数、船舶総トン数ともに油タンカーが最も多く、船舶数は約1万3,000隻、総トン数は約900万総トンとなっている。このように川崎港を航行する船舶は、原油タンカーやケミカルタンカーなど危険物積載船が非常に多いという特徴がある。

イ 海上出入貨物

川崎港における海上出入貨物は、約8,400万トンから9,600万トンの間で上下している。

輸出貨物は、約450万トンから840万トンまでの取扱いで、品種別では、完成自動車は過去10年以上にわたり取扱貨物量第1位となっており、その他としては、石油製品、重油、化学薬品や金属くずなどが主要な貨物となっている。

輸入貨物は、約4,600万トンから約5,400万トンまでの取扱いで、品種別では、原油は過去10年以上にわたり取扱貨物量第1位となっており、その他としては、LNG（液化天然ガス）、鉄鉱石、石炭や石油製品などが主要な貨物となっている。

移出貨物は、約1,700万トンから約2,400万トンまでの取扱いで、品種別では、石油製品、化学薬品、重油や石炭等が主要となっている。移入貨物は、約1,000万トンから約1,500万トンまでの取扱いで、品種別では、石油製品、石灰石、砂利・砂や化学薬品等が主要な貨物となっている。

4 交通網の概況

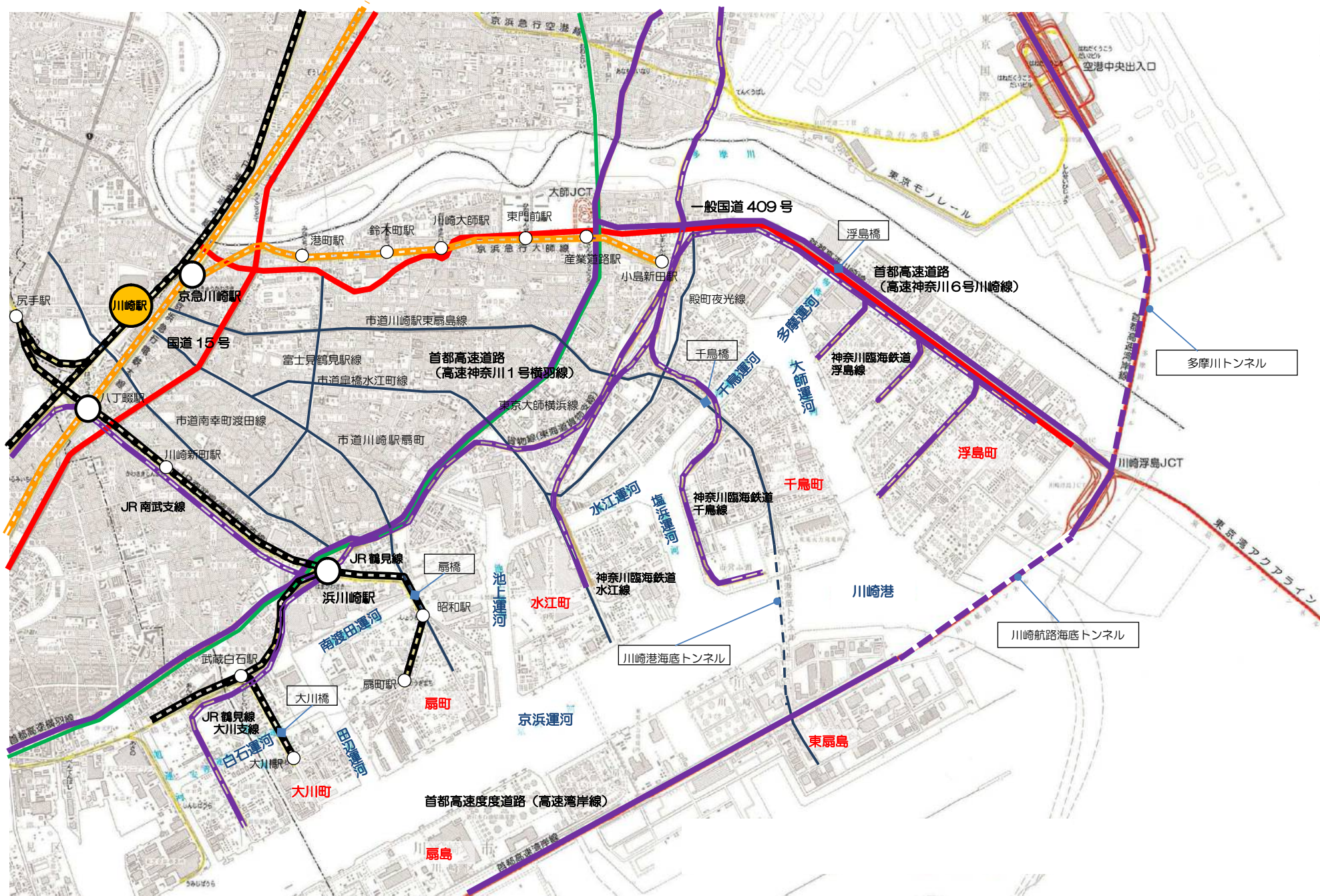
臨海部の幹線道路網は横断方向（東京～横浜）には、首都高速道路（高速神奈川1号横羽線及び高速湾岸線）、主要地方道東京大師横浜、市道殿町夜光線がある。また、臨海部と内陸部を結ぶ縦断方向には首都高速道路（高速神奈川6号川崎線）、幹線道路として一般国道409号、市道（川崎駅東扇島線、皐月橋水江町線及び川崎駅扇町線）がある。

鉄道路線としては、旅客線としてJR鶴見線、京浜急行大師線、JR南武支線、貨物線として東海道貨物支線、神奈川臨海鉄道の支線がある。

（資料編 特定事業所数の推移）

(資料編 臨海部 町丁別 世帯数・人口 産業大分類別 事業所数・従業者数一覧)

(資料編 臨海部の地質・地盤)



第3章 特定事業者等の措置

第1節 特定事業者の措置

1 特定事業者の実施責任

特定事業者は、防災対策に関し、第一次的責任を有することから、特定事業所における災害の発生及び拡大を防止するため、自衛防災組織の整備を行い、保安管理体制を強化するとともに、他の特定事業者と相互に連携共同して地域の一体的防災体制の確立に努める。

2 特定事業者の処理すべき事務

特定事業者は次の事務を行う。

- (1) 関係法令及び行政指導基準に基づく関係施設等の安全管理の徹底
- (2) 自衛防災組織の設置整備
- (3) 特定防災施設等、防災資機材等の充実強化
- (4) 防災教育及び防災訓練の励行
- (5) 災害時における防ぎよ活動の実施
- (6) 特別防災区域協議会の整備
- (7) 相互応援体制の確立
- (8) 共同防災組織の設置・整備
- (9) 広域共同防災組織の設置・整備

第2節 その他事業所の協力

臨海部の特定事業所以外の事業所は、関係法令及び行政指導基準等に基づいて関係施設の安全措置の徹底を期するとともに、防災組織及び防災資機材の整備充実等防災体制の強化に努める。また、災害時においては、防災関係機関及び他の事業所等の行う防災活動に、積極的に協力する。

第3節 住民の協力

臨海部地域内及び同隣接地域の住民は、事故等を発見した場合、自らの生命、身体及び財産を守ることを最優先に、可能な限り防災関係機関への通報など防災活動への協力を努める。

第4章 本市及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱【総務局危機管理室、関係局区】

第1節 防災関係機関の実施責任

1 県

県は、関係市を包括する広域的自治体として、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、石災法その他災害の防止に関する法令及び県防災計画に基づいて、防災活動を実施し、関係市等の防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行うことにより、特別防災区域に係る防災体制の整備強化を図る。

2 本市

本市は、基礎的な自治体として、当該市の特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言、指導を行うとともに、防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

3 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、特別防災区域に係る県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び関係市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 関係公共機関

関係公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県、関係市等の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

第2節 本市が行うべき業務の大綱

- 1 防災組織の整備及び育成指導
- 2 防災訓練の実施及び指導
- 3 特定事業所に対する立入検査
- 4 自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織の育成指導
- 5 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督
- 6 特定防災施設及び防災資機材等の整備強化に関する指導、監督
- 7 防災施設の整備
- 8 防災に必要な物資及び資機材等の備蓄、整備
- 9 防災に関する調査、研究及び教育
- 10 現地本部の運営
- 11 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- 12 消防活動、その他応急措置
- 13 避難の指示、勧告及び誘導その他の避難対策
- 14 被災者に対する救助及び救護の実施
- 15 保健衛生
- 16 被災施設の復旧
- 17 災害による被害状況調査、災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- 18 その他の災害応急対策

19 その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

第3節 防災関係機関等の業務の大綱

1 神奈川県

- (1) 神奈川県石油コンビナート等防災本部（以下「石油コンビナート等防災本部」という。）の運営
- (2) 防災組織の整備
- (3) 関係市等の防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 特定事業所に対する立入検査
- (6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導監督
- (7) 防災施設の整備
- (8) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (9) 防災に関する調査、研究及び教育
- (10) 初動対応の基本方針及び初動対応マニュアルの作成
- (11) 石油コンビナート等現地防災本部の設置
- (12) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 交通規制、その他社会秩序の維持、避難の指示及び誘導
- (15) 保健衛生
- (16) 関係市が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (17) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (18) 緊急消防援助隊の派遣要請
- (19) 広域緊急援助隊の派遣要請
- (20) 関係市に対する災害防ぎよに関する指示
- (21) 自衛隊の派遣要請
- (22) 被災施設の復旧
- (23) その他災害の発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置

2 特定地方行政機関等

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各警察の災害警備活動の指導調整
 - イ 管区内各警察の相互援助の調整
 - ウ 他管区内警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - エ 警察通信の確保及び通信統制
 - オ 津波警報の伝達
- (2) 神奈川労働局
 - ア 労働災害防止に関する指導及び監督
 - イ 労働安全教育の指導及び援助
 - ウ 特定事業所に対する立入検査
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達

- オ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
 - ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等施設及び特定事業所の保安に関する指導、監督及び災害発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保
 - オ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - カ 特定事業所に対する防災のための必要な資金の確保
 - キ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ク 被災中小企業の振興
- (4) 関東地方整備局
 - ア 防災上必要な教育及び訓練の実施
 - イ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
 - ウ 災害に関する情報の収集及び広報
 - エ 災害時における交通確保
 - オ 災害時における応急工事
 - カ 災害復旧工事の施工
 - キ 再度災害防止工事の施工
 - ク 港湾施設、海岸保全施設等の整備
 - ケ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策
 - コ 港湾施設、海岸保全施設の緊急復旧工事の施工
 - サ 海洋の汚染の防除事業の実施
- (5) 第三管区海上保安本部
 - ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - ウ 海上災害防止のための関係法令に基づく特定事業所に対する立入検査
 - エ 港湾の状況等の調査研究
 - オ 船艇、航空機による警報等の伝達
 - カ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - キ 活動体制の確立
 - ク 船艇、航空機等による海難救助等
 - ケ 船艇、航空機による傷病者、医師及び救助物資等の緊急輸送
 - コ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - サ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - シ 流出油の防除等
 - ス 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - セ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
 - ソ 海上における治安の維持
 - タ 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に

関する措置

チ 災害原因調査及び災害再発防止対策の指導

ツ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置

テ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

3 自衛隊

(1) 防災関係資料の基礎調査

(2) 自衛隊災害派遣計画の作成

(3) 通信情報活動

(4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧

(5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(6) その他応急復旧活動等の支援等

4 神奈川県警（以下「県警察」という。）

(1) 避難の措置及び誘導

(2) 被災者の救出救助及び捜索活動

(3) 交通規制等交通対策

(4) 活動体制の確立

(5) 情報の収集伝達及び原因調査

(6) その他社会秩序の維持

第2部 災害想定

第1章 石油コンビナートの災害【総務局危機管理室、消防局】

石油コンビナート等の災害想定については、平成17年度に県が実施した「神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査」による。

第1節 神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査結果の概要

1 総合的な災害危険性の考え方について

平常時における災害の発生頻度、地震時における災害の発生確率（地震が発生した時の施設被害率）及び災害が発生したときの影響度から、個々の評価対象施設が次のリスクマトリックスのどこに位置するかを確認し、各施設においてどのような災害に対する防災対策を優先すべきか等総合的な災害危険性の評価を行った。

影響度	災害発生頻度/確率					災害の影響度区分		
	大				小	区分	影響距離	
大		A	B	C	D	E	I	200m 以上
	I						II	100m 以上 200m 未満
	II						III	50m 以上 100m 未満
	III						IV	20m 以上 50m 未満
	IV						V	20m 未満
小	V							

災害発生頻度・確率区分

区分	平常時の災害発生頻度	地震時の災害発生確率
A	10 ⁻⁴ 程度(5×10 ⁻⁵ 以上)	10 ⁻² 程度(5×10 ⁻³ 以上)
B	10 ⁻⁵ 程度(5×10 ⁻⁶ 以上5×10 ⁻⁵ 未満)	10 ⁻³ 程度(5×10 ⁻⁴ 以上5×10 ⁻³ 未満)
C	10 ⁻⁶ 程度(5×10 ⁻⁷ 以上5×10 ⁻⁶ 未満)	10 ⁻⁴ 程度(5×10 ⁻⁵ 以上5×10 ⁻⁴ 未満)
D	10 ⁻⁷ 程度(5×10 ⁻⁸ 以上5×10 ⁻⁷ 未満)	10 ⁻⁵ 程度(5×10 ⁻⁶ 以上5×10 ⁻⁵ 未満)
E	10 ⁻⁸ 程度(5×10 ⁻⁸ 未満)	10 ⁻⁶ 程度(5×10 ⁻⁶ 未満)

注：●平常時の災害発生頻度は、1年・1施設あたりの発生件数（件/年・施設）を表す。

例 平常時の10⁻⁴程度：1施設あたりで見ると10,000年に1件程度、又は10,000施設あれば1年に1件程度発生するような災害

●地震時の災害発生確率は、想定地震が発生した時の1施設あたりの確率を表す。

例 地震時の10⁻²程度：地震が発生した時、100施設のうち1施設で被害が生じる程度の危険性を表す。

2 災害の区分

事業所における防災対策を検討する上では、影響度の大きい災害についての対策を優先するとともに、一定レベル以上の発生確率（発生頻度）の災害については、影響度の大小に関わらず想定し

ておく必要があると考えられることから、災害を段階別に捉え、各段階で想定される災害危険性を示した。

(1) 平常時

事業所における防災対策を検討する上では、影響度の大きい災害についての対策を優先するとともに、一定レベル以上の発生頻度の災害については、影響度の大小に関わらず想定しておく必要があると考えられることから、災害を次の表のように段階別に捉え、各段階で想定される災害の危険性を示した。

災害の区分	災害の発生頻度	リスクマトリックス	対策の考え方
第1段階の災害	1施設あたり10万年に1件以上発生 10万施設あれば年1回以上発生	発生頻度：A B 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
第2段階の災害	1施設あたり100万年に1件以上発生 100万施設あれば年1回以上発生	発生頻度：C 影響度：全て	発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
その他の災害	発生頻度が上記より低いが、影響範囲が100mを超える災害	発生頻度：D 影響度：Ⅱ以上	発生する可能性が極めて小さく優先度が低いが、対策を講ずることが望ましい災害

(2) 地震時（短周期地震動）

総合的な評価にあたっての基本的な考え方は平常時と同様とし、災害を次の表のように段階別に捉え、各段階で想定される災害危険性を示した。

災害の区分	災害の発生確率	リスクマトリックス	対策の考え方
第1段階の災害	想定地震により1千施設で1件以上発生	発生頻度：A B 影響度：全て	現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
第2段階の災害	想定地震により1万施設で1件以上発生	発生頻度：C 影響度：全て	発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
その他の災害	発生頻度が上記より低いが、影響範囲が100mを超える災害	発生頻度：D 影響度：Ⅱ以上	発生する可能性が極めて小さく優先度が低いが、対策を講ずることが望ましい災害

第2節 影響評価

1 対象施設

平成17年度神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査と同様に、次の施設を対象とした。

- (1) 危険物タンク
 - ・容量1,000kl以上の第4類危険物の屋外貯蔵タンク（タンク総数546基）
 - ・毒性危険物を貯蔵した屋外貯蔵タンク（タンク数9基）
- (2) 高圧ガスタンク
 - ・可燃性ガス、毒性ガスを貯蔵したタンク（タンク総数218基）
 - （うち、毒性ガスを貯蔵したタンク数29基）
- (3) 毒性液体タンク・危険物タンク、ガスタンクのいずれにも該当しない毒性液体を貯蔵したタンク（タンク総数17基）

2 平常時における災害危険性の評価

京 浜 臨 海 地 区		
第1段階の災害 ※1	危険物タンク	中量流出火災、タンク小火災、毒性危険物タンクの防油堤内流出毒性ガス拡散。 毒性危険物（全てアクリロニトリル）の災害は、施設数は少ないが影響度がⅠやⅡとなるものがある。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、少量流出毒性ガス拡散。 少量フラッシュ火災や少量毒性ガス拡散では、影響度がⅠやⅡとなる施設があり、中でも毒性の強い塩素を貯蔵するタンクは特に影響度が大きい。
	毒性液体タンク	毒性ガスの中量流出拡散。 毒性ガスの中でも、毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクでは影響度がⅠとなる。
第2段階の災害 ※2	危険物タンク	防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物タンクの防油堤内流出毒性ガス拡散。 毒性危険物の災害（全ての災害規模）は全ての施設で影響度がⅠやⅡとなる他、防油堤内流出火災でも一部の施設において影響度がⅠやⅡとなる。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、中量流出毒性ガス拡散。 第1段階よりも想定施設数が多くなり、影響度も大きいものが多い。
	毒性液体タンク	毒性ガスの中量流出拡散。 毒性ガスの中でも、毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクでは影響度がⅠとなる。
その他の災害 ※3	危険物タンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物の防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。
	ガスタンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、タンク全面火災、毒性危険物の防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。 中量、大量及び全量（長時間）流出フラッシュ火災、大量及び全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。
	毒性液体タンク	大量及び全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。

神奈川県石油コンビナート等防災計画より抜粋

- ※1 1施設あたり10万年に1件以上発生又は10万施設あれば年1回以上発生するとして、現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
- ※2 1施設あたり100万年に1件以上発生100万施設あれば年1回以上発生発生するとして、可能性は相対的に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
- ※3 発生頻度が上記より低い、影響範囲が100mを超えて発生するとし、発生する可能性が極めて小さく優先度は低い、対策を講ずることが望ましい災害

3 地震時における災害危険性の評価

震度6強程度の地震が発生した際における災害想定

		京 浜 臨 海 地 区
第1段階の災害 ※1	危険物タンク	防油堤内流出火災と毒性危険物（アクリロニトリル）の防油堤内流出毒性ガス拡散。 いずれの場合も影響度がIやIIとなる施設がある。
	ガスタンク	中量爆発、中量フラッシュ火災、毒性ガスの中量流出拡散。 フラッシュ火災や毒性ガス拡散では（全ての災害規模）、影響度がIやIIとなる施設がある。
	毒性液体タンク	中量流出毒性ガス拡散。 影響度Iとなる施設があるが、これらは毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクである。
第2段階の災害 ※2	危険物タンク	防油堤内流出火災と毒性危険物（アクリロニトリル）の防油堤内流出毒性ガス拡散が想定される。 影響度がIやIIとなる施設がある。
	ガスタンク	全量（長時間）流出に伴う爆発、フラッシュ火災、毒性ガス拡散。 中量フラッシュ火災や中量～全量（長時間）流出毒性ガス拡散では影響度がIやIIとなる施設があり、毒性ガスタンクの中でも特に影響度の大きい施設は、毒性の強い塩素を貯蔵するタンクである。
	毒性液体タンク	全量（長時間）流出毒性ガス拡散。 影響度Iとなる施設があるが、これらは毒性の強いフッ化水素を貯蔵するタンクである。
その他の災害 ※3	危険物タンク	仕切堤及び防油堤内流出火災、毒性危険物の仕切堤及び防油堤内流出ガス拡散で該当する施設がある。また、防油堤外流出火災及び防油堤外流出毒性ガス拡散では、発生確率がDレベルとなる施設がある。
	ガスタンク	中量～全量（長時間）流出フラッシュ火災、中量～全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。また、全量（短時間）流出毒性ガス拡散では、発生確率がDレベルとなる施設がある。
	毒性液体タンク	全量（長時間）流出毒性ガス拡散で該当する施設がある。また、地震動の大きい地域に設置されている施設では、全量（短時間）流出毒性ガス拡散の発生確率がDレベルとなる施設がある。

神奈川県石油コンビナート等防災計画より抜粋

- ※1 想定地震により1千施設で1件以上発生するとして、現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害
- ※2 想定地震により1万施設で1件以上発生するとして、可能性が相対的に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害
- ※3 発生頻度が上記より低い、影響範囲が100mを超えて発生するとし、発生する可能性が極めて小さく優先度が低い、対策を講ずることが望ましい災害

（資料編 災害事象の発生の可能性がある施設数（川崎市内））

第2章 津波災害【総務局危機管理室】

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓を踏まえ、国においては、科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討している。神奈川県においては最大クラスの津波を想定した地震を設定し、地震津波浸水予測図を作成した。

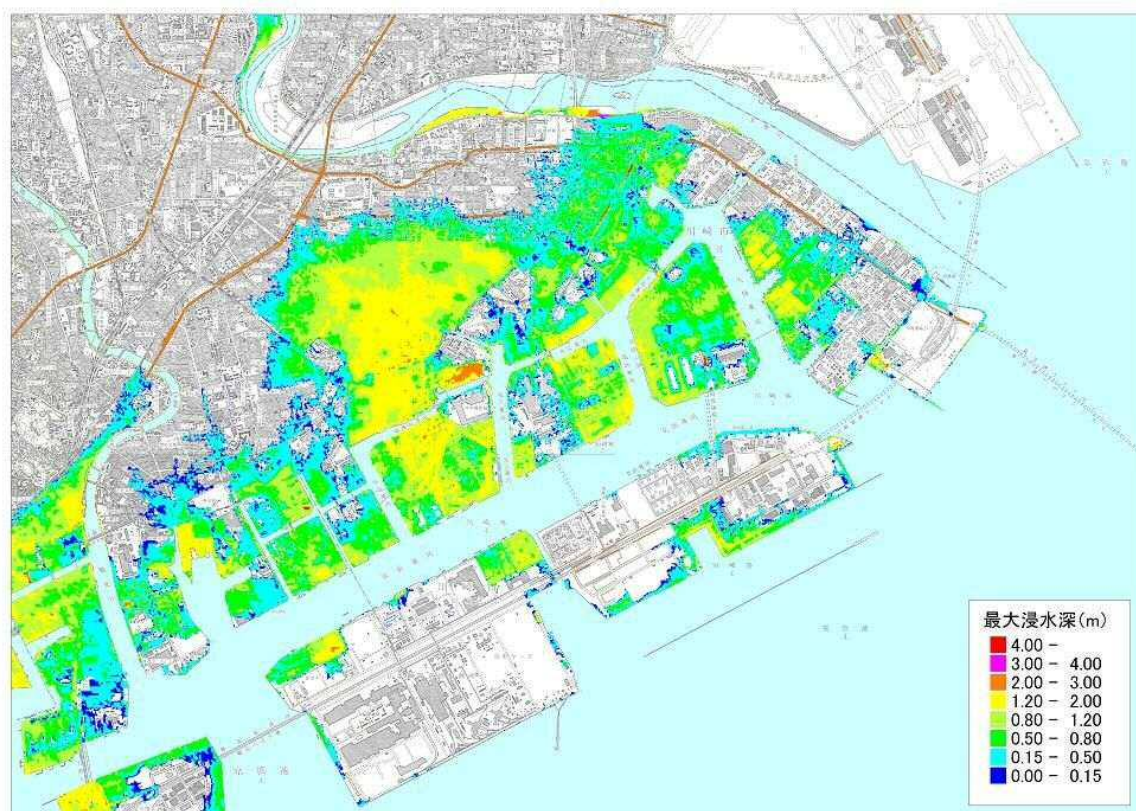
津波の災害想定については、神奈川県が想定した津波のうち、本市における浸水域、浸水深が最も大きい「慶長型地震」による津波を対象とする。

第1節 津波浸水予測

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測

川崎市域の最大津波到達時刻 96分、最大津波高 371cm（満潮時）

川崎市域の浸水深 浅野町の一部など 2～3m、その他の地域 2m以下



第2節 津波被害想定

1 浸水による建物・人的被害

神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波浸水予測を基にして推計した被害予測

(1) 建物被害

区名	木造			非木造		合計		
	全壊	半壊	浸水	半壊	浸水	全壊	半壊	浸水
川崎区	8	4,568	2,312	5,457	2,294	8	10,025	4,606
幸区	0	0	4	0	7	0	0	11
合計	8	4,568	2,316	5,457	2,301	8	10,025	4,617

(2) 人的被害

	冬5時の	夏12時の	冬18時の
	死者数 (人)	死者数 (人)	死者数 (人)
避難する場合	0	0	0
避難しない場合	5,817	5,009	5,816
川崎区	5,807	5,001	5,806
幸区	10	8	10

2 浸水による道路・鉄道の被害

(1) 道路

緊急交通路及び緊急輸送路に指定されている道路について、川崎区内を通る道路のうち、国道15号よりも臨海部側については多くの箇所が浸水することが予測される。

高速湾岸線及び東京湾アクアラインについては川崎浮島ジャンクションで浸水、首都高速6号川崎線については大師ジャンクション付近のトンネルで浸水することが予測される。



川崎市の緊急交通路及び緊急輸送路指定路線図

(2) 鉄道

京浜急行大師線の産業道路駅～小島新田駅のほか、JR南武支線の川崎新町～扇町、川崎臨海部を走る各貨物線が浸水することが予測される。

3 東日本大震災における被災地でのコンビナート被害

消防庁が取りまとめた、危険物施設や石油コンビナート施設における16都道府県内の被害状況では、全施設のうち1.6%にあたる3,341施設が地震や津波で被害が確認され、そのうち、主に津波の被害を受けた1,821施設について、破損、流出、火災等が発生したとしている。屋外タンクの被害形態に着目した津波被害状況では、津波浸水深が3.0m未満の場合、タンク本体及び付属配管への被害は発生せず、3.0m以上で被害が見られた。

このほかの被害として、タンクの基礎や防油堤基礎の洗掘、各種設備・装置の流出などの様々な態様のものがあるほか、各種防災資機材への被害が災害への対応を困難化させる例も考えられるが、石油タンクへの大規模な津波被害は、このたびの東日本大震災が初めてのことから被害の情報が乏しい。

(出典:「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書(平成23年12月22日 消防庁)」より抜粋)

(資料編 川崎市地震被害想定調査結果(津波による被害)の抜粋)

第3章 放射性物質等の災害【総務局危機管理室】

放射性物質等の災害は、県防災計画の「放射性物質等の災害」のとおりとする。

- 1 試験研究用原子炉施設における被害
- 2 核燃料物質等の輸送に係る事故による被害
- 3 放射性物質取扱事業所における被害

第1節 試験研究用原子炉施設の被害形態

試験研究用原子炉施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、次のとおりとする。

- 原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態

(出典：原子力災害対策指針—原子力規制委員会)

原子炉施設で想定される放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設から直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏洩する可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記、希ガス及び揮発性放射性物質の影響範囲への対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低くなる。

第2節 核燃料物質等の輸送に係る事故の被害形態

核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、次のとおりとする。

- 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価

(出典：原子力施設等の防災対策について—原子力安全委員会)

1 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射エネルギーが多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射エネルギーを収納するA型輸送物とする。

- B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体
- A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO₂、濃縮UF₆、天然UF₆
- L型輸送物の例：低レベル廃棄物
- IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

2 想定事象

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。

臨界事故については

- ① 輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと。
- ② 特別の試験を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。
なお、濃縮UF 6の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、
- ① 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、
- ② 800°C、4時間の耐火性能を有していること、
- ③ 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包括されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

(1) B型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800°C、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

(イ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定
(風速1m/s、大気安定度F)

イ 一般公衆への影響

(ア) 遮へい性能の劣化

表面から1mで約4.5mSv/h、半径15mの距離で約0.25mSv/h（10mSvに達するまでに約40時間）、半径50mの距離で約20μSv/h。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から1mで10mSv/h）があった場合には、半径15mの距離で10時間で5mSv/h程度。

(イ) 密封性能の劣化

半径15mの距離で約16μSv/h（10mSvに達するまでに約26日）、半径50mの距離で約5μSv/h。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏洩があった場合は、半径15mの距離で約5mSv以下（特別の試験条件下での許容値である漏洩率A2値/weekで10時間放出）。

ウ 防護対策

(ア) 遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径約15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

(イ) 密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

(2) A型輸送物

ア 想定事象

(ア) 遮へい性能の劣化

A型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。（収納物表面で20～50μSv）

(イ) 密封性能の劣化

天然UF 6 輸送物が800°C、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、
収納物が放出することを想定

イ 一般公衆への影響

(ア) 密封性能の劣化

距離に依存せず100 μ S v以下

ウ 防護対策

(ア) 密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏洩
防止対策をする。

3 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10
mS vに達するまでにかかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人
数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚
染・漏洩拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特
別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏洩があった場合に、一般公衆が
半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5 mS v程度であり、事故の際に
対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策
は十分可能であると考ええる。

第3節 放射性物質取扱事業所の被害形態

火災や爆発等により、放射性同位元素などの放射性物質が漏洩し、放射線による被ばくにより、人体
等に被害を生じる。

第3部 災害予防計画

臨海部における危険物、高圧ガス等による火災、爆発又は石油等の漏洩、流出その他の災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、適切な災害想定に基づき保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図るよう努めなければならない。

また、本市、県及び防災関係機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守、各行政指導基準の徹底を指導するとともに、消防力の増強をはじめとする各種事前対策を総合的に推進する。

第1章 特定事業所等における予防対策

第1節 特定事業所の予防対策【消防局】

特定事業所は、当該事業所における災害の発生防止に係る責務を有するとともに、当該特定事業所の所在する特別防災区域で発生した災害の拡大防止に関しても第一次的責任を有することから、それぞれ地域及び事業所の実態に応じて、施設及び設備の保全をはじめ保安管理の徹底及び自衛防災組織の確立等の災害予防対策を積極的に実施するものとする。特に、協力会社を含む特定事業所関係者は、危機管理能力の向上に日頃から取り組まなければならない。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めなければならない。

加えて、特定事業所は、大規模地震発生直後における従業員等の安全を確保し、帰宅困難者の発生抑制を図るため、従業員等の待機、帰宅の方針等を定めるとともに、食糧等必要な物資を確保するよう努めなければならない。

1 保安管理の徹底

特定事業者は、自らの責任により積極的に保安確保が継続的に改善されるシステムの構築を図り、保安確保対策を進めることとし、平常時から危険物、高圧ガス等の各施設設備の保全を図るとともに、過去の事故事例等を適切に反映させ、安全な管理に必要な保安業務の徹底を期するものとする。

このため、特定事業所においては、石炭法、消防法、高圧ガス保安法等関係法令に定める保安管理に関する責務のほか、危険源の把握に努め、危険要因を除去するための対策を積極的に進めるとともに、次の事項の徹底を図るものとする。

(1) 防災保安責任体制の整備

ア 保安部門は、他部門、特に製造部門から独立させ、安全対策の指揮命令が十分徹底されるよう、事業所内の体制の整備強化を図る。

イ 事業所における安全を確保するため、石炭法に規定する防災管理者を中心に、総合的な防災保安監督体制及び所内連絡協議体制を確立するとともに、防災規程、予防規程及び危害予防規程並びにこれらの規程に基づく各種基準類の定期的な見直しによる充実整備と適正な運用を図る。なお、当該規程には、特に、夜間、休日における異常事態発生時の通報及び応急体制等

の行動基準について明確に規定する。

ウ 津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合における緊急時の対応について検証し、避難時の対応や緊急措置等の対応に関する必要な事項を定めるとともに、関係者へ内容の周知徹底を行う。

また、緊急措置等の対応の検討に当たっては、役割分担等の実施体制、施設等停電時における対応等についても明確にする。

エ 装置にトラブルが発生した場合、装置を緊急停止できるように、緊急停止責任者及び不在時の代行者をあらかじめ指定するとともに、運転停止については責任を問わない旨を明確に規定する。

また、トラブルの原因を追究して必要な措置を講じ、慎重に安全を確認したうえでなければ運転を再開してはならない。この場合にも必ず、指定された実施責任者又はその代行者が十分確認のうえ、その指示命令のもとに行う。

オ 作業員の計装、計器類の操作ミス、誤認を防止するため、原則として複数の者が確認するとともに、フェイルセーフ等を考慮した計装システムの整備に努める。

カ 定期又は臨時点検、整備等を行う協力会社等の作業の安全を確保するため、特定事業所の責任において、保安担当者の立会い等その管理、監督の徹底を図り、工事等非定常作業時における安全確保対策に万全を期する。

(2) 危険物、高圧ガス施設等の安全確保

ア 耐震設計等

神奈川県地震被害想定調査による南関東地震等における地震動及び液状化、神奈川県津波浸水予測図（平成24年3月 神奈川県津波浸水想定検討部会）、防災アセスメント調査による施設等の災害危険性の評価等を踏まえ、対策を実施する。

また、施設等が設計上の耐震性能を有しているか等について再確認し、確認結果に応じて必要な措置を講じる。

(ア) 危険物施設

危険物施設については、地震・津波対策の推進にあたり、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」（消防庁危険物保安室長通知、平成24年1月31日消防危第28号）等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

昭和52年2月15日以前に設置された特定屋外タンクは、平成7年1月施行の「新基準」、平成11年4月1日以前に設置された準特定屋外タンクは、平成11年4月施行の「新基準」についての適合性調査を行い、耐震改修猶予期限までに補強対策等を講じなければならない。なお、耐震改修期限にとらわれることなく早期に改修を図るよう努める。

また、防油堤等については、「防油堤の漏洩防止措置について」（平成10年3月20日消防庁通知）等により対策を講ずる。

(イ) 高圧ガス施設

平成9年4月に改正施行された「高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月通商産業省告示第515号）」及び県が定めた「高圧ガス施設等耐震設計基準」（平成2年制定、平成14年4月改訂施行）に基づき耐震対策を実施する。

(ウ) 建築物

多数の従業員を収容する建築物及び災害対策本部の設置など応急対策活動の拠点となる防

災上重要な建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月)が制定されたことも併せ、県が定める「防災上重要建築物耐震診断基準」を参考に耐震診断を実施し、その結果に応じた補強対策等を講ずるよう努める。

(エ) 地盤の液状化

地盤の液状化対策の程度が大きいと判定されたメッシュ(地域)内の事業所は、液状化の詳細判定を実施するとともに、①～③の施設については、それぞれに例示する周辺地盤に適応した地盤改良や構造物の設計を強化するなどの対策を講ずるよう努める。

<p>①危険物、高圧ガス施設等</p>	<p>地盤改良による方法</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 液状化の可能性の高い砂層を粒径にばらつきのある土砂と入れ換える置換工法 b. 振動若しくは衝撃により地盤内に砂を圧入し、砂杭を形成させるサンドコンパクションパイル工法 c. 振動機を地中にさしこみ、振動させながら地盤を締め固め同時に生じた空隙に砂利等を補充するバイプロフローテーション工法及びバイプロット工法 d. 盛土の荷重で砂層の拘束圧を増大させることにより液状化に対する強度を高める押え盛土工法 e. その他、深層混合処理及び薬液注入工法、グラベルドレーン工法、動圧密工法、ウェルポイント工法、バイプロタンパー工法及び表層固化工法等
	<p>構造物で対応する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 道路等の盛土のり面を支持地盤、若しくは液状化しない層まで到達する基礎を有する擁壁にする方法 b. 構造物の周囲を矢板等で囲い内部の拘束圧を高める方法 c. 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど既設構造物の耐力を増す方法 d. 液状化により配管が引っ張られて、危険物やガスの漏洩を起こさないよう、配管の可とう性の確保
<p>②建築物等</p>	<p>木造建築物の対策工法</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とすること。 b. アンカーボルトを適正施行すること。 c. 荷重偏在となる建築計画を避けること。 d. 屋根等の重量を軽くすること。 e. 1階床組の床束に束石を用いないこと。 <p>上記a～eを効果的に組み合わせると実効が上がる。</p>

②建築物等	鉄筋コンクリート造建築物の対策工法 a. 支持杭基礎工法 b. 地階を設ける方法 c. 面的に広がりのある建築計画とする方法 d. 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める工法
	建築物の敷地地盤に施す対策工法 土木施設構造物の液状化対策における地盤改良による方法に準じる工法
	コンクリートブロック塀の対策工法 a. 法令等の技術基準を正しく履行すること。 b. 基礎を底板幅の大きい逆T字型又はL字型の鉄筋コンクリートで造り、丈を大きくし、根入れを深くすること。
③地下埋設物 (導管、配管)	既存施設の技術的改良対策 a. 既設管の取替 b. 既設管の補強 c. 地盤改良
	新設管の耐震化 a. 良質地盤の選定 b. 耐震性の高い管の採用
事業所内道路	防災活動上重要な事業所内道路について、迂回可能な通路配置や応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じておく。

(オ) 危険物タンクのスロッシング対策

特定屋外タンクについては、平成 17 年の関係消防法令の改正による液面高さの適切な管理を行うとともに、「新基準」適合への対策が求められる浮き屋根式特定タンクの浮屋根については、災害危険性の評価結果等に応じて計画的に法令の猶予期限までにとらわれることなく早期に改修を図るように努める。

イ 津波浸水対策

津波による浸水が想定される特定事業所は、各事業所等において想定される被害の態様に応じ、次に例示する浸水による被害を低減するための対策を参考に、必要な措置等を講ずるよう努める。

(ア) 緊急停止のための措置等

津波警報発表時など、津波による浸水のおそれがある状況において、限られた時間で設備の安全な停止、危険物等の封じ込め、他設備との縁切り等を図るための措置を講じる。

(イ) 保安用設備等の機能の確保

地震、津波等災害発生時においても、特定防災施設等、防災資機材等その他保安用設備の機能を維持若しくは応急措置により直ちに復旧できるよう必要な対策を講じる。

(ウ) タンクローリーの流出防止措置

津波によりタンクローリー、容器（ボンベ）が流出することを防止するため、タンクローリーの退避、容器の固定措置等の措置を講じる。

ウ 施設の腐食劣化による漏洩防止

(ア) 配管

埋設配管は、設計時に腐食劣化について十分な検討を行い、腐食危険性、点検時のポイント等をリストアップし、保安管理に活用するとともに、敷設後は定期的に水圧試験等を実施し、腐食開孔部の早期発見に努める。

高圧ガス配管については、配管腐食に起因する高圧ガス漏洩事故の防止を図るため、「高圧ガス配管外面腐食検査に係る技術資料」（平成 19 年 3 月神奈川県）を参考に外面腐食防止対策を講じる。

(イ) タンク本体

現行法令に基づく各種検査・点検のほか、「屋外タンクの定期点検における側板の点検方法等に関する指針」（平成 17 年 3 月総務省消防庁）に基づく側板の点検を実施する。また、重油等の加温タンクについては、断熱材部分の点検を重点的に行う。

エ 緊急停止装置、保安電力等の安全対策

関係法令に定める技術上の保安措置を適切に講じるほか、危険物等関連施設に対しても、緊急遮断設備等の整備を図るなど保安対策に取り組む。

オ 人的要因による事故の防止

事故の直接的要因又は背後要因としての人的要因の把握に努め、適切な予防対策を講じる。

カ 各種情報源の活用

消防庁をはじめ、各種団体が提供する事故事例、事故分析結果、保安情報等の各種情報を活用し、一層の安全性確保に努める。

キ 火災の防止

可燃性混合気体の形成回避に努め、また、発火源となる静電気対策を講じるとともに、火気使用工事における安全管理の徹底を図る。

(3) 施設、設備等の点検整備

ア 自己責任・自主管理のもと、施設、設備等の耐用年数、稼働状況、腐食率等を考慮した点検基準を作成し、設備の保全、管理のより一層の強化に努める。

イ 防消火設備は、日常の保守点検により作動の健全性を常時確保し、災害時に支障なく使用できるよう訓練によりその操作の習熟を図る。

ウ 点検の結果、不備不良等の異常を発見したときは、責任者の指示により速やかに整備又は修理を行う。

エ 点検、整備又は修理の工程及び結果を関係者に連絡する。

(4) 作業基準の整備と徹底

ア 運転開始、停止及び緊急停止並びに運転再開の際に安全適切な操作を実施するため、作業基準を整備し、その遵守の徹底を図る。

イ 作業基準は、個々の装置、機器等に即した操作・取扱要領の形にできるだけ具体化して整理し、すべての従業員が容易に理解し、記憶できる内容とする。また、作成にあたっては、現場の運転員等が積極的に参加する。

ウ 作業基準の運用

次の事項について、年1回以上見直しを行い、必要な場合は適宜改訂する。

- (ア) 関係法令等が遵守されていること。
- (イ) 安全な操作が確保されていること。
- (ウ) 安全上重要な事項について、特にわかりやすくなっていること。
- (エ) 安全確保に必要な基本的禁止事項が盛り込まれていること。

(5) 放射性物質等災害に対する特定事業所の防災体制の整備

ア 試験研究用原子炉施設

(ア) 放射性物質災害に対する防災体制の整備

特定事業所は、特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生等の連絡を受けた場合の装置の緊急停止などの操作手順や防災要員の配備及び避難について、あらかじめマニュアルの整備を行う。

(イ) 避難誘導体制等の整備

特定事業所等は、特定事象発生等の連絡を受けた場合の屋内退避及び避難に係る計画を作成する。

イ 放射性物質取扱事業所

放射性物質災害に対する防災体制の整備

特定事業所は、放射性物質取扱事業所の火災等の連絡を受けた場合の装置の緊急停止などの操作手順や防災要員の配備及び避難について、あらかじめマニュアルの整備を行う。

2 防災組織の確立及び整備

特定事業者は、石災法第3条の規定に基づき、災害の発生及びの拡大の防止に関し万全の措置を講じなければならないことから、自衛防災組織等を適正に設置し運用しているところであるが、さらなる充実を図るため、各特定事業所間及び各共同防災組織間での相互協力の推進並びに石油コンビナート等特別防災区域協議会への積極的な参加に努め、それぞれの地域の実態に即応した事業所相互間の協力、応援及び連絡体制の整備充実に努めるものとする。

(1) 防災組織

ア 自衛防災組織の確立

自衛防災組織は、石災法第16条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 日常時における防災巡回及び点検に関する業務
- (イ) 災害時における統轄、指揮に関する業務
- (ウ) 災害情報の収集に関する業務
- (エ) 防災要員の非常招集に関する業務
- (オ) 消火作業等応急措置に関する業務
- (カ) 消防機関、防災機関、関連企業等への出動要請、応援要請、災害状況の通報等に関する業務
- (キ) 一般従業員の避難誘導に関する業務
- (ク) 災害現場周辺の警戒、警備に関する業務
- (ケ) 負傷者の応急救護、収容に関する業務
- (コ) 防災資機材等の調達支給に関する業務
- (サ) 非常食糧、飲料水の備蓄に関する業務
- (シ) 報道関係者、来訪者等の応接に関する業務

- (ス) 周辺住民に対する防災情報の提供に関する業務
- (セ) その他必要な業務

イ 共同防災組織の確立

各地区共同防災組織は、石災法第19条の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
- (イ) 防災要員の防災技術向上に関する業務
- (ウ) 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務

石災法第19条に基づく共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

(平成24年4月1日現在)

地区名	組織の名称	根 拠	結成年月日	加盟事業所数
浮 島	浮島 共同防災協議会	浮島共同防災協議会 共同防災規程	昭和52年7月13日	39
千 鳥	川崎市千鳥地区 防災協議会	川崎市千鳥地区防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月12日	24
扇 町	扇町地区 共同防災協議会	扇町地区共同防災規程	昭和52年7月14日	6
扇 島	扇島地区 共同防災協議会	扇島地区共同防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月13日	5 (横浜市域 2社を含む)
浮 島 千 鳥 水 江 扇 町 扇 島 東扇島	川崎海上共同 防災協議会	川崎海上共同防災協議 会海上共同防災規程	平成12年4月1日	18 (浮 島2 千 鳥8 水 江2 扇 町3 扇 島2 東扇島1)

ウ 広域共同防災組織の確立

直径3.4m以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所にあつては、「大容量泡放射システム」(大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤等)を備え付けなければならないことから、当京浜臨海地区においては、石災法第19条の2の規定に基づき、広域共同防災組織として「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を設置したところである。複数の特別防災区域を管轄する組織となり、当市の京浜臨海地区をはじめ、根岸臨海地区、久里浜地区及び静岡県の清水地区を受け持つ広域の共同防災組織となっている。

広域共同防災組織は、市、国、県及び防災関係機関の指導のもと、石災法第19条の2の規定に基づき、次の業務を適正に遂行するものとする。

- (ア) 大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等（以下「大容量泡放水砲等」という。）を用いて行う防災活動に関する業務
- (イ) 構成事業所相互の連携、連絡体制の確立に関する業務
- (ウ) 防災要員の防災技術向上に関する業務
- (エ) 防災資機材等の整備充実及び維持管理に関する業務
- (オ) 防災関係機関との連絡体制の確立に関する業務

石災法第19条の2に基づく広域共同防災組織の設置状況は、次のとおりである。

名 称	受持ち特別防災区域	設立年月日
神奈川・静岡地区 広域共同防災協議会	京浜臨海地区・根岸臨海地区・ 久里浜地区・清水地区	平成19年10月9日 (本運用開始日:平成20年12月9日)

エ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の充実

京浜臨海地区内の特定事業者においては、石災法第22条の規定に基づき、「京浜臨海地区特別防災区域協議会」を設置している。

(ア) 業務

当該協議会は、次の業務を適正に遂行するとともに、特別防災区域内での災害の発生又は拡大の防止を推進するため、構成事業所で連携を図り、防災力向上及び防災資機材等の整備充実を努めなければならない。

- a 災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成
- b 災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- c 災害の発生又は拡大の防止に関する特定事業所職員への教育の共同実施
- d 共同防災訓練の実施

(イ) 取組事項

東日本大震災、阪神・淡路大震災及び平成15年（2003年）十勝沖地震における石油コンビナートタンク火災の教訓から、特定事業所の自己責任・自主管理を基本とした共通的な地域防災対策の推進に関わる課題に取り組まなければならない。

- a 自衛防災組織及び共同防災組織の相互応援体制の確立
地区を越えた相互応援、防災協力体制の構築を検討し、応援協定の締結を行う。
- b 避難計画
臨海地区島部において相互連絡路が途絶した場合の集合場所、集合場所までの避難通路及び避難用船舶の確保、船舶の係留位置及び着岸施設の指定等を検討し、防災関係機関との協議体制を確立する。
- c 連絡設備・防災通信の整備強化
混信が予想される中で、災害情報等の収集、伝達を強化するため、新規連絡通信システムの可能性の調査検討を行う。
- d 緊急輸送路等の確保
交通規制が実施され、島部においては孤立化が予想される中で、各島で物資受入れ港湾施設の確保、緊急輸送船舶の確保等を検討し、防災関係機関との協議体制を確立する。

- e 関係防災機関から自衛防災組織又は共同防災組織への協力要請対応
防災協力活動への協議体制の確立、応援協力協定の締結を検討する。

石災法第22条に基づく特別防災区域協議会の設置状況は、次のとおりである。

名 称	設立年月日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	昭和57年3月29日

(2) 相互連携体制の整備

特定事業所は、平常時における予防対策の推進並びに災害時における応援協力体制確立のため、事業所間の相互連携体制の整備・強化を図るものとする。

ア 平常時における連携体制の整備

特定事業所は、災害時における相互応援の円滑な実施に資するため、保安上必要があると認められる場合、次の事項に留意して相互に通報、連絡するなど平常時から連絡協調に努めるものとする。

(ア) 相互通報に関する事項

次の事項について、あらかじめ通報しておくものとする。

- a 導配管による輸送時
- b 導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- c 隣接事業所境界並びに他事業所導配管設置場所から接近した距離内の火気の使用、塔槽類の据付け、解体及びその他の作業を行う場合
- d 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- e ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合
- f 異常騒音の発生が予想される場合
- g 装置の稼働を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合

(イ) 相互了解に関する事項

特定事業者は、次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得るものとする。

- a 貯槽能力10,000k.以上の貯槽を事業所境界に接近した位置に設置する場合
- b 製造施設を事業所境界から接近した位置に設置する場合
- c 導管を設置する場合
- e フレアースタックを設置する場合
- f その他必要な事項

(ウ) 資料等の相互交換に関する事項

隣接する事業所間で、次の事項につき概ね年1回以上、必要な資料等の相互交換を行う。

- a 危険物・高圧ガス施設を設置している位置と取り扱う物質の名称
- b 危険物その他の危険性物質を貯蔵する貯槽の位置と貯蔵物質の名称
- c 火気を使用する設備の位置
- e 災害によって可燃性ガス、毒性ガスが放出するおそれのある設備の位置と、放出ガスの名称
- f 導配管の敷設位置

- g 保安施設の位置
- h 消火栓その他の防災設備の位置
- i その他保安上、特に必要と思われるものの位置

イ 非常時における連携体制の整備

特定事業者は、災害時において必要に応じ相互に応援することとされていることから、相互応援措置の円滑な実施が図られるよう、あらかじめ次の事項について応援協定を締結する等、合意若しくは確認しておくこと。

(ア) 組織及び応援部隊の編成

(イ) 応援要請時の連絡方法及び連絡系統

(ウ) 応援時の指揮命令系統

(エ) 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項

(オ) 応援者の業務

- a 非常線の監視、報道機関の対応、非常炊出し、その他被災時における側面的な援助及びそれに必要な資機材、人員の調達
- b 地域全般にわたる事故災害の発生又は発生のおそれのある場合の共同防災措置及びそれに必要な人員及び資機材の提供
- c 被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣
- d 消火に必要な人員、設備、資機材の調達
- e その他被災事業所からの要請による事項

(カ) その他応援に必要な措置

特定事業所は、自らの事業所の安全を確保した場合には、相互応援とともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域社会における防災対策への協力に努める。

3 消防力の整備強化

大量の危険物・高圧ガス等を貯蔵し、取扱う特別防災区域においては、災害の特殊性と影響度の大きさとともにさまざまな危険要因を有していることから、関係法令において必要とされる防災資機材等の適正な配備とともに、これらの災害対応に向けた自衛消防組織等の消防力の整備・強化が必要不可欠となる。

このため、災害防止について第一次的責任を有する特定事業者は、法令等による設置義務又は基準数の配備に満足することなく、事業所の規模に応じた防災要員を確保し、流出油防止堤等の特定防災施設、消防車両等、消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の防災資機材等並びに消防用設備等について、より一層の消防力の整備・強化に努めるものとする。

(1) 特定事業所等の消防力

特定事業所等の消防力の概要は、別表のとおりである。

(2) 大容量泡放射システムの概況

石災法第 19 条の 2 の規定により広域共同防災組織が設置され、当市区域には「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」を組織して、防災資機材等及び防災要員に係る石災法の基準に基づき、次のような大容量泡放射システムを配備している。

ア 大容量泡放射システムの資機材等

大容量泡放射システム構成資機材		現有	備考
大容量泡放水砲		2砲	10,000～ 30,000 L/ min 可変
大容量泡放水砲用 防災資機材	ポンプ	メインポンプ 2台 水中ポンプ 2ユニット	公称 30,000 L/ min (1 台) 4台1ユニット
	混合装置	送液部1式 混合部2式	
	ホース (保形) (ソフト)	メインホース 5,740メートル	1 2 B
		吸管 44本	8 B
		吸管 4本	8 B
	耐熱服	4着	
空気呼吸器	4基		
大容量泡放水砲用泡消火薬剤		66キロリットル	1%希釈型

※ 「神奈川・静岡地区広域共同防災協議会」は、当市の他、京浜臨海地区（横浜市区域）・久里浜地区・清水地区の特定事業所を受け持つ。

イ 大容量泡放水砲1基あたりの最低放水能力

浮屋根式特定屋外タンクの直径	34m以上 45m未満	45m以上 60m未満	60m以上 75m未満
基準放水能力 (毎分)	10,000 リットル	20,000 リットル	40,000 リットル
砲1基あたりの 最低放水能力 (毎分)	10,000 リットル		20,000 リットル

※市内該当タンクにおいて、最大直径75メートル以上のタンクはない。

ウ 川崎市内における大容量泡放射システムの該当タンク基数

該当タンク基数	基準放水能力別該当タンク基数		
	毎分 10,000 リットル	毎分 20,000 リットル	毎分 40,000 リットル
60基	10基	26基	24基

4 海上流出油体制の整備等

特定事業所は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

また、防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地事業所等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

5 防災教育及び防災訓練の実施

特定事業所は、協力会社も含めた全従業員を対象に、次のとおり防災教育及び訓練を計画的かつ確実に実施し、平常時の安全確保と災害時の応急活動の万全を期するものとする。

(1) 防災教育

ア 平常時から、操作ミス、不注意あるいは作業基準に定める作業手順の省略等惰性、慣れから基本的な安全確認を怠ることのないよう、作業基準、点検整備基準等の安全保安教育を徹底する。

また、過去の事故事例等を活用して異常事態を想定し、的確な判断能力の付与及びその際とるべき措置の周知徹底、火災、爆発等の事故時の作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

イ 地震、津波、高潮等の異常な自然現象に関する知識を習得するとともに、自然災害による被害の低減を図るための作業員の役割等を重点とした、協力会社を含めた安全保安教育を実施する。

ウ 予想される装置のトラブルに速やかに対処できるよう、運転技術の向上及び運転装置、関連装置の習熟を図る。

エ 事業所設備の操作・保守及び管理に従事する者を企業内講習会、企業外講習会などに積極的に参加させ、資格取得に対する援助をするなど全体のレベルアップを図る。

オ 事業所内の防災責任者による現場特別査察を適宜実施して災害発生の防止に努めるとともに防災管理意識の高揚、啓発を図る。

カ 自衛防災組織の統括等防災業務の中心的役割を担う防災管理者等を、防災業務に関する研修・講習に積極的に参加させ、一層の能力向上が図られるよう努める。

(2) 防災訓練

ア 公設消防隊、共同防災組織及び広域共同防災組織並びに近隣の特定事業者等と合同の総合訓練を実施し、地域防災体制の確立を図る。

イ 一般の防災訓練を実施するほか、特に作業基準に沿った装置の緊急停止訓練等個別訓練を実施し、作業基準の徹底を図る。

ウ 訓練は、特に、設備の新設、組織変更、人事異動等があった時はその都度実施するように努め、迅速的確な対応が行えることを確認する。

エ 訓練を実施した際に生じた問題点をマニュアル等に反映させるとともに、次回訓練時にその検証を行う。

6 特定事業所における広報活動

特定事業所は、近隣住民に対して、事業所の防災体制、防災施設等を公開するなど防災に関する広報活動に努めるものとする。

また、発災時において、被害状況を把握・整理し、従業員、来所者及び防災関係機関に対して迅速に広報できる体制を整備するとともに、近隣住民に対して避難等の緊急連絡体制の整備を図るものとする。

共同防災組織及び自衛防災組織における防災資機材等の現況

(平成24年4月1日現在)

区分	3点セット						大高 型所 放 化 水 学 車	普通化学車				消防ポンプ車				普放 通 水 高 所 車		可 搬 式 泡 放 水 砲 (一 二 千 型)		可 搬 式 泡 放 水 砲 (一 二 千 型)		可 搬 式 放 水 銃		耐 熱 服		空 酸 気 素 呼 吸 器 又 は 器		オ 展 イ ル フ 張 エ ン ス 船		油 回 收 装 置		泡 原 液 (kℓ)		オ イ ル フ エ ン ス (km)		防 災 要 員	
	大 型 化学車		大型高所 放水車		泡原液 搬送車			甲種	乙種	普通		小型		法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有
	法定	現有	法定	現有	法定	現有				法定	現有	法定	現有																								
合 計	2	6	2	2	6	6	5	10	9	-	2	1	2	-	-	-	-	6	20	-	6	11	138	17	134	17	313	1	2	1	1	218.16	508.04	12.69	25.78	174	1,586 (254)
共同 防災 組織	陸 上		2	4	2	2	5	5	3	2	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	2	9	7	7	7	12			-	-	70.92	72.96			32	178 (33)
	海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1.08	1.08	4	6 (4)
自 衛 防 災 組 織	-	2	-	-	1	1	2	8	9	-	2	1	2	-	-	-	-	1	15	-	6	9	129	10	127	10	301	-	1	1	1	147.24	435.08	11.61	24.70	138	1,402 (217)

(注) 1 この現況は、石油コンビナート等災害防止法に基づくものです。
 2 ()内は、1当直あたりの最低人員を示しています。
 3 泡原液は3%原液に換算した量を示しています。

第2節 特定事業所以外の事業所の予防対策【総合企画局、港湾局、経済労働局】

臨海部に立地する特定事業所以外の事業所においても、災害時の事業継続性（Business Continuity）の確保に努めるにとどまらず、地域においては事業活動を行う地域社会の一員として、その社会的責任を果たすため、災害発生時には、その組織力や所有する敷地、資器材等をもって、住民とともに周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

このため、日頃から防災関係機関や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりや災害からの早期復旧など地域社会の貢献に努める。

1 特定事業所以外の事業所の防災対策

事業所における被害を軽減するため、施設・設備の耐震対策の実施、従業員への防災教育・訓練の実施、防災対応、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等を推進し、防災力の向上に努める。また、効果的な防災を推進するため、自衛消防組織等の防災組織を編成し、防災対応に努める。

なお、従業員が安心して災害対応、業務の継続ができるよう、家族との安否確認体制の整備を整えるほか、3日分以上の備蓄等を行い、発災後に「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整えることにより、帰宅困難者の発生抑制のみならず、従業員の帰宅時における2次災害の抑制に努める。

このような事業所の防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地企業等と関係局、川崎区等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等において、情報や意見の交換、提案を行う。

また、市内事業所における防災の取組を促進するため、事業所独自の防災対策（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持）のほか、地域と協働で取り組む防災活動の必要性や方向性、内容等についてまとめた防災啓発冊子を活用し、地域防災力の向上を図る。

2 地域住民等との連携

事業所は、地域社会の一員として、平素から地域住民と災害への取組みなどの情報提供を行うとともに、地域住民、市、他の事業所自衛消防組織等と協力し、災害発生時には、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、日頃から訓練を実施するなど協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材、備蓄物資の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難収容に関すること。

3 事業継続計画（BCP）の策定

事業所は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業は、県防災計画や川崎市地域防災計画、本計画との整合を図りつつ、BCPを策定し、同計画に基づく対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組を平時から、次のように実施する。

- (1) 経営者が方針を立て、
- (2) 計画を立案し、
- (3) 日常業務として実施・運用し、

- (4) 従業員の教育・訓練を行い、
 - (5) 結果を点検・是正し、
 - (6) 経営者が見直すことを繰り返す、
- このような一連のサイクルをBCPとして明確に規定、遵守することを進める。

第2章 防災関係機関における予防対策

本市、県及び防災関係機関は、特別防災区域における災害の未然防止と発災時の応急措置が迅速かつ効果的に実施できるように特定事業所等に対する指導監督、消防力の整備、石油コンビナート等災害影響範囲の把握等あらかじめ講ずべき対策をそれぞれの権能と責任において実施し、相互の協力により一体的防災対策を推進するとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保を図ることにより、石油コンビナート等防災対策の万全を期する。

第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底【消防局】

本市、県及びその他の防災関係機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等を指導、監督するとともに、自主保安体制の確立に向けて適切な助言を行い、災害の未然防止と防災体制の強化に努める。

1 立入検査の実施

(1) 各防災関係機関による立入検査

消防局、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒物及び劇物等の安全取扱いと適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施する。

なお、防災関係機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

(2) 防災関係機関による合同立入検査

特定事業所等における防災対策の適正化を図るため、災害の発生状況、発生原因及び特定事業所等の防災体制の現状等を踏まえ、各防災関係機関が協力して合同立入検査を定期及び臨時に実施する。

2 防災体制の整備推進

(1) 保安管理の強化指導・監督

ア 管理体制の整備

防災関係機関は、石炭法の防災管理者、副防災管理者をはじめ、危険物保安統括管理者、高圧ガス製造保安統括者及び統括安全衛生管理者など特定事業所等における防災に係る全ての法的管理監督者を網羅した有機的かつ総合的な保安管理体制を確立するよう、指導監督に努める。

イ 自主基準の整備

防災規程、予防規程、危害予防規程等法定規程類の作成については、防災関係機関は、特定事業所等の実態適応性と保安管理の有効妥当性を中心として審査、指導を進める。また、各特定事業所等に即応した次の諸基準の策定についても助言する。

なお、これらの規程、基準については、随時その運用状況を検査し、事業所の実態を勘案して、年1回以上の見直しと適正な運用が図られるよう、助言する。

(ア) 作業管理基準

(イ) 緊急時処置基準

(ウ) 工事安全基準

(エ) 防災教育、訓練基準

(オ) 施設点検整備基準

(カ) その他必要な基準

ウ 施設、設備の安全管理

危険物、高圧ガス等の各施設、設備については、消防法等関係法令をはじめ高圧ガス施設等耐震設計基準等の各行政指導基準に基づく安全性と十分な耐震性が確保されるように設置するとともに、防災関係機関は、その後の経年変化に対する安全性の確保について指導及び監督を強化する。

(ア) 危険物等各施設の耐震性の確保

(イ) 危険物等各施設の維持管理

(ウ) 消防設備の整備

a 消火用屋外給水施設の維持管理

b 消火設備の維持管理

c 冷却・散水設備の維持管理

(エ) 警報設備の整備

(オ) 危険物、高圧ガス等の流出防止対策

a 流出油等防止堤の設置と維持管理

b 防油堤、防液堤の地震対策並びに土のう等の配備

エ 船舶荷役作業に対する指導

危険物、高圧ガス等の船舶荷役作業においては、各関係法令を遵守し次の事項を徹底し安全性を確保するよう指導する。

(ア) 陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立

(イ) 陸上の装置等の定期点検の強化等による安全の確保

(ウ) 作業時の立会い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底

(エ) 船舶に対する安全管理の徹底、設備の改良

オ 行政指導基準の制定

本市、県及び防災関係機関は、保安管理体制の整備、施設、設備の安全管理等に係るこれら施設、設備に係る行政指導基準等を関係事業者との合意形成を図り制定に努める。

(2) 自主点検の強化指導

危険物、高圧ガス等の施設及び設備の自主点検について、防災関係機関は次により推進するよう指導する。

ア 危険物、高圧ガス等の施設及び設備等に係る各点検基準の作成

イ 自主的な点検計画による点検の励行

ウ 点検結果に基づく改修措置等

エ 点検記録の保存

(3) 防災組織の育成指導

ア 自衛防災組織

消防局は、各特定事業所の自衛防災組織の充実等、防災体制が実態に即応できるよう、継続して指導、助言する。

なお、特定事業所以外の事業所についても、その実態から必要と認められる場合は、自衛防

災体制の整備について積極的に助言する。

(ア) 防災要員に対する技術的指導、助言

- a 防災資機材等の操作要領
- b 災害態様に応じた防ぎよ活動要領
- c 危険物等の性状と消火要領
- d その他必要な技術的指導

(イ) 防災資機材等の管理監督

- a 大型化学消防車等の点検整備
- b オイルフェンス展張船等の点検整備
- c 消火薬剤等の維持管理
- d オイルフェンスの維持管理
- e その他の防災資機材等の維持管理

イ 共同防災組織

消防局は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動が実施できるよう指導、助言し、共同防災組織の育成を図る。

(ア) 自衛防災組織との連携

- a 構成事業所の施設、設備の実態把握
- b 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- c 通報連絡体制の確立
- d 共同防災組織の指揮系統の確立

(イ) 防災要員に対する技術指導、助言

(ウ) 防災資機材等の管理監督

ウ 広域共同防災組織

消防局は、防災要員及び保有防災資機材等の質的、量的充実強化とあわせて、必要に応じ、地域と関係事業所の実態に即応した防災活動が実施できるよう指導、助言し、広域共同防災組織の育成を図る。

(ア) 自衛防災組織及び共同防災組織との連携

- a 構成事業所の施設、設備の実態把握
- b 構成事業所の自衛防災組織並びに保安に関する業務を行っている者への協力
- c 通報連絡体制の確立
- d 広域共同防災組織の指揮系統の確立

(イ) 防災要員に対する技術指導、助言

(ウ) 防災資機材等の管理監督

エ 石油コンビナート等特別防災区域協議会

市及び県は、特別防災区域（京浜臨海地区）に設置されている石油コンビナート等特別防災区域協議会が行う地域防災対策の推進を支援する。

(4) 消防技術説明者の配置

石油精製・化学工場等にあつては、複雑多岐にわたる危険物質等の製造及び取扱いがあること

から、消防隊が全てを認識し又は周知し、災害発生時、その危険性を即座に判断することは非常に困難な状況である。

このことから、消防局は、特定事業所等に災害発生時の消防隊への情報提供及び連絡等を専門的に行う者として消防技術説明者（この取組みを消防技術説明者制度という。）を配置するよう指導する。

(5) 予防規程・防災規程

消防局は、危険物を貯蔵し、取り扱う事業所又は高圧ガスを処理する事業所における火災・爆発・その他の災害の発生又は拡大を防止するため、危険物の取扱い作業・貯蔵方法・災害発生時の災害応急措置・その他危険物の保安上必要な事項等に関し、消防法第 14 条の 2 及び石油コンビナート等災害防止法第 18 条の規定に基づき具体的に予防規程及び防災規程を制定させ、事業所全般の保安管理の徹底を図らせる。

また、本規程の作成の基準として別途に準則及び指針を定め、内容の充実した規程となるよう、申請時に指導するとともに年 1 回以上の見直しを行い、実情に即して運用されるよう指導を徹底する。

(6) 危険物施設等の保安に関する講習会

ア 安全担当者講習会

消防局は、石油精製・石油化学工場及び油槽所等の危険物保安監督者・危険物取扱者・危険物施設保安員及び安全担当者等を対象に、危険物施設の適正な維持管理・危険物の貯蔵・取扱い、事故事例など安全管理強化のための講習会を開催し、防災意識の高揚及び事故防止の徹底を図る。

イ 危険物給油取扱所等の所有者・管理者講習会

消防局は、給油取扱所・移動タンク貯蔵所・灯油販売店及び塗料店等の小規模危険物施設の所有者・管理者及び安全担当者等を対象に、これら施設の適正な維持管理、危険物の貯蔵・取扱い、安全管理強化のための講習会を開催し事故防止の徹底を図る。

(7) 研究機関等

ア 川崎市コンビナート安全対策委員会

消防局は、石油コンビナート地帯の安全に関する諸問題を調査審議し、行政施策を円滑に推進するため川崎市長が委嘱した、学識経験者及び市専門職員により構成されている川崎市コンビナート安全対策委員会の審議結果を尊重し、危険物行政に反映させるものとする。なお、委員会の組織運営等については、川崎市コンビナート安全対策委員会要綱（昭和 48 年川消局警保第 1100 号）に定める。

イ 川崎市危険物保安研究会

消防局は、危険物等の貯蔵・取扱いに関する課題等を調査、研究し、その安全確保を推進するために設置された機関で、市内事業所の学識経験者等により構成されている川崎市危険物保安研究会で作成された成果物を危険物行政に反映させるものとする。

なお、審議会の組織運営等については、川崎市危険物保安研究会要綱（平成 24 年消防局訓令第 2 号）に定める。

(8) 相互応援体制の確立指導

危機管理室及び消防局は、各自衛防災組織及び共同防災組織が災害時において相互に応援、協

力して防災活動を実施するよう、次の事項等について、あらかじめ応援協定の締結を指導する。

- ア 組織及び応援部隊の編成
- イ 応援要請時の連絡方法及び連絡系統
- ウ 応援時の指揮命令系統
- エ 相互応援に必要な費用分担及び補償に関する事項
- オ 応援者の業務
- カ その他応援に必要な措置

(9) 防災教育及び訓練の実施指導

危機管理室、消防局及び県は、教育訓練計画の作成及びこれに基づく教育、訓練の的確な実施を指導、監督するとともに、平常時の安全確保及び非常災害時の応急措置、迅速・的確な活動が実施されるように、教育、訓練の充実について指導する。

3 船舶荷役作業に対する監督指導

市、県、第三管区海上保安本部、神奈川労働局及びその他の関係機関は船舶の荷役作業中の事故を防止するため、特定事業所に対する立ち入り検査等を適宜実施するとともに、特定事業所等が安全措置をすすめるよう、監督指導を強化する。

(1) 市による監督指導

港湾局長は、川崎市港湾施設条例及び同施行規則や公共ふ頭における危険物取扱要綱等に基づき、公共岸壁における危険物積載船舶の接岸及び荷役、危険物取扱工事等における安全の確保に努めるものとする。

(2) 県による監督指導

県は、危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の監督指導を行うとともに、防災施設の整備、防災に必要な物資の及び資機材の備蓄、整備を行うものとする

(3) 第三管区海上保安本部による監督指導

第三管区海上保安本部は、海上交通安全法、港則法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の航行及び積込、積替、荷卸に対して、安全管理の徹底、設備の改良等、適切な監督及び指導を行うものとする。

(4) 神奈川労働局による監督指導

神奈川労働局は、労働安全衛生法その他関係法令、規則等に基づき、危険物積載船の荷役に対して、陸上及び海上作業を統括する管理者の設置等安全管理体制の確立、及び陸上の装置等の定期点検の強化等による安全の確保、作業時の立合い、安全確認等の作業マニュアルの整備徹底等、適切な監督及び指導を行うものとする。

(資料編 自衛防災組織における「消防技術説明者制度」の趣旨)

第2節 消防力の整備充実【消防局】

1 市の消防力

市は、人命救助や被害の拡大等を防止し、市民、事業所及び付近船舶の安全確保を図るため、的確な情報収集体制や効果的かつ迅速な体制がとれるよう大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車の3点セット中隊及び消防艇等消防力を整備し、適正に配置するとともに、消防用資機材の整備を図るものとする。

(1) 消防署所等

ア 消防局

1局、8消防署、27出張所

イ 消防団

8消防団、28分団、41班

(2) 石油コンビナート等特別防災区域における火災出場体制

第1出場	特別第1号	特別第2号	特別第3号
指揮車	泡放射担当車両 3台	泡放射担当車両 2台	泡放射担当車両 2台
救助工作車	(高所放水車、はしご車)	(泡放射砲)	(高所放水車、泡放射砲)
特殊災害対応車	水源担当車両 3台	水源担当車両 4台	水源担当車両 3台
	(化学車)	(ポンプ車)	(化学車、ポンプ車)
高所放水車	泡原液搬送担当車両 3台	泡原液搬送担当車両 3台	泡原液搬送担当車両 2台
化学消防車	(タンク車)	(タンク車)	(タンク車)
ポンプ車		消防艇	
消防艇(※)			

※ 第1出場の消防艇は災害状況により出場。

2 その他の防災関係機関の消防力

第三管区海上保安本部の消防力等概要

	所属船艇数	防災資機材等			
		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	泡消火薬剤
川崎海上保安署	3	100m	53缶 (9540)	98kg	合成界面活性泡 2000ℓ
横浜海上保安部	12	500m	549缶 (98820)	768kg	蛋白泡 31000ℓ 合成界面活性泡 3400ℓ 水性膜泡(メガフォーム) 100kg(三管本部所有)

第3節 石油コンビナート等災害影響範囲の把握【総務局危機管理室、消防局、川崎区】

市は、市域にある危険物タンク、高圧ガスタンク、毒液タンク及びプラントの災害時における影響範囲を事前に把握し、災害の発生時の円滑な応急対応及び効果的な訓練の実施などに努めるものとする。

第4節 海上流出油等防災体制の整備【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

市は、油等流出事故等に的確に対応するため、災害用資機材の整備を図り、東京湾排出油等防除協議会及び川崎管内排出油等防除協議会の関係機関と連携して防除活動を行うとともに、協議会が実施する訓練に積極的に参加し、関係事業者、防災関係機関との防災体制の整備を図るものとする。

川崎市港湾局所属船舶諸元表

船名	総トン数	長さ	巾	深さ	用途	定員
あおぞら	126.77	25.00	6.20	2.70	旅客船(巡視船)	56
つばめ	27.94	14.69	3.99	1.80	旅客船(巡視船)	31
ひばり	20.90	10.20	5.98	1.80	測量船(巡視船)	11
つばき	13.00	12.40	6.40	1.70	海面清掃船	—
第一清港丸	4.85	10.00	2.50	1.05	作業船	—

第5節 防災訓練の実施【総務局危機管理室】

市は、災害が発生した場合における迅速かつ確な災害応急対策活動を実施するため、防災関係機関、特定事業所及び住民等と連携協力し、総合訓練又は個別訓練の実施に努める。

1 訓練実施の時期及び場所

訓練効果のある必要かつ適切な時期及び場所を選び実施する。

2 訓練の種目

(1) 石油コンビナート等現地防災本部運営訓練

(2) 災害予防型訓練

ア 地震情報等伝達訓練

イ 非常参集訓練

(3) 発災対応型訓練

ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練

イ 災害情報等伝達訓練

ウ 非常招集訓練

エ 災害通報・応援要請等訓練

オ 陸上流出油防ぎょ訓練

カ 出動（資機材集中）訓練

キ タンク火災消火訓練

ク タンク漏洩・拡散防止訓練

ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練

コ 海上流出油防除訓練

サ 津波対策訓練

シ 船舶火災等消火訓練

ス 救出・救護訓練

セ 避難訓練

ソ 住民広報訓練

タ 警備交通規制訓練

チ その他災害対策上必要な訓練

3 実施の方法

災害想定により、予想される事態に即応した必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を図上又は実地にて実施する。

第3章 公共施設等の安全対策の推進

市をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日頃から危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第1節 道路施設等の整備【建設緑政局、港湾局、まちづくり局、川崎区】

1 道路の整備

臨海部における主要な緊急輸送路については、液状化現象による道路の寸断を避けるため、液状化調査を実施し、対策検討を行うなど緊急輸送路の確保に努める。その他の緊急輸送路においては、日々のパトロール等により適切な維持管理を進めるとともに、液状化調査や対策工法についての検討を進める。

また、幹線道路における道路擁壁については優先順位を付けて調査を行い、必要に応じて修繕を行っていく。

2 橋りょうの整備

道路管理者は、緊急輸送路に架かる橋りょうや、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋などの耐震補強工事を行う。

3 トンネルの整備

施設管理者は、トンネルの安全点検を実施し、必要な補強工事を行う。

また、川崎港海底トンネルについては、引き続き耐震補強を実施するとともに、維持管理計画に基づく維持補修を行い、緊急輸送路の確保に努める。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋の管理者は、横断歩道橋の点検を適宜、実施し、必要な修繕工事を行う。

5 街路樹等の適正管理

街路樹の防災機能として、一般的に延焼防止効果、避難路形成効果等が示されているため、臨海部における街路樹等の樹木の維持管理を適正に行うとともに、「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画に基づき、防災機能の向上に資する街路樹の整備を行う。また、立地する事業所等に対して、適切な樹種を選定するなど、防災機能に考慮しながら緑化の促進に努めるよう働きかける。

第2節 海岸、港湾等の整備【港湾局、建設緑政局】

施設管理者は、地震災害時における海岸、港湾等の施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

1 海岸保全施設（防潮堤）等の整備

海岸保全施設である防潮堤については、東日本大震災を考慮して改定予定の、「海岸保全基本計画」に基づき施設を整備（改良等）するとともに、適切な維持管理を行うことで市民の財産や安全確保に努める。

(1) 防潮堤

防潮堤については、老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理をし、老朽化した施設の改良・補修を行う。

(2) 防潮扉

老朽化による機能不全を防ぐため、計画的に維持管理を行う。また、開閉時間の短縮を図るた

め、順次陸閘の角落とし式から引戸式の防潮扉への改修を進めるとともに開閉作業の委託先企業との連携を強化し、迅速確実な作業体制を確保する。

(3) 河港水門の適正管理

月1回水門の開閉作業を実施し、その異常の有無を点検し、所要の措置を講じることと併せて、老朽化による機能不全を防ぐため、適正な維持管理を行う。

2 公共岸壁等の耐震強化

災害時の緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁の再調査を実施するとともに、千鳥町地区において新たな耐震強化岸壁を整備することで市内へ緊急物資を受け入れる体制を確保する。また、震災後から一定の幹線貨物輸送機能を確保することを目的として、東扇島地区の外貿コンテナを耐震岸壁として整備する。

(1) 東扇島耐震強化岸壁公共バース (-12m・-7.5m) 2バース (整備済)

(2) 千鳥町耐震強化岸壁公共バース (-10m) 1バース (計画)

(3) 東扇島外貿コンテナ耐震強化岸壁1バース (計画)

3 海上交通網の整備

川崎港の内陸域との陸路寸断時のアクセス確保のため、各島部と内陸部を繋ぐ海上交通網を構築するための係留施設(浮棧橋等)整備や大師河原河川防災ステーション等を活用した船舶による輸送体制について検討する。

4 検潮器の機能維持

検潮器の適切な維持管理を行い、津波等による潮位変動及び異常潮位の発生時においても潮位観測が確実にできる体制を確保する。

(資料編 川崎港防潮堤築造位置図及び防潮扉位置図)

(資料編 川崎河港水門の維持管理及び水門操作取扱要領)

(資料編 多摩川増水時における「国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

(資料編 多摩川増水時における「味の素株式会社川崎事業所」と「川崎市」との水門操作情報の共有についての覚書)

第3節 上・工・下水道施設の整備【上下水道局】

1 上水道施設

水道事業は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

(1) 配水施設

ア 配水管

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、鋳鉄管、ビニル管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。また、応急給水拠点や重要な医療機関等に供給する管路については、早急に耐震化を完了するものとする。

イ 給水装置

地盤の軟弱な箇所においては、給水管の抜け、折損等による漏水や、建物の被害による給水装置の破損が考えられる。これら給水装置は、上下水道局の管理外であるが、災害時には大きな被害が予想されることから、老朽化した給水装置の改良を配水管布設替に伴う給水管の付替や老朽給水管対策事業などにより、耐震性のある管を用いた更新を積極的に行うものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の確立

ア 災害復旧用資材備蓄計画を策定し、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ 応急給水用資器材備蓄計画を策定し、応急給水に必要な資器材を確保する。

ウ 臨海部は、地震時に地盤の液状化により管路の被害が発生することが想定されることから、災害対策用貯水槽を含む8箇所の災害時応急給水拠点を整備しており、これにより災害時に半径750m以内で市民が応急給水を受けられる体制を確保する。

エ 事故時の影響軽減のため、配水管網を中配水ブロック化し、水道システムの安定性を図る。

オ 地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。

カ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。

キ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

2 工業用水道施設

工業用水道事業は、京浜工業地帯の一翼を担う本市の経済活動に欠くことのできない重要な社会公共事業である。臨海部に位置する工業用水道施設は送・配水管路が中心となり、取水施設や浄水場等の基幹施設は設置されていないため、地震によって壊滅的な打撃を受けるとは考えられないが、工業用水道施設の安全性強化のための具体策を検討し、施設の破損により給水に重大な影響を与えるもの、二次災害の恐れのあるもの等を重点に施設の改良・整備を行い、被害を最小限に止めるための諸施策を実施するものとする。

(1) 配水施設

配水管の新設・改良時には耐震管を採用し、地震に強い配水システムを構築しており、铸铁管等の老朽配水管についてはすべて更新するものとする。

(2) 応急復旧体制の確立

ア 災害復旧用資材備蓄計画を策定し、市内3箇所に復旧用資材を備蓄する。

イ 地震発生後の他都市等応援隊受入体制の確立を図る。

ウ 応急対策活動を円滑に行うため、図面等の充実・管理に努める。

エ 関係機関、関係団体と協定の締結を行い、応急対策活動の強化を図る。

3 下水道施設

臨海部に位置する下水道施設は、計画区域内の雨水及び汚水を排除するための施設であり、市民が健康で文化的な生活を営み、また快適で美しい都市環境を作り出すために欠かせない都市施設であるが、その大部分が地下に築造されるため、地震による被害が発生すると、その復旧に長時間を要する。

また、下水道施設は、都市の基幹的施設であり、震災によりその機能が麻痺した場合、市民生活や水環境に与える影響は大きく、二次被害が発生するおそれもあるため、過去の震災の教訓を生かし、今後次のような予防対策を推進する。

(1) 下水管きよ

ア 老朽管の更新に当たっては、耐震性能を有する工法を採用し、管きよの継手部は可とう性を

有するものを使用する。

イ 臨海部は地盤の液状化が予想されることから、液状化対策に有効とされる改良土等の埋戻し材を使用し、埋戻しを行う。

(2) ポンプ場・水処理センター

ア 構造物の設計は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に従い、必要な地震対策を実施するとともに、下水道地震・津波対策技術検討委員会の「耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方」に基づき、必要な耐津波対策を実施する。

イ 臨海部は地盤の液状化が予想されることから、必要に応じ液状化防止対策を行う。

ウ 停電に備え、自家発電設備を設置するとともに、水処理センターでは2回線受電を行う。

エ ポンプ室は、外水を遮断できる構造とし、ポンプ設備の基礎はポンプ室と一体構造とする。

オ 各種配管には、伸縮管を挿入し、震動・変位を吸収できる構造とする。

カ 遮断器類は、油なし型式とし、変圧器類は、難燃性のものを使用する。

キ 施設の維持管理においては、点検による危険箇所の早期発見や改善をはじめ、施設の機能保持に努める。

ク 東京湾内への津波警報及び大津波警報発表時には、入江崎水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターを津波避難施設として利用する。

(3) 応急復旧体制の確立

ライフラインとしての下水道の迅速な応急復旧活動のための体制整備のほかに、地域防災体制への支援が行えるよう、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

ア 地震発生後の各都市からの下水道支援に対する受入体制の整備を行う。

イ 応急対策を円滑に行うために下水道台帳のバックアップを行う。

ウ 関連機関や関係団体と協定の締結を行い、応急復旧体制の強化を行う。

第4節 その他公共施設の整備【関係局】

施設管理者は、地震災害時における施設の被害を防止するためそれぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、重要度に応じ耐震化を推進する。

第5節 公共事業施設の整備

1 電気施設の整備

東京電力(株)川崎支社は、送電線の地中化をはじめとする安全対策を進めているが、地震時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、より一層の予防対策を実施する。

2 都市ガス施設の整備

都市ガス事業者は、導管の強化策や、地震センサーの設置等により施設の充実整備を推進している。また、地震時の都市ガス施設の被害や都市ガスによる二次災害を未然に防止する措置も講じているが、災害が発生した場合の被害拡大防止のためより一層の予防対策を実施する。

3 鉄道施設の整備

鉄道事業者は、地震時における旅客及び貨物の安全と円滑な輸送を図るため、より一層の予防対策を実施する。

4 電話（通信）施設の整備

東日本電信電話㈱及び通信事業者は、地震時における電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、より一層の予防対策を実施する。

5 首都高速道路施設の整備

首都高速道路㈱は、落橋や倒壊を起こさないよう「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（建設省道路局：平成7年5月）に準拠した構造にしていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策の一層の強化充実を図るとともに、災害に備え、道路構造物について常時点検を行うこととする。

第4章 津波対策【総務局危機管理室、港湾局、関係局、川崎区】

津波対策については、次の基本方針に基づきソフト対策とハード対策を行う。

- 1 住民の避難等のソフト対策と海岸保全施設の整備等のハード対策を組み合わせた総合的な取組みにより、津波被害による「死者数0」を目標に対策を推進する。
- 2 基本的には、最大クラスの津波（以下「L2津波」という。）と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高い津波（以下「L1津波」という。）という2タイプの津波を想定して対策を行う。
- 3 L2津波に対しては、住民避難などのソフト対策を主体とした総合的防災対策により、被害の減災に努める。
- 4 L1津波に対しては、防潮堤などの海岸保全施設の整備等のハード対策により津波の市街への侵入を防ぐものとする。

※参考 L1津波： 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

L2津波： 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

第1節 ソフト対策

1 津波避難施設の指定

津波から我が身を守るためには、まず津波が到達しない場所や高台に避難することが大原則であるが、避難のための十分な時間を確保できない場合もあることから、堅固な中・高層建物を一時的な避難のための施設として利用する津波避難施設を指定する。

(1) 対象施設の条件

津波避難施設としての指定を検討する際の構造的要件は次のとおりとする。

ア 耐震性

耐震診断によって耐震安全性が確認されていること、または、新耐震設計基準（1981年（昭和56年）施行）に適合していることを基本とする。

イ 津波に対する構造安全性

原則としてRC またはSRC 構造とし、想定浸水深に応じて、階数を考慮する。

(2) 開設期間

津波避難施設の開設期間は、大規模地震等の発生に伴い、気象庁から東京湾内湾に津波警報等が発表されたときから、津波警報等が解除されたときまでとする。

2 防潮扉の開閉に係る運用

港湾局からの指示に基づき、開閉を委託されている事業所が開閉を現在行っているが、災害時には通信の輻輳等により適時に指示ができないことが予想されることから、防潮扉の開閉基準などの改善を行う。

3 津波ハザードマップの作成

L2津波に対して、避難対策で人命を守るため、津波ハザードマップを作成する。

(1) 作成の位置づけ

津波ハザードマップを作成・活用することにより、津波による被害軽減のための地域ごとの避難計画の策定、防災教育、防災意識の啓発、防災を意識したまちづくり及び住民とのリスクコミュニケーションの推進を円滑に行うことが可能になる。

(2) マップの掲載内容

ハザードマップは、被害想定で示された津波浸水予測をもとに、適切な避難に必要な避難場所・避難経路及び避難の判断に資する情報を掲載する。また、避難時に必要となる津波警報・津波情報の概要、心得・防災メモなどの付加情報を掲載する。

(3) マップの周知

津波浸水予測で示された地域の住民や事業所に対して周知するとともに、区役所や図書館等において閲覧等を行うなど幅広く周知に努める。

4 津波情報看板、津波避難施設の標識の整備

津波情報看板については、浸水情報、津波避難施設の位置など津波避難に必要な情報を掲載する。津波避難施設の標識については、津波避難施設であることを示す標識を貼付するとともに、津波避難施設内の避難場所へ誘導するための標識についても整備する。

5 津波避難計画

別に定める「川崎市津波避難計画」による。

6 津波警報などの情報受伝達

メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、ホームページ、同報系防災行政無線屋外受信機、防災テレホンサービス、テレビ神奈川データ放送など様々な媒体により、津波に関する情報を提供するとともに、臨海部に新たな同報系防災行政無線屋外受信機の整備などにより、適切な情報受伝達の確保を図る。

7 津波避難訓練や防災教育の実施

(1) 教育・啓発

津波対策の教育・啓発にあたっては、「自らの生命は自ら守る」という観点に立って、家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会等）、事業所等のそれぞれの場において、次の内容について教育・啓発していくものとする。

ア 気象庁が発表する津波警報及び津波情報に関する周知

イ 避難行動に関する事項

ウ その他

(2) 訓練の実施

津波避難訓練の実施にあたっては、情報の伝達、津波避難施設の開設、避難行動、災害時要援護者に対する避難支援及び水門や陸閘の点検・操作等に習熟するとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

(資料編 津波避難施設及び避難場所一覧)

第2節 ハード対策

1 海岸保全施設の改良

防潮扉を門落とし方式から引き戸方式へ改良することで防潮扉の閉鎖までの時間を短縮し、高潮による被害防止に的確に対応するとともに、津波による被害のリスク低減を図る。また、L1津波に

対する想定津波高に変更があった場合、必要に応じ、海岸保全施設の整備(改良)について検討を実施する。

2 津波浸水予測地域における備蓄倉庫や非常用発電機などについて上層階への移動の検討

県が想定した慶長型地震の津波浸水深を基に、各学校等の備蓄倉庫や非常用発電機など、公的施設への影響を検討し、対策が必要な場合は適切な対応を行う。

第5章 情報連絡体制の整備【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

災害時において、市と臨海部事業所及び防災関係機関等との迅速な情報連絡を図るため、情報通信設備、連絡体制等を整備する。また必要に応じて、臨海部事業所等と関係局、川崎市等とで構成された川崎臨海防災対策協議会等における結果を情報連絡体制の整備に反映させることにより体制の強化を図る。

第1節 情報通信設備の確保

市、臨海部事業所及び防災関係機関等は、次のとおり情報通信設備の確保に努める。

1 通信設備

通信設備の利用は、記載上位のものからを原則とし、障害がある場合は、順次、下位記載の設備とする。なお、状況により適宜2種類以上の通信設備を併せて利用する。

(1) 一般的な通信設備

- ア 一般加入電話（市においては内線電話も含む）
- イ 電子メール
- ウ 災害時優先電話

東日本電信電話（株）等の通信事業者が指定する災害時優先電話は、通信規制や輻輳時でも優先的に発信が可能であるため、発信専用の番号として使用する。

(2) 災害時の通信設備

ア 市及び神奈川県と臨海部事業所との間の通信手段

神奈川県石油コンビナート等防災相互無線は、市の臨海部のコンビナート地域と通信するために、神奈川県で整備しており、市消防局を調整局として通信を行う。

イ 市と防災関係機関等との通信手段

デジタル移動系防災行政無線設備については、市と防災関係機関等との間、市役所庁舎と区役所庁舎、避難所等との間で通信するために、市で整備している。通信方法は、直接通信及び専用通信を優先的に利用するものとする。

ウ 市と神奈川県との通信手段

(ア) 衛星通信設備

市と神奈川県、国及び他自治体との間における情報受伝達並びに災害映像の送受信、別途締結した災害時相互応援協定に基づく広域応援要請等を行うために、市が地域衛星通信ネットワークに加入し利用可能としている。

(イ) 神奈川県防災行政通信網及び神奈川県災害情報管理システム

市と神奈川県との間における情報受伝達を行うために、神奈川県で整備している。

エ 市内部の通信手段

(ア) デジタル移動系防災行政無線設備

(イ) 多重系防災行政無線設備

市役所庁舎と区役所庁舎等との間で通信するために、市で整備している。

(ウ) MCA無線

市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で通信するために、市で整備している。

オ 在港船舶との通信手段

川崎港に在港する船舶との間においては、川崎ポータルラジオの国際VHF無線電話を活用して情報収集を行うとともに、情報伝達を行う。港湾局は、川崎ポータルラジオを運用する株式会社東洋信号通信社との間で、日ごろから情報伝達等を迅速かつ的確に行うための体制を整備する。

カ 港湾従事者との連絡手段

港湾施設において、荷役作業等を行う港湾従事者への情報伝達を行うため、港湾施設に防災行政無線設備を設置する。

さらに、川崎港運協会等の団体や港湾運送事業者、船舶代理店等との間で、連絡体制を整備し、情報収集及び情報伝達ができる体制を整備する。

2 情報システム

(1) 総合防災情報システム

市において、災害に関する情報の収集・蓄積・共有・受伝達・集計、災害対策の指示、臨海部事業所や市民への情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システムを活用する。

(2) 神奈川県災害情報管理システム

神奈川県からの災害に関する情報の入手、神奈川県への被害状況の報告等を行う際には、神奈川県災害情報管理システムの活用を図り、迅速な情報受伝達を行う。

第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備

市は、災害発生後、所管業務に基づき情報の収集を行うとともに、情報の集約を図り、必要な情報を臨海部事業所、防災関係機関、市民等に提供する。

また、一体的な災害応急対策を実施するため、防災関係機関や防災上重要な施設の被害状況並びに市民等からの通報、要請などについて、詳細かつ具体的に把握し、調査結果を災害対策本部各組織及び関係機関に周知する。

1 情報収集・伝達体制

(1) 市災害対策本部、区災害対策本部、地域防災拠点、避難所及びその他の市施設間の情報収集・伝達

情報受伝達を迅速かつ的確に行うため、総合防災情報システム及び、インターネットを利用したパソコンや携帯電話による通信の活用を図る。

(2) 市職員による情報収集・伝達

災害発生後、市職員が本部事務局、避難所等へ参集する際に地域の被災状況等の収集を行い、情報を整理し、参集先の状況と併せて、総合防災情報システムを活用して情報を伝達する。

(3) 臨海部事業所及び防災関係機関の情報収集

臨海部事業所及び防災関係機関から、市災害対策本部、区対策本部等への情報受伝達手段については、「第1節 情報通信設備の確保」に示す通信設備を使用する。

(4) タクシー無線

災害発生直後の市内の被害状況を迅速に把握するため、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部、川崎個人タクシー協同組合及び川崎第一個人タクシー協同組合との協定に基づき、協会及び組合に加盟する各社が保有するタクシー無線を活用して、被害情報の収集を図るものとする。

(5) アマチュア無線

区災害対策本部と避難所間等の連絡及び災害情報の受伝達のため、川崎市アマチュア無線情報

ネットワークとの協定に基づき、情報受伝達網の補完を図るものとする。

(6) 市保有無線

市防災行政無線以外の各部が保有する消防用無線、港湾業務用無線等のあらゆる通信設備を利用し、災害情報の受伝達を図るものとする。

(7) 非常無線

災害時において、有線通信等が途絶又は輻輳し、かつ無線通信設備についても重大な障害等が発生して防災関係機関等相互の通信が困難になった場合は、関東地方非常通信協議会に加入の各機関所属無線局等を利用し、災害に関する通信の確保を図るものとする。〔電波法第52条第4項に定める非常通信に該当〕

2 映像による災害情報の活用

災害情報の受伝達手段として映像情報は被災地の情報の客観的かつ適切な判断に寄与するため、初動対応及び応急対策等への活用を図るものとする。

(1) 災害情報カメラ

市役所第3庁舎、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）、西生田中継所及び多摩区総合庁舎に設置している災害情報カメラ（このうち、臨海部及び周辺地域の映像確認用としては市役所第3庁舎及び川崎市港湾振興会館：川崎マリエンに設置の各カメラ）からの映像情報を、市災害対策本部の大型映像画面、市総合防災情報システム等に映写し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(2) ヘリコプターテレビ電送システム映像情報

消防ヘリコプターに設置しているテレビ電送システムを利用し、市内上空から撮影した映像情報を、消防局から市災害対策本部等に電送し、被害状況の把握、応急対策活動等に活用する。

(資料編 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書)

(資料編 神奈川県石油コンビナート等防災相互通信用無線局の管理及び運用に関する協定書)

(資料編 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定（神奈川県乗用自動車協会川崎支部ほか）)

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク）)

(資料編 関東地方非常通信協議会会則)

第3節 連絡体制

1 連絡責任者の設置

市、及び防災関係機関等において、情報連絡を統括するために、連絡責任者を置く。

2 的確な運用

連絡責任者が統括する通信事務の担当者は、通信機器の的確な操作及び臨機応変な運用が行えるよう、その習熟に努める。

第4節 防災行政無線等の運用

1 無線設備の整備

(1) 防災行政無線の構成

市防災行政無線は、次の系統により構成する。

- ア 多重系
- イ デジタル移動系
- ウ 衛星系
- エ 同報系
- オ テレメータ系
- カ MCA（財団法人移動無線センターによる運営）

(2) 防災行政無線の統制

市防災行政無線設備全体の運用を統制するため、市役所第3庁舎7階に無線統制局を置く。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターが統制を行う。

(3) 電源確保

災害による停電等に備えて、無線設備の運用に万全を期するため、発動発電機、蓄電池等の非常用電源設備の配置を行い、重要な無線設備の使用可能時間を3日以上確保できるよう努める。

2 運用

市防災行政無線は、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。

(1) 無線通信の手段

- ア 多重系は、市役所、区役所、支所等との間で、音声及びファクシミリによる通信を行う。
- イ 移動系は、市役所、区役所、支所、防災関係機関等との間で、半固定型無線機、車載型無線機及び携帯型無線機により、音声、ファクシミリによる通信を行う。
- ウ 衛星系は、本市と国や他自治体との間で、音声、ファクシミリ、データ及び映像による通信を行う。
- エ 同報系は、屋外受信機及び戸別受信機に対し、音声による一斉通報を行う。
- オ テレメータ系は、雨量、水位及び潮位の観測データの通信を行う。
- カ MCAは、市災害対策本部長、区本部長、市災害対策本部事務局、区本部事務局等との間で、音声による通信を行う。

(2) 通信の種類

- ア 個別通信：2無線局相互間の音声、ファクシミリ及び映像通信
- イ 順次通報：ファクシミリ設置局に対し、組織別に順次行う通報
- ウ 一斉通報：各無線局に対し、音声又はファクシミリにより一斉に行う通報
- エ 非常一斉通報：緊急事態においてのみ、固定系、デジタル移動系、同報系の全無線局に対し、音声により一斉に行う最優先の通報

(3) 運用時間

常時とする。

(4) 管理及び運用組織

無線局を統括するために「統括管理者」及び「副統括管理者」を置き、無線設備を管理する責任者として「無線管理者」を置く。また、各無線局には「無線使用管理者」をそれぞれ配置し、運用するにあたり、「通信取扱責任者」及び「通信取扱者」を無線使用管理者の下に置く。なお、統括管理者は総務局長とする。

(5) 通信統制

非常災害時において、通信回線の混信、輻輳等为了避免のため統括管理者は、通話時間統制及び発着信統制を行う。ただし、MCAについては財団法人移動無線センターの統制に従う。

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用規程)

(資料編 川崎市防災行政無線管理運用要綱)

(資料編 川崎市防災行政無線系統図)

(資料編 同報系屋外受信機設置一覧表)

(資料編 雨量・水位・潮位観測局設置図)

第5節 衛星通信の運用

国及び他自治体との情報受伝達並びに災害映像の送受信、他自治体との相互応援協定に基づく応援要請を行うため、衛星通信を活用し運用するものとする。

1 無線設備の配置

電話及びファクシミリ並びに映像の送受信が行える衛星地球局設備を市役所第3庁舎に配置するとともに、各区役所、消防局及び多摩防災センターに衛星系映像受信専用装置(TVRO)を配置する。

2 運用

衛星地球局の運用については、「川崎市防災行政無線管理運用規程」、「川崎市防災行政無線管理運用要綱」等に基づき、次のとおり運用する。

(1) 統制局における通信内容

ア 国からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 国及び他自治体との電話、ファクシミリ、データ及び映像情報の送受信

(2) 消防局における通信内容

ア 国(消防庁)からの音声一斉指令及びファクシミリ一斉指令の受信

イ 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

(3) 各区役所及び多摩防災センターにおける通信内容

ア 市役所、国及び他自治体からの映像情報の受信

第6節 防災相互無線の運用

市と他自治体からの応援無線局及び防災関係機関所属の無線局との情報連絡には、防災相互通信用アナログ移動系無線(アナログ移動系防災行政無線「かわさきぼうさい1~2」)を活用するが、神奈川県石油コンビナート等防災相互用無線と一部同一の周波数(158.35MHz)を使用しているため、通信を妨害しないよう注意する必要がある。

本市が他の都縣市から応援を受ける場合の防災相互通信用無線局の運用は、次の方法による。

- ・ 市から応援要請を行う際に、応援都縣市との間で防災相互無線局を使用するための周波数、識別信号等を確認する。
- ・ 市は応援要請を行った時点で、防災相互無線局を開局する。
- ・ 応援活動を行うために派遣される車両等との連絡は、原則として防災相互無線局を使用するものとし、可能な限り防災相互無線局を携帯させるよう依頼する。
- ・ 市に派遣された車両等が防災相互無線局を開局した場合は、運用中の通信を妨げない範囲で、速やかに都縣市名、識別信号、現在地等を確認する。

- 応援に駆けつけた都県市の防災相互無線局は、原則として市の指示に従い通信を行う。
- 防災相互無線局の閉局は、市の指示による。

第6章 液状化、長周期地震動対策【総務局危機管理室、港湾局、消防局、関係局】

第1節 液状化対策

大規模地震の発生に伴うコンビナート地域での地盤の液状化による災害発生の防止は、緊急の課題である次の対策を図る。

1 危険物屋外タンクの液状化対策

消防局は、特定事業所に対し、未だ液状化に伴う耐震基準を満足しない旧基準の特定屋外タンク及び準特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導し、コンビナート地域の保安対策の強化を図る。

2 臨港地区内における緊急輸送路の液状化対策

港湾局は、震災時に耐震強化岸壁及び基幹的広域防災拠点から緊急支援物資を市内へ輸送する際、液状化により輸送路が寸断され物資の輸送が滞ってしまわないよう、臨港地区内の緊急輸送路指定路線を対象に液状化対策の検討を行い、輸送路の確保を図る。

3 九都県市で連携した減災対策

国、自治体及び事業者の役割分担を踏まえ、九都県市で連携しながら、石油コンビナート等民間企業の減災対策を促進する。

第2節 長周期地震動対策

本市臨海部においては、海溝部で発生する東海地震や南海地震などにより発生する長周期地震動の影響が危惧されることから、コンビナート地域の保安対策の強化を図るため危険物屋外タンクの長周期地震動対策を推進する。

消防局は、特定事業所に対し、未だ長周期地震動に伴う耐震基準を満足しない旧基準の浮き屋根式特定屋外タンク及び内部浮き蓋付き特定屋外タンクについて、法令基準の改修期限に捉われることなく、危険性評価を考慮し、できるだけ早期にこれら耐震基準を満足する「新基準」への改修を進めるよう指導する。

第7章 帰宅困難者対策【総務局危機管理室、川崎市、関係局】

大地震発生直後には、鉄道、バス等の交通機関の運行停止のほか、川崎臨海部の島ごとの交通アクセスの遮断による島の孤立化などにより、通勤や観光客等の滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が予想される。また、帰宅困難者の発生が想定される期間（大地震発生直後～数日後）は、消火、救助、救急活動等、人命救助活動が最優先となり、行政による支援は「救急、救助」「消火活動」「避難誘導」等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があるため、帰宅困難者対策は、まずは「自助」・「共助」が基本となる。国は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底しており、市も、この基本原則の周知・徹底を図るとともに、関係機関と役割分担をし、連携・協力を行いながら次の対策を実施するものとする。

第1節 市及び関係機関の役割

1 市の役割

市は、平素から「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めるものとする。また、一時滞在施設の確保等においては、公的・民間施設の協力を得て平常時からの指定作業に努める。さらに、船舶などの代替輸送手段の活用方策の検討や、東扇島地区と千鳥町地区を結ぶ川崎港海底トンネルの代替連絡路として、東扇島水江町線の整備を進める。

2 鉄道事業者の役割

鉄道事業者は、旅客及び駅利用者等の安全を確保するとともに、代替輸送手段の確保に努めるものとする。

3 企業等の役割

企業等は、交通アクセスの遮断時における従業員の職場での待機を心掛けるとともに、従業員、来場者等のために、安否確認体制の整備や保護体制の促進、食料及び資器材等の備蓄に努めるものとする。

また、送迎バス事業者等と、災害時における社員の輸送体制の確保等について計画の策定に努めるものとする。

4 市民の役割

市民は、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認に努めるものとする。

第2節 啓発普及

1 市は、企業等に対し、従業員や来場者等を一定期間保護するための食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄や、家族を含めた安否確認等の確認体制の整備について啓発する。

2 市は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル等）が十分活用できるよう、その周知に努める。

第3節 情報収集伝達体制の整備

市は、鉄道事業者、バス運行业者等と連携し、有線電話の途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の整備に努める。

第4節 広域的対策の推進

帰宅（帰宅困難者）支援については、行政区域を越えた支援施策となるため、市は、九都縣市等と連携した広域的な支援体制を整備する。

1 神奈川県等と連携した取組

(1) 神奈川県石油業協同組合（ガソリンスタンド）との協定の締結

(2) 自動車販売店等との協定の締結

神奈川県石油業協同組合に属するガソリンスタンド及び協定を締結した自動車販売店等において、情報、水道水、トイレ、一時休憩場所の提供を行う。

2 九都縣市と連携した取組

(1) 徒歩帰宅者に対して、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等を活用した災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。

(2) コンビニエンスストア及びファーストフード店との協定の締結

協定を締結したコンビニエンスストア等において、情報、水道水、トイレの提供を行う。

(資料編 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合））

(資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書)

第8章 臨海部事業所、市民等への情報提供【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局、川崎区、消防局】

防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供するために、情報伝達手段、連絡体制等の整備が重要となる。

第1節 情報伝達手段の整備

市は、次の情報伝達手段を整備し、必要に応じて自動配信や自動放送を導入し、防災等に関する情報を臨海部事業所、市民等へ迅速かつ的確に提供する。また、他の情報通信システムの活用など効果的な伝達方法についても引続き検討を行う。

1 電子メール

事前に「メールニュースかわさき『防災気象情報』」に登録された、電子メールアドレス宛に伝達する。

2 緊急速報メール

災害時などの通信規制や輻輳の影響がなく、事前に電話番号やメールアドレスを登録する必要がない、緊急速報メール（NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、au及びソフトバンクモバイルの緊急速報メール「災害・避難情報」）を活用して伝達する。

3 ホームページ

市ホームページ、市防災情報ポータルサイト及び携帯電話向けのモバイル川崎に掲載する。

4 同報系防災行政無線

市内の避難所、広域避難場所、急傾斜地、主要ターミナル駅、臨海部の公園などに設置している屋外受信機、及び社会福祉施設、住民組織役員宅などに設置している戸別受信機から放送する。

また、戸別受信機の設置を希望する臨海部事業所については、各事業所が独自に戸別受信機を購入し、設置、管理、運用等を行うことが可能である。

5 防災テレホンサービス

同報系防災行政無線で放送した内容を電話で繰り返し聞くことができる。

6 テレビ神奈川データ放送

テレビ神奈川（3ch）のデータ放送に掲載する。

7 かわさきFM

かわさきFMから、ラジオ放送（79.1MHz）及びインターネットのサイマル放送を行う。

8 広報車

広報が必要な地域へ広報車を派遣し放送する。

9 消防ヘリコプター

必要に応じて消防ヘリコプターを使用し広報を行う。

10 職員による広報

広報車の活動が困難な地域、その他必要と認められる地域については、職員を派遣して広報する。

11 広報印刷物等の配布

即時性を必要としない情報については、必要に応じて広報物を印刷し配布する。

12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

ツイッター等による文字情報の伝達を行い、利用者を介した情報伝達範囲の拡大を図る。

第2節 情報提供の内容

第1節の情報伝達手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ提供する主な情報は、次のとおりとする。
(○印は「配信」を、△印は「必要に応じて配信」を、それぞれ示す。)

	防災気象情報メール	緊急速報メール	防災気象ポータル	市HP緊急情報	ツイッター	同報系無線	TVKデータ放送	イッツコムデータ放送
地震情報（気象庁・気象台で発表）								
緊急地震速報		※1						
震度情報（市内で震度5弱以上）	○		○	○	○		○	
震度情報（市内で震度4）	○		○		○		○	
震度情報（市内で震度3）	○		○		○			
震度情報（市内で震度1・2）	○							
地震速報（市震度情報ネットワークで観測）								
震度速報（市内で震度5弱以上）	○	○	○		○	○		
震度速報（市内で震度3・4）	○		○		○			
震度速報（市内で震度1・2）	○							
東海地震関係（カラーレベルは各情報を分かりやすくするために補足する言葉）								
東海地震予知情報(カラーレベル赤)	○	○	○	○	○	○	○	○
東海地震注意情報(カラーレベル赤)	○	○	○	○	○	○	○	○
東海地震に関連する調査情報(臨時)(カラーレベル青)								
津波情報（気象庁・気象台で発表）								
津波警報(大津波)	○	○	○	○	○	○	○	
津波警報(津波)	○	○	○	○	○	○	○	
津波注意報	○	○	○	○	○	○	○	
気象警報（気象庁・気象台で発表）								
大雨警報	○		○		○	△	○	
洪水警報	○		○		○	△	○	
暴風雪警報	○		○		○	△	○	
暴風警報	○		○		○	△	○	
大雪警報	○		○		○	△	○	
波浪警報	○		○		○	△	○	
高潮警報	○		○		○	△	○	

※1：各通信事業者が配信します。

	防災気象情報メール	緊急速報メール	防災気象ポータル	市HP緊急情報	ツイッター	同報系無線	TVKデータ放送	ITツコムデータ放送
気象注意報（気象庁・気象台で発表）								
大雨注意報	○		○		○			
大雪注意報	○		○		○			
風雪注意報	○		○		○			
雷注意報	○		○		○			
強風注意報	○		○		○			
波浪注意報	○		○		○			
融雪注意報	○		○		○			
洪水注意報	○		○		○			
高潮注意報	○		○		○			
濃霧注意報	○		○		○			
乾燥注意報	○		○		○			
雪崩注意報	○		○		○			
低温注意報	○		○		○			
霜注意報	○		○		○			
着氷注意報	○		○		○			
着雪注意報	○		○		○			
国民保護関連情報								
弾道ミサイル情報	○	○	○	○	○	○	○	○
航空攻撃情報	○	○	○	○	○	○	○	○
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	○	○	○	○	○	○	○
大規模テロ情報	○	○	○	○	○	○	○	○
その他気象情報								
指定河川洪水予報	○	○	○	○	○	△	○	
土砂災害警戒情報	○	○	○	○	○	△	○	○
竜巻注意情報	○		○		○		○	○
光化学スモッグ情報	○		○	○	○	△	○	○
記録的短時間大雨情報	○		○	○	○	△	○	○
避難情報								
避難指示	○	○	○	○	○	○	○	○
避難勧告	○	○	○	○	○	○	○	○
避難準備情報	○	○	○	○	○	○	○	○
避難所開設情報	○		○	○	○	○	○	○
被害情報								
多数被害(地震、風水害、事故等)	○	△	○	○	○	○	○	○
大規模事故(コンビナート火災、原子力等)	△	△	△	△	△	△	△	△
天気予報	○		○					
雨量情報	○						○	○
水位情報	○						○	○

第3節 協定に基づく情報提供

次の報道機関等は市との協定に基づき、自らが所有する情報提供手段を用いて、臨海部事業所、市民等へ情報提供を行う。

- 1 日本放送協会横浜放送局（テレビ・ラジオ）
- 2 株式会社アールエフラジオ日本（ラジオ）
- 3 株式会社テレビ神奈川（テレビ）
- 4 横浜エフエム放送株式会社（ラジオ）
- 5 かわさき市民放送株式会社（ラジオ）
- 6 YOUテレビ株式会社（ケーブルテレビ）
- 7 株式会社レスキューナウ（インターネット）
- 8 合同会社クリエイティブワークス（電子広告媒体）

（資料編 災害情報等の放送に関する協定書（かわさき市民放送））

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本、テレビ神奈川、横浜エフエム放送））

（資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定）

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（イツ・コミュニケーションズ株式会社））

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 電子広告媒体を活用した防災気象情報の提供に関する協定（合同会社クリエイティブワークス、ダイドードリンコ株式会社））

第4部 応急対策

第1章 防災組織体制【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

特別防災区域における危険物等の火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故（以下「異常現象」という。）又は地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生及び拡大を防止するため、県、本市及び防災関係機関並びに特定事業所は、相互に協力して一体的な防災体制を確立し、災害の防ぎよ等の応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第1節 初動体制の強化

1 宿日直体制

夜間、休日等における災害等の危機事象発生に備え、初動対応を迅速・的確に実施するため、第3庁舎7階・危機管理室において、災害対策本部の早急な対応を図るため、次の任務について、危機管理リーダー及び危機管理宿日直員並びに危機管理情報員が輪番制により、宿日直に従事する。

任 務	<ol style="list-style-type: none">1 災害に関する情報収集（高所災害情報カメラ、ヘリコプターテレビ電送システムによる被害状況調査を含む。）及び連絡2 総務局危機管理室長との連絡3 災害応急対策活動に必要な職員及び本部事務局員の動員4 防災関係機関、報道機関との連絡5 災害対策本部又は災害警戒本部の開設準備6 市民広報（市民向けメール送信、防災行政無線等各種広報媒体の活用）7 その他災害対策上必要な事項
-----	---

2 本部事務局員

川崎市災害対策本部実施要綱（平成20年3月25日、災害対策本部長決裁）に基づく本部事務局員（災害時に直ちに参集可能な本庁近隣に居住する職員を指定）は、本部を開設する必要がある危機事象発生時に365日、24時間、事務局長（危機管理室長）からの連絡を受け、速やかに本部事務局に参集して、危機管理リーダーの指示を受け、川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）が設置される準備段階から、本部事務局に駐在して、本部事務局の分掌事務を実施する。

第2節 石油コンビナート等防災本部（県）

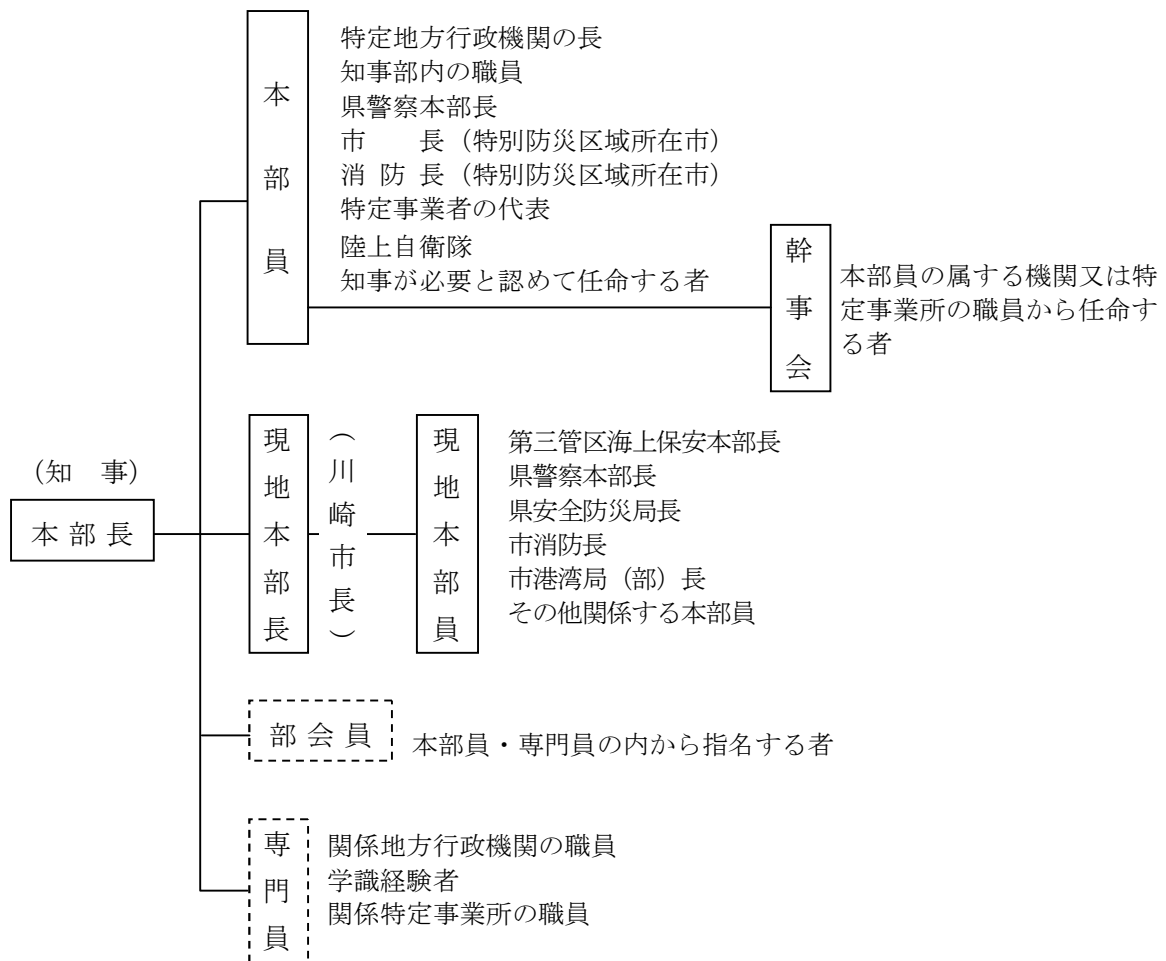
1 石油コンビナート等防災本部の設置

県は常設機関として、知事を本部長とした石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を設置する。防災本部は、本部員及び専門員等をもって組織する。

防災本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要があると認めるときは、関係市長を現地本部長とした現地本部を設置する。現地本部は、現地本部員をもって組織する。

2 組織体制

(1) 防災本部の組織



(2) 設置の根拠

石災法第27条

(3) 所掌事務

- ア 石油コンビナート等防災計画の作成とその実施推進
- イ 防災に関する調査研究
- ウ 防災に関する情報収集、伝達
- エ 災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関との連絡調整
- オ 現地本部に対する災害応急対策の実施に係る必要な指示
- カ 国との連絡及び他の都道府県との連絡調整
- キ その他防災に関する重要事項の実施推進

(4) 事務局

防災本部の運営を円滑に実施するため、防災本部に事務局を設置し、県安全防災局工業保安課職員をもって構成する。

(5) 本部連絡員

本部員は、あらかじめ「本部連絡員」を定め、防災本部（安全防災局）に届けておく。

3 災害対策基本法に基づく災害対策本部との関係

特別防災区域を含む地震災害等広域的な大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部は防災本部と、また、関係市の災害対策本部は現地本部と一体的な運用を図ることにより、災害の態様に応じた柔軟かつ機敏な対応を図る。

第3節 市の活動体制

臨海部に大規模な事故若しくは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害活動を迅速・的確に行うため、災害の規模に応じて次の活動体制をとり、応急活動を実施する。

1 川崎市災害警戒体制

各局・区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各局区による対処が可能で、川崎市災害警戒本部を設置するに至らない場合は、通常体制を強化した災害警戒体制を確立し対処する。また、対処等に関する事項を関係機関等に通報する。

川崎市災害警戒体制		
構成局区	総務局危機管理室	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局 建設緑政局・川崎区
統括者	危機管理室長	各局区の危機管理主管
構成員	危機管理室長が指名した職員とする。	各局区の危機管理主管が指名した職員とする。
設置基準	1 各局・区長が川崎市災害警戒体制を確立する必要があると認める火災や爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 地震、津波その他の異常な自然現象により災害が発生した場合。 3 地震の発生により津波注意報が発表された場合。 4 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合。	
警戒体制の措置事項	1 初期情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害情報等の収集及び報告に関すること。 3 災害防止活動等に関すること。 4 構成局区及び関係機関等との情報連絡体制の確保に関すること。 5 警戒体制時に必要な職員の配備（総務局危機管理室の職員）に関すること。 6 その他必要な事項。	
廃止基準	1 川崎市災害警戒本部を設置したとき。 2 災害防ぎょ活動が完了したと認められたとき。 3 災害の発生するおそれが解消したとき。	

2 川崎市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）の組織体制等

市長は、相当規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等において、災害警戒本部を設置し対処する。また、対応等に関する事項を関係機関等に報告する。

川崎市災害警戒本部		
構成局区	総務局危機管理室・消防局・港湾局 環境局・健康福祉局・建設緑政局・	川崎区
統括者	市災害警戒本部長：危機管理担当副市長 市災害警戒副本部長：総務局長	区本部長：川崎区長 区副本部長：区長が任命する。
構成員	消防局・港湾局・環境局・健康福祉局・ 建設緑政局の本部員	区本部員
設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模な火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 2 多数の人的被害が発生したとき。 3 気象庁から津波警報・津波注意報が発表された場合、東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時) が発表された場合。 4 その他市長が必要と認めた場合。 	
設置場所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市災害警戒本部は、第3庁舎7階の防災センターの「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。 2 市警戒本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。 3 市警戒本部を設置したときは、第3庁舎入口に、市本部が設置された旨の掲示を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部は、「区役所会議室」に設置する。 2 区本部を設置したときは、速やかに本部長に報告し、関係機関に連絡する。 3 区本部を設置したときは、区庁舎入口に、区本部が設置された旨の掲示を行う。
廃止基準	本部長及び区本部長は、次にあたる場合、市災害警戒本部を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等川崎地区現地防災本部（川崎市災害対策本部）が設置されたとき。 2 災害が発生するおそれが解消したと認められるとき。 3 応急対策がおおむね終了したとき。 	

3 現地本部

市長は、川崎市の臨海部の災害対策を実施するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画（平成24年4月）に係る神奈川県石油コンビナート等現地防災本部設置基準に基づき、現地本部を設置する。

なお、自然災害時については、川崎市地域防災計画「震災対策編」に、また、異常現象発生時には、川崎市地域防災計画「都市災害対策編」に基づく組織及び事務分掌を準用し、川崎市災害対策本部との一体的な運用を図る。

神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部			
構 成 員	機 関 名	本部長及び本部員	連 絡 員
現地本部長	川崎市	市長	
現地副本部長	川崎市	危機管理担当副市長	危機管理室長
現地本部員	陸上自衛隊第 31 普通科連隊	連隊長	第 3 科長
〃	第三管区海上保安本部	本部長	川崎海上保安署専門官
現地本部員	神奈川県警察本部	本部長	危機管理対策課長
〃	神奈川県	安全防災局長	工業保安課長
〃	川崎市港湾局	局長	庶務課長
〃	川崎市消防局	局長	庶務課長
招集機関名	派 遣 幹 部 職 員	連 絡 員	
川崎市環境局	局長	庶務課長	
川崎市健康福祉局	局長	庶務課長	
川崎市建設緑政局	局長	庶務課長	
川崎区役所	区長	総務課長	
京浜臨海地区石油コンビナート等代表特定事業所	代表特定事業所・所長		
※ 応急対策上必要と認める場合には、必要な関係機関を召集するものとする。			
設置基準	<p>市長は、神奈川県石油コンビナート防災本部設置基準に基づき、特に必要と認めるときは、現地本部を開設する。</p> <p>【自然災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震対策特別措置法第 9 条による「警戒宣言」が発表されたとき。 2 川崎市内で震度 5（強）以上の地震を観測したとき。 3 気象庁が東京湾内湾予報区に「大津波警報」又は「津波警報」を発表したとき。 <p>【事故災害】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所において火災、爆発等が発生し、当該事業所又は共同防災組織、当該事業所を管轄する消防局で対応が困難な場合。 2 事業所において火災、爆発等が発生し、災害規模の拡大のおそれがある場合。 3 事業所等の周辺に災害が発生し、事業所等に災害が拡大するおそれがあるとき。 		
設置場所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 川崎市災害対策本部は、第 3 庁舎 7 階の防災センターの「災害対策本部」及び「災害対策本部事務局室」に設置する。（ただし、川崎市地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部において現地本部の事務を行う。） 		

	<p>2 川崎市災害対策本部を設置したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。</p> <p>3 川崎市災害対策本部を設置したときは、第3庁舎入口に、市本部が設置された旨の掲示を行う。</p>
廃止基準	<p>現地本部長は、現地本部員と協議し、災害の危険がなくなったと認めるとき又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地本部を解散するものとする。</p> <p>また、現地本部長は、災害状況や被害状況等に応じて、市警戒本部体制等に移行することができる。</p>

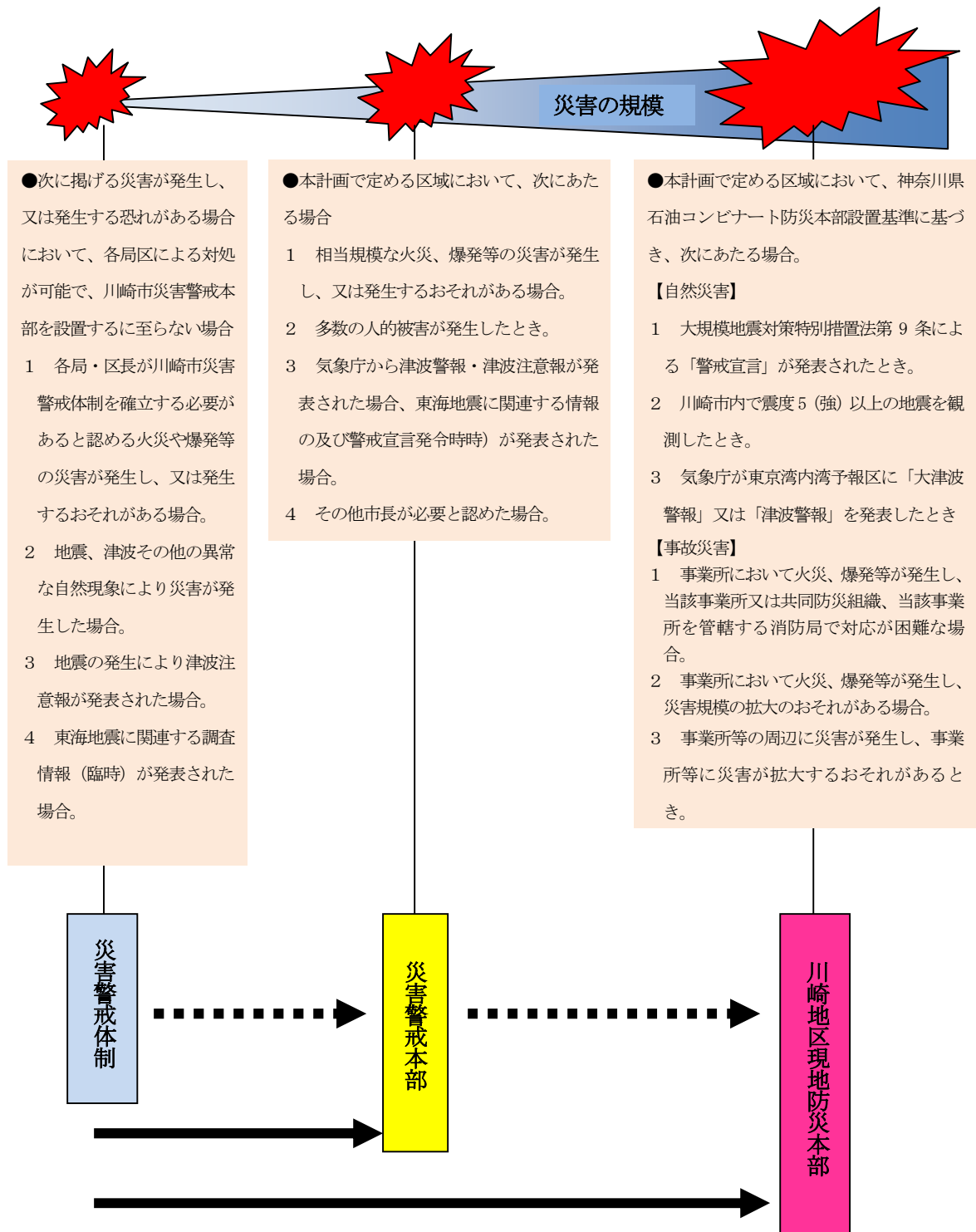
主な対応

対応局	主 な 活 動
環境局	<p>1 発災施設の情報提供に関すること。</p> <p>2 有害物質等の取扱施設に係る情報提供に関すること。</p> <p>3 災害により発生した大気汚染、水質汚濁の拡大防止に関すること。</p> <p>4 海面及び水質の監視並びに汚染物質の分析に関すること。</p> <p>5 環境測定に関すること。</p>
健康福祉局	<p>1 災害救助法の適用に関すること。</p> <p>2 災害救助法に基づく生活必需物資の要請に関すること。</p> <p>3 医療救護、医療救護所編成及び運営に関すること。</p> <p>4 医療機関の情報提供に関すること。</p> <p>5 医薬品の供給協力に関する協定に基づく応援要請とその受入に関すること。</p>
建設緑政局	<p>1 災害関連情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>2 道路及び橋りょうに関する被害情報の把握に関すること。</p> <p>3 広域的な道路及び橋りょうの応急対策及び復旧に関すること。</p> <p>4 国土交通省、県、警察、公団等各機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5 道路啓開の総合調整に関すること。</p> <p>6 河川情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>7 河川及び水路の被害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>8 河川及び水路の応急対策及び復旧対策の立案・調達に関すること。</p>
港湾局	<p>1 海面監視に関すること。</p> <p>2 所管区域内の港湾施設及び海岸保安施設等の被害状況の把握に関すること。</p> <p>3 防潮扉の開閉に関すること。</p> <p>4 入出港船舶の緊急調査に関すること。</p> <p>5 在港船舶への退避等の通報に関すること。</p> <p>6 川崎港における救援物資の受け入れ、輸送及び保管場所の確保に関すること。</p> <p>7 応急対策活動に必要な資機材の保全管理・調達に関すること。</p>

	8 港湾施設及び海岸保全施設等の応急対策及び復旧に関する事。事。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生通報に伴う伝達に関する事。 2 消火、救助、救急活動に関する事。 3 オイルフェンスの展張に関する事。 4 消防警戒区域又は火災警戒区域の設定に関する事。 5 避難勧告・指示に関する事。 6 消防広報に関する事。 7 その他災害種別に応じた必要な措置に関する事。
上下水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1 上・工・下水道施設の被害状況及び減・断水施設状況の全体把握に関する事。 2 応急給水計画の策定に関する事。 3 応急給水用資機材、応急復旧用資機材、燃料等の調達に関する事。
病院局	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の受入に関する事。
川崎区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 警戒区域の設定に関する事。 3 避難勧告、指示に関する事。 4 避難所の開設に関する事。 5 医療救護所の設置及び運営に関する事。 6 自主防災組織、ボランティア等の情報提供及び連絡調整に関する事。 7 要援護者の安全確保に関する事。 8 その他必要な事項に関する事。

(資料編 神奈川県石油コンビナート等川崎地区現地防災本部設置要綱)

【 活動体制 】



※ 活動体制は、災害の規模に応じて体制を確立する場合と災害の規模の推移によっては、警戒体制→警戒本部→現地防災本部と体制を強化する場合がある。

第4節 応援協力体制

1 本市と他機関等との協定

協定等の名称	協定の相手先	協力等の内容	締結年月日
神奈川県下消防相互応援協定	県内 25 市町村等	消防組織法第 39 条の規定に基づく県下市町村等の相互応援	平成 18 年 8 月 18 日(改正)
東京湾消防相互応援協定	東京都、千葉市、横浜市、市川市	消防組織法第 39 条の規定に基づく東京湾隣接都市の相互応援	平成 18 年 12 月 12 日(改正)
東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定	東京消防庁、横浜市、千葉市	消防ヘリの相互応援	平成 18 年 12 月 12 日(改正)
東京消防庁・川崎市消防相互応援協定	東京消防庁	消防組織法第 21 条の規定に基づく東京消防庁との相互応援	平成 19 年 9 月 12 日(改正)
扇島に関する消防業務協約	横浜市	消防組織法第 39 条の規定に基づく横浜市消防との相互応援	平成 15 年 7 月 17 日(改正)
横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定	横浜海上保安部	船舶火災等、海上の活動実施時の連携	昭和 46 年 3 月 1 日
東京湾アクアライン消防相互応援協定書	木更津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく木更津市消防との相互応援	平成 18 年 6 月 23 日(改正)
鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	県内 15 鉄道事業者及び 26 消防機関	鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携	平成 16 年 3 月 29 日
東京電力株式会社東西連携ガス導管消防相互応援協定書	富津市	消防組織法第 39 条の規定に基づく富津市消防との相互応援	平成 22 年 1 月 20 日
緊急時における消火薬剤需給協定書	深田工業株式会社	危険物火災等緊急時における消火薬剤需給協定	昭和 39 年 7 月 17 日
東京湾排出油等防除協議会	第三管区海上保安本部 他 35 機関	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 の規定に基づく東京湾において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合	平成 20 年 7 月 25 日(改正)

		の防除活動の協力	
川崎管内排出油等防除協議会	川崎海上保安署が事務局。 会員 33 団体	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6の規定に基づく川崎管内において大量の油又は有害液体物質排出事故が発生し、またはおそれがある場合の防除活動の協力	平成 21 年 7 月 14 日 (改正)
災害時の緊急対策業務に関する協定	社団法人日本埋立浚渫協会関東支部	災害時における応急措置活動に関する、人員及び重機・船舶・資機材等についての協力要請	平成 25 年 3 月 27 日
災害時における救援活動に関する協定	川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部	災害時に発生した救援活動について、救援物資の荷役や集積場所・航空機臨時発着場間の輸送、人員・重傷者等の輸送等についての協力要請	平成 14 年 3 月 26 日
災害時における緊急措置の支援に関する協定	神奈川倉庫協会	救援物資の一時保管場所等の協力要請や寄託者又は所有者より提供の承認を得た物品についての提供要請等	平成 25 年 3 月 21 日
災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書	神奈川県建設重機協同組合	災害応急対策を行うため、市職員の指揮監督に従い、必要な機器類等を用いて応援を実施	昭和 56 年 2 月 26 日
災害時における緊急輸送の応援に関する協定	神奈川県トラック協会川崎支部	救援物資の緊急輸送の協力	平成 16 年 3 月 26 日
川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書	国土交通省関東地方整備局	川崎港東扇島地区における広域災害応急対策の実施に伴う港湾広域防災施設及び港湾広域防災区域内における施設の管理運営	平成 24 年 3 月 9 日
京浜港台風対策協議会	横浜海上保安部に設置。 会員は 20 団体	台風等による海難事故を防止するため、必要な	平成 22 年 6 月 18 日 (改正)

		対策を協議し、警戒体制等について指導・勧告があった場合は措置の実施を推進	
京浜港船舶津波対策協議会	横浜海上保安部に設置。 会員は 33 団体	京浜港における津波による船舶の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進	平成 17 年 3 月 4 日
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、千葉市、さいたま市、相模原市	九都県市の相互連携と協力のもと、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行	平成 22 年 4 月 1 日 (改正)

2 事業所間

協定等の名称	締結者	協力等の内容	締結年月日
川崎市内の 4 共同防災組織における相互応援確認書	浮島共同防災協議会、川崎市千鳥地区防災協議会、扇島地区共同防災協議会、扇町地区共同防災協議会	大型高所放水車、大型化学消防車及び泡原液搬送車並びに耐アルコール泡消火薬剤の相互応援体制	平成 16 年 6 月 1 日
京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	横浜支部及び川崎支部 (扇島川崎地区、大川・白石・田辺新田地区、扇町地区、浅野地区、水江地区、東扇島地区、千鳥地区、浮島地区)	石油コンビナート等災害防止法第 22 条の規定に基づく特定事業所等による地域防災体制の確立	昭和 61 年 4 月 18 日 (改正)

3 自衛隊に対する応援要請

市長は、人命・財産の保護について必要な場合は、自衛隊法第 83 条の規定により部隊等の派遣を、原則として県知事を通じて要請するものとする。

(1) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水

- コ 物資の無償貸付又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他市長が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 派遣要請依頼

ア 県知事が行う派遣要請先

区分	担当区域	あて先	担当窓口／所在地 電話 県防災無線
陸上自衛隊に対するもの	県内全域	第1師団長 (第31普通科連隊第3科)	第31普通科連隊第3科／横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201
海上自衛隊に対するもの	県内全域 ただし、主として海岸地域	横須賀地方 総監	横須賀地方総監部防衛部第3幕僚室／ 横須賀市西逸見町1丁目無番地 046(822)3500 046(822)3522(直通) 県防災行政通信網9-637-9201
	県内全域	第4航空群司令	第4航空群司令部／綾瀬市無番地 0467(78)8611 県防災行政通信網 9-490-9201

イ 自衛隊派遣要請の依頼事務手続は、市長の指示により、総務局危機管理室が、文書により、県知事に対し行う。

ただし、緊急を要するときは神奈川県防災行政通信網により依頼し、書類は後日提出するものとする。

なお、要請にあたっては、原則として次の事項を明らかにし、依頼するものとする。

- (ア) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

連絡先 : 神奈川県安全防災局災害対策課
県防災行政通信網

時間内 9-400-9301

時間外 9-400-9313

9-400-9314

9-400-9315

9-400-9316

ウ 状況が急を要し、知事の要請を待っているのは時機を失すると認められるときは、市長が第31普通科連隊長を経由して第1師団長に、または直接第1師団等に、その旨及び当該地域に係

る災害の状況を通知する。

(緊急の場合の連絡先)

部隊名		電話番号・神奈川県防災行政無線	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊	陸上自衛隊 (第31普通科連隊 第3科)	046-856-1291 内線 634 県防災行政通信網 9-486-9201	046-856-1291 内線 629 県防災行政通信網 9-486-9201
	陸上自衛隊 (第1師団第3部)	03-3933-1161 内線 239 県防災行政通信網 9-485-9201・9	03-3933-1161 内線 239 県防災行政通信網 9-485-9201・9
海上自衛隊	横須賀地方総監部	046-822-3500 内(2543) 046-822-3522 (直通) 県防災行政通信網	046-822-3500 内(2222・2223) 046-823-1009 (直通) 県防災行政通信網

(3) 派遣部隊の受入体制の整備

ア 情報の伝達

自衛隊の救助活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊へ伝達する。

イ 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう効率的に作業を分担する。

ウ 資材等の準備

自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、作業実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取付けるよう配慮する。

エ 自衛隊との連絡窓口

総務局危機管理室を窓口とする。

オ 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し作業が円滑に行えるよう必要な活動拠点としての宿営地域及びヘリコプターの発着場所を用意する。

キ 連絡員の受入れ

発災後、自衛隊から派遣される連絡員を受入れ、通信の構成について支援する。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 派遣部隊が、救援活動を実施するため必要な資材器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借り上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料
- エ 派遣部隊の救援活動実施に際し、生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(5) ヘリコプターの離着陸場所

資料編 臨時離着陸場一覧表のとおり。

(6) 災害派遣部隊の撤収

市長は、自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなった場合は、文書により県知事に対し災害派遣部隊の撤収を依頼する。

(資料編 神奈川県下消防相互応援協定)

(資料編 東京湾消防相互応援協定)

(資料編 東京消防庁・横浜市・川崎市・千葉市航空機消防相互応援協定)

(資料編 東京消防庁・川崎市消防相互応援協定)

(資料編 扇島に関する消防業務協約)

(資料編 横浜海上保安部と川崎市消防局との業務協定)

(資料編 東京湾アクアライン消防相互応援協定書)

(資料編 鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書)

(資料編 東京電力株式会社東西連係ガス導管消防相互応援協定書)

(資料編 緊急時における消火薬剤需給協定書)

(資料編 東京湾排出油等防除協議会会則)

(資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則)

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目)

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書（神奈川建設重機協同組合）)

(資料編 災害時における緊急輸送の応援に関する協定（神奈川県トラック協会川崎支部）)

(資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書（国土交通省関東地方整備局）)

(資料編 京浜港台風対策協議会会則)

(資料編 京浜港船舶津波対策協議会会則)

(資料編 九都県市災害時相互応援に関する協定・実施細目)

(資料編 京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会会則)

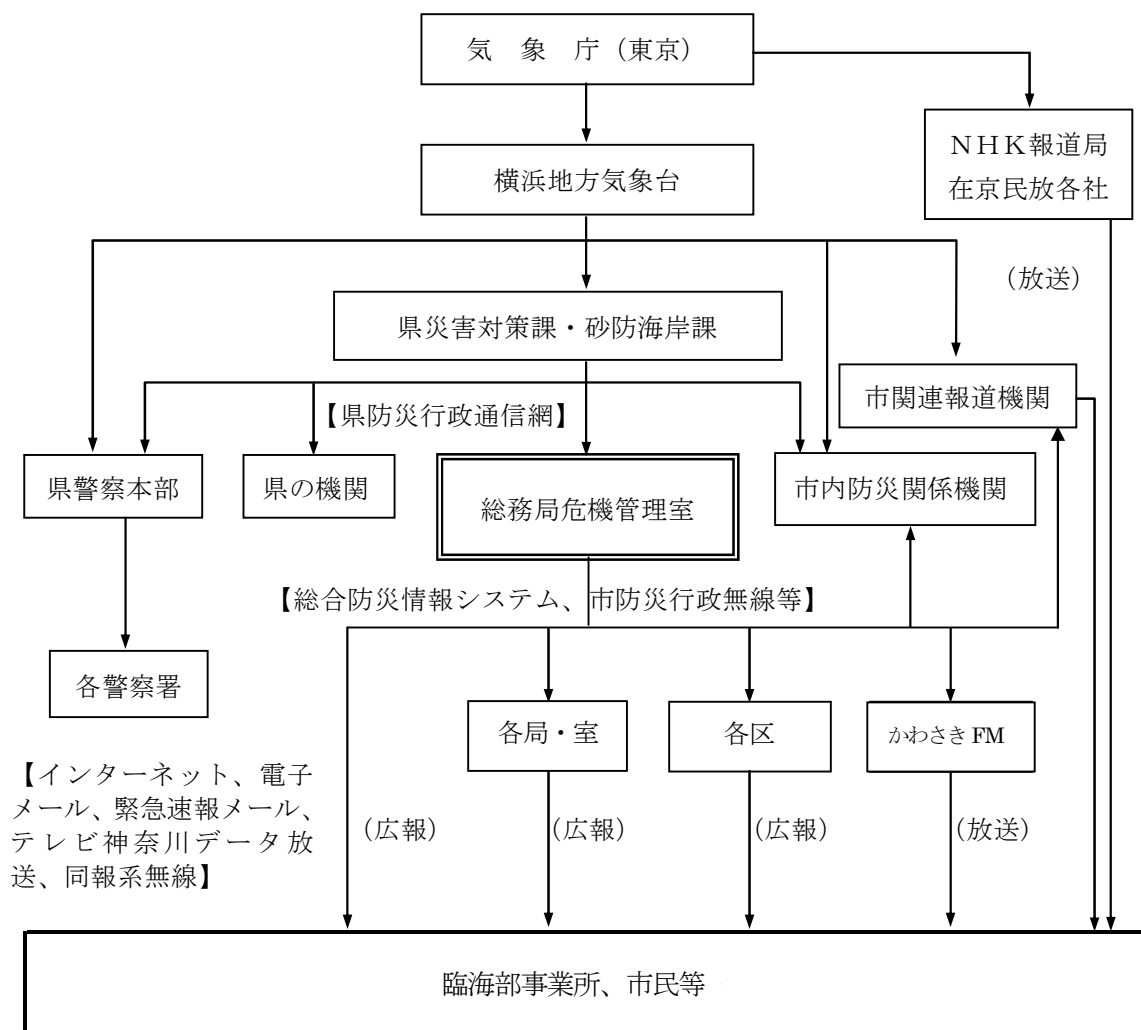
(資料編 臨時離着陸場一覧表)

第2章 災害情報の収集・伝達【総務局危機管理室、各局室区】

第1節 地震情報等の情報受伝達体制

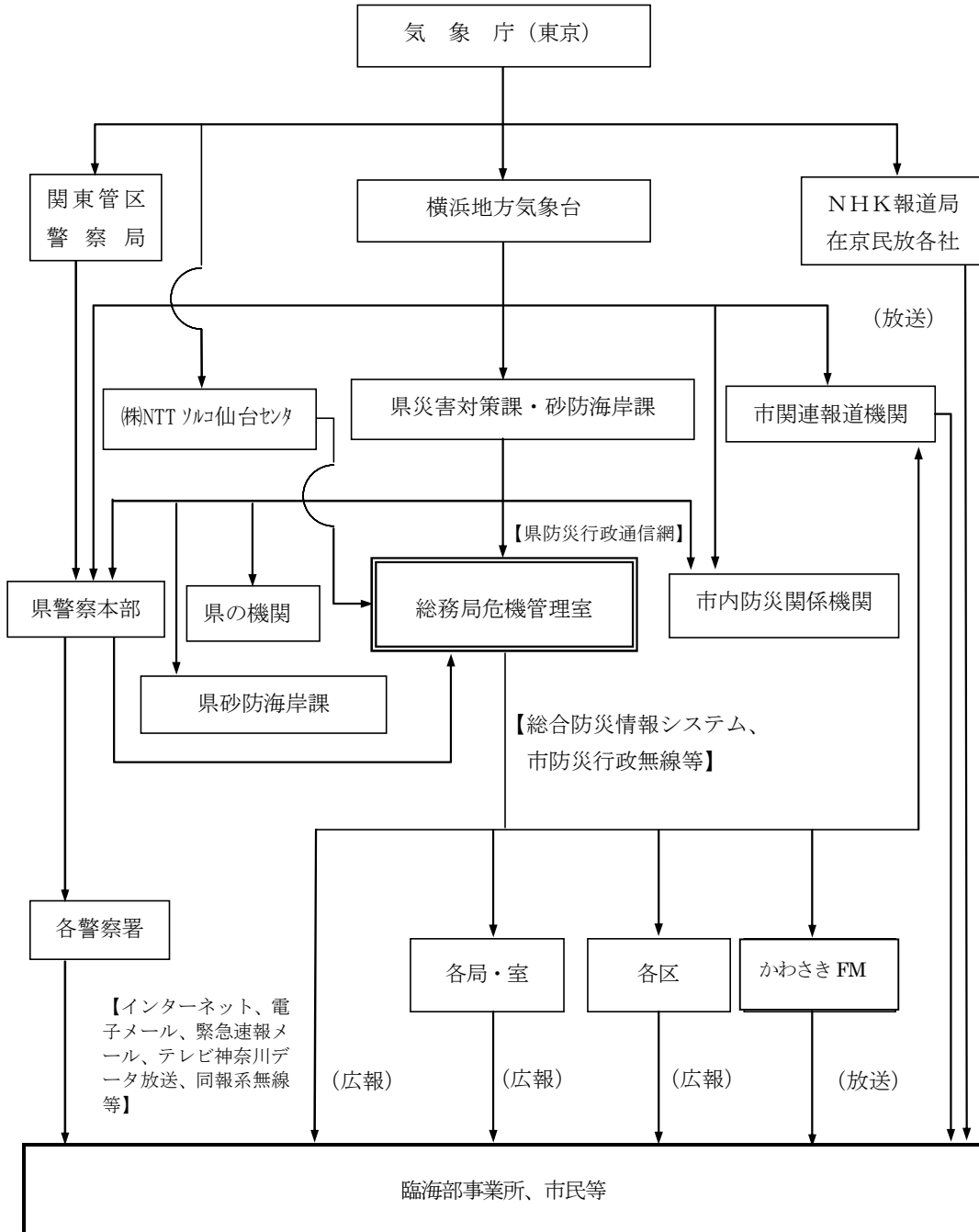
1 地震に関する情報受伝達体制

地震による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する地震に関する情報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。



2 津波に関する情報受伝達体制

津波による被害の軽減を図るため、気象庁が発表する津波警報・注意報を、次の伝達系統により迅速かつ正確に伝達するものとする。



3 連絡窓口

災害発生後の情報錯綜等の混乱を避けるため、市、臨海部事業所及び防災関係機関等は情報連絡を総括する連絡責任者を配置するとともに、通信連絡に使用する機器を指定して窓口を統一し、通信連絡体制の確立を図る。

第2節 災害情報の連絡及び報告

1 災害発生事業所からの連絡

- (1) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、火災、爆発、石油等の漏洩、流出その他の事故又は地震等の異常な自然現象による災害の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにその旨を消防機関（電話119番）に連絡しなければならない。
- (2) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、地震による災害の発生を速やかに連絡するため、危険物タンク等関係施設の効率的な点検に努める。
- (3) 特定事業所等においてその事業の実施を統括管理する者は、関係市長の求めに応じて災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な情報の提供に努める。

2 消防局の措置

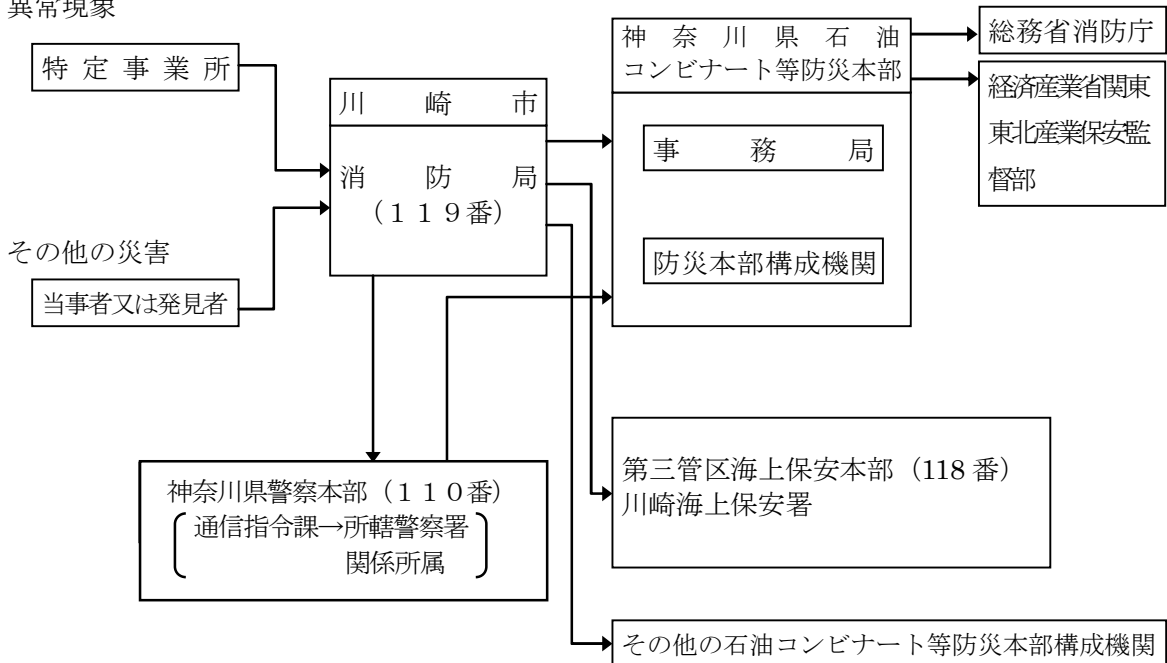
- (1) 災害の通報を受けた消防局指令センターは、直ちにその旨を総務局危機管理室に報告するとともに、防災本部並びに警察及び海上保安本部に連絡しなければならない。
- (2) 消防局指令センターは、前項の通報措置のほか、災害の状況によって、その他の防災本部構成機関のうち、必要な機関に連絡する。

3 連絡及び報告の方法

連絡及び報告の方法は、有線又は無線電話若しくは徒歩連絡等状況に応じ、最も迅速確実な方法で行う。

連絡及び報告の方法

異常現象



4 報告の内容

災害の報告は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく火災・災害等即報要領第2号様式（様式1）により判明次第逐次行い、その手続は次のとおりとする。

- (1) 消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、火災・災害等に関する即報を神奈川県（安全防災局工業保安課）を通じて行う。
- (2) 消防局は、即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合は、必要に応じて火災・災害等に関する即報を直接消防庁に対して行う。
- (3) 消防局は、直接即報基準（特に迅速に報告すべき基準）に該当する火災・災害等が発生した場合は、第一報を神奈川県（安全防災局工業保安課）に加え、消防庁に対しても報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。
- (4) 消防局は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告する。

5 防災本部への災害・応急措置の報告

(1) 防災関係機関等の報告

消防局長及び特定事業所の管理者は、災害の状況及び実施した応急措置の概要について、判明次第逐次防災本部（安全防災局工業保安課）に報告するとともに、防災関係機関相互の情報の共有を図る。なお、本市現地本部が設置されたときは、災害・応急措置に関する情報は、本市現地本部に報告し、本市現地本部は防災本部に報告する。

(2) 報告の内容

前項の報告は、石災法第26条に基づく災害応急措置の概要等の報告（様式2）により最も迅速確実な方法で行う。

様式1

第2号様式(特定の事故)

第 報

事故名 {
 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 2. 危険物等に係る事故
 3. 原子力施設等に係る事故
 4. その他特定の事故
 消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他]				
発見日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火〔処理完了〕日時	月 日 時 分			
消防覚知方法	気 象 状 況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ()		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()					
施設の概要			危険物施設の区分			
事故の概要						
死 傷 者	死者(年齢・性別) 人		負傷者等 人(人) { 重症 人(人) { 中等症 人(人) { 軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防衛組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消 防 本 部 (署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				海 上 保 安 庁	人	
				自 衛 隊	人	
	そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

神奈川県石油コンビナート等防災本部長 殿

石油コンビナート等災害防止法第26条に基づく災害・応急措置報告

報告者

事故（災害）の名称			
事故（災害）の発生日時	平成 年 月 日 時 分	事業所の名称	
事故（災害）の発見日時	平成 年 月 日 時 分	所在地	
通 報 日 時	平成 年 月 日 時 分	特定事業所の別	
通報先・元（通報方法）	()	事業所の業態	
鎮火又は処理終了時刻	平成 年 月 日 時 分	主な製造・貯蔵 取扱い品目	
事故の概要	事故の種類	①漏洩 () ②放出 () ③火災 () ④爆発 () ⑤中毒等 () ⑥破損 () ⑦電気系統事故 () ⑧プラント停止 () ⑨海上流出 () ⑩その他 ()	
	事故の場所	施設・設備の規模等 A塔槽類 ①加熱炉 ②反応炉 ③蒸留器 ④熱交換器 ⑤分離塔 ⑥貯槽 ⑦容器 ⑧その他 () B回転機器 ①圧縮機 ②ポンプ ③送風機 ④その他 () C配管系 ①配管 ②継手 ③弁 ④その他 () D付属施設 ①安全弁・破裂板 ②緊急遮断弁等 ③計装・液面計等 ④断熱材 ⑤溝・ピット等 ⑥その他 () Eユーティリティ ①ボイラー ②変電所・電源等 ③その他 () F荷役設備 ①陸上設備 ②海上設備 ③その他 () G輸送設備 ①普通自動車 ②トラック ③タンク ④タンクローリー ⑤ボンベ ⑥クレーン車 ⑦その他 () Hその他 ①計器室 ②倉庫 ③研究室 ④事務所等 ⑤その他 ()	
	人的被害	A 死亡者 名 () 死者の氏名・性別・年令・所属等 B 重傷者 名 () C 軽傷者 名 ()	
	物的被害	種類	面積
		()	(m ²) ()
	損害額		
要因	A設備関係	①構造設計不良 () ②材料不良 () ③工作不良 () ④計装制御系統の欠陥⑤劣化 () ⑥外部加重又は衝撃 () ⑦その他 ()	
	B運転管理関係	①作業情報の提供・伝達の不備 () ②認知・確認のミス（インプットミス）() ③誤判断（中枢処理のミス）() ④誤操作（アウトプットミス）() ⑤技量未熟（経験不足）⑥作業基準の不備 ⑦指揮命令の不備 ⑧点検不良 ⑨補修不良 ⑩その他 () [事故原因（記述）]	

	事故(災害)に至る経過	
	事故時の運転状況	①定常時運転 ②スタートアップ操作時 ③シャットダウン操作時 ④定修時 ⑤修理(不定期) ⑥その他()
	防災活動及び措置状況	出動人員 名(内訳) 出動車両 台(内訳) 防災資機材 数量 出動船舶数 隻 品名 [防災活動(措置)の状況]
	事故から得た教訓及び事故後の改善措置の重点	
	そ の 他	

(備考) 最終報告は、防災活動終了後2週間以内に行うこと。

第3章 災害の防ぎょ活動

第1節 特定事業所等における防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の発生と拡大の防止活動を迅速かつ効果的に実施するため、施設の災害態様に対応した防ぎょ活動を実施する。

1 緊急措置

特定事業所等は、災害の拡大及び二次的災害の発生を防止するため、災害態様に応じた装置の運転停止や危険物、ガス等の供給停止等緊急措置を行う。

2 警戒措置

(1) 特定事業所等は、地震の発生又は地域内で災害が発生した場合、災害を防止するため、保有施設に応じた施設の巡回点検、危険物等の移動・抜き取り等警戒措置を行う。ただし、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、従業員等の避難を最優先させるとともに、各特定事業所があらかじめ定める対応方法に従い行動する。

(2) 特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織並びに広域共同防災組織は、津波警報発表時等、津波による浸水のおそれがある場合は、現に災害が発生している場合を除き、安全を確保しつつ可能な限り、防災資機材が津波により浸水、流出等しないよう適切な措置を講ずる。

3 防災資機材の輸送

広域共同防災組織は、その構成事業所から大容量泡放水砲等の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放水砲等の輸送に必要な車両を調達し、あらかじめ定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。なお、車両の調達にあたっては、県は、調達先に対して協力を要請する。

4 災害の防ぎょ活動

特定事業所等は、災害の鎮圧を図るために、防災資機材等を活用して災害防ぎょ活動を行う。

また、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織は、防災管理者の指揮のもと、公設消防隊の統制下に入り、共同して災害の鎮圧に全力をあげる。

5 災害の拡大防止措置

特定事業所等は、災害の拡大防止を図るため、災害の態様に応じた防止措置を行う。

6 災害防ぎょ活動への協力

特定事業所等は、自らの事業所の安全確保を前提に、防災関係機関及び災害発生事業所等の行う防ぎょ活動に積極的に協力するとともに、事業所施設である広場等を避難場所等として開放するなど、地域の一員としての災害防ぎょ活動に努める。

(資料編 川崎市内の4共同防災組織における相互応援確認書)

第2節 本市における防ぎょ活動

1 危険物施設等の防ぎょ活動【消防局】

(1) 基本原則

特別防災区域内における防ぎょ活動については、災害発生事業所の防災管理者等から積極的に災害事象、施設特性等の情報提供を受けるとともに、防ぎょ活動上の協議を行い、人命の安全確保を最優先とする統制ある行動をとるとともに、他の防災関係機関等と緊密な連携活動を行うことにより危害防止の徹底と災害の早期制圧に最大効果を上げることが基本原則とする。

(2) 指揮本部等の設置

消防局長は、必要に応じて消防局内に消防指揮本部を、消防署に方面指揮本部を設置するものとする。

(3) 動員

消防局長又は消防署長は、必要と認める場合は人員を動員するものとする。

(4) 部隊運用

特別防災区域内における消防隊等の出場は、別に規定する災害出場区分によるものとする。

※ 第3部第2章第2節 1 (1) 石油コンビナート等防災区域における火災出場体制

(5) 応援要請

災害現場の実態、規模等を把握し、必要に応じて応援要請行うものとする。

ア 三点セットを編成した部隊運用による応援要請

イ 特命出場等の要請による消防車等の部隊増強

ウ 消防相互応援協定に基づく応援要請

エ 緊急消防援助隊の応援要請

オ 自衛防災組織等の応援要請

カ 海上保安部等防災関係機関の応援

(6) 消火薬剤の使用順位

市は、必要に応じて県が備蓄する防災資機材を活用し活動を実施することとするが、消火薬剤の使用順位は、次のとおりとする。

① 消防局が保有するもの（神奈川県からの委託管理薬剤を含む）。

② 災害発生事業所が保有するもの。

③ 災害発生事業所が加盟する共同防災組織が保有するもの。

④ 隣接の共同防災組織が保有するもの。

⑤ 市と協定を締結している業者から調達するもの。

2 海上流出油災害【総務局危機管理室、港湾局、消防局】

川崎市地域防災計画（都市災害対策編）第5部第5章「海上災害の防災計画」に基づき、必要な措置を講ずる。

また、被害が港湾区域内に及んだ際には、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに防除活動を行うものとする。

(1) 情報の収集・連絡

ア 海上災害情報等の連絡

(ア) 原因者等は、海上災害が発生又は発生するおそれがある場合、速やかに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。また、海上災害を発見した者は、遅滞なくこれを消防機関に通報しなければならない。

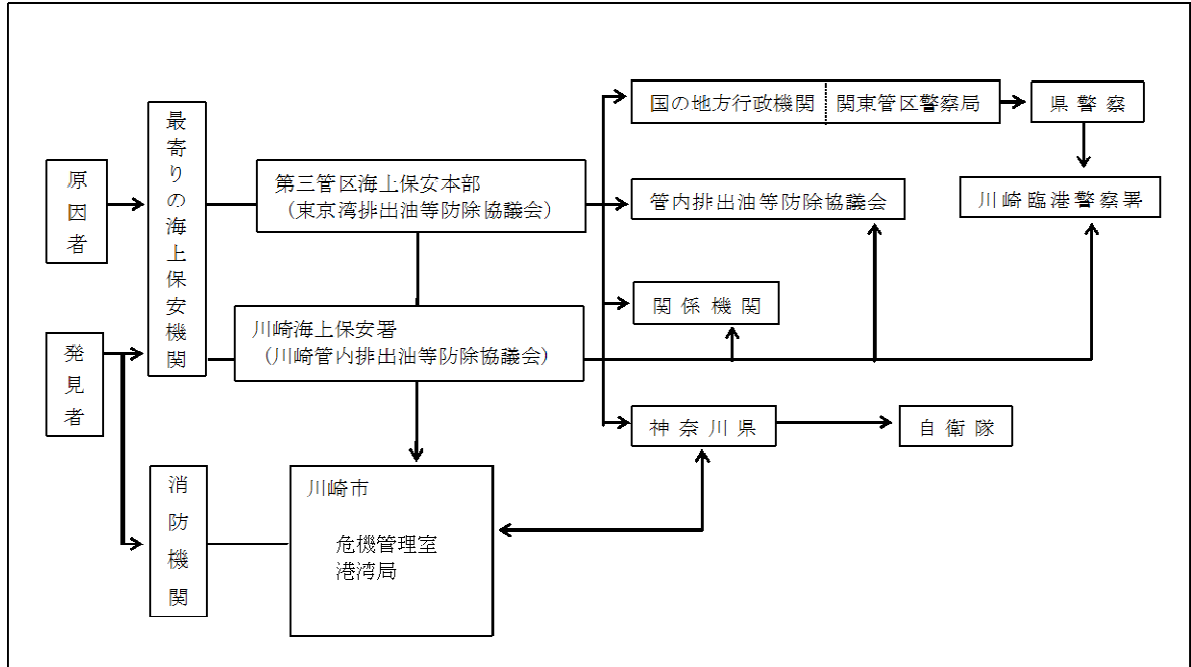
(イ) 第三管区海上保安本部は、海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の連絡を受けた場合に、速やかに神奈川県及び関東管区警察局並びに市に連絡するものとする。

(ウ) 神奈川県は、第三管区海上保安本部から海上災害が発生又は発生するおそれがある旨の情報をを受けた場合は、市及び関係機関に連絡するものとする。

(エ) 市は、海上災害の情報を覚知したときは、必要に応じヘリコプター、船舶及び車両により目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

(オ) 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、直ちに神奈川県に連絡するものとする。

(カ) 県警察は、海上災害が発生した場合は、直ちに警察用船舶、警察用航空機等を活用し、被害状況や被害の拡大性の有無について確認を行うものとする。



イ 応急対策活動情報の連絡

(ア) 関係事業者等は、川崎海上保安署に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(イ) 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 市及び公共機関の活動体制

(ア) 市は、収集した情報を集約し発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(イ) 市及び公共機関は、指定行政機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ウ) 市は、第三管区海上保安本部内に連絡調整本部が設置された場合は、担当職員を連絡調整本部へ派遣するものとする。

イ 警戒本部の設置

危機管理担当副市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、応急対策の調整等が必要と認められる場合、警戒本部を設置する。

ウ 災害対策本部の設置

市長は、油等流出事故等の海上災害が発生した場合において、収集された情報により、大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

エ 広域的な応援体制

市は、被害の規模に応じて、九都県市等、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。

オ 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第三管区海上保安本部長、横浜海上保安部長又は川崎海上保安署長は、特に必要があると認めるときは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請するものとする。

カ 関係機関への協力要請

市は、必要に応じて、公益社団法人川崎清港会及び独立行政法人海上災害防止センター等の関係機関に対して応援要請を行うこととする。

(3) 火災防ぎょ、救助、救急及び医療活動

ア 火災防ぎょ活動

消防機関は、火災の発生状況を把握するとともに、危険物等の流出拡散などあらゆる角度から火災防ぎょ方針を決定し、迅速に活動を実施するものとする。

また、必要に応じて他の防災関係機関と情報共有等、総合連携を図り活動する。

イ 救助、救急活動

(ア) 市の消防機関は、川崎海上保安署、県警察、自衛隊等の関係機関と相互に連携協力し、捜索、救助、救急活動を実施するものとする。

(イ) 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

(ウ) 市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

ウ 医療活動

(ア) 市は、海上災害に起因する医療関係の情報を収集するとともに、市立川崎病院及び保健福祉センターの職員により医療救護班を編成して医療活動にあたるものとする。

(イ) 川崎市医師会及び川崎市病院協会は、市からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、市の対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

(第4部第6章「医療救護対策」 資料…災害時医療救護活動の系統図 参照)

(4) 大規模な油流出事故に対する応急措置

ア 大規模な油等流出事故が発生した時は、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は排除措置を講じるものとする。

イ 市は、大規模な油等流出事故が港湾区域内に及んだ場合、川崎管内排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもとに直ちに防除活動を行うものとする。

ウ 市は、関係機関と協力のうえ大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 交通の確保・緊急輸送活動

ア 川崎海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、京浜港長（横浜海上保安部長）の指示に従い、船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

イ 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

ウ 県警察は、緊急自動車又は緊急通行車両等の通行を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を直ちに行うものとする。

エ 交通規制に当たって、川崎海上保安署、県警察、市は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(6) 避難の勧告

市は、大規模な油等流出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難勧告等必要な措置を行うものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動

ア 市は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供するものとする。

イ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

3 津波対策【総務局危機管理室、港湾局、川崎区、幸区、関係局】

(1) 地震発生時

市及び防災関係機関は、地震が発生したときは、直ちに津波関連情報の収集に努めるものとする。なお、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長時間揺れを感じたときは、特に潮位の変動に注意し、必要に応じて巡回警戒を実施するものとする。

(2) 津波警報・注意報発表時等

ア 市民及び事業者、就労者等への情報伝達及び避難誘導

総務局危機管理室、港湾局、消防局、川崎区は、津波警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに同報系無線やサイレン及び広報車や港湾局巡視船、消防ヘリコプター等により市民や事業者及び就労者等臨海部に滞在している人々に伝達することと併せ、インターネットや電子メール・緊急速報メールのほか、テレビ神奈川、かわさきFM等のマスメディアなどあらゆる手段を使った伝達を図り、津波注意の喚起を行うことと併せて、建物屋上等の高所への避難を促すとともに、港湾局長は、津波から避難する市民及び港湾関係者等に対して、川崎市港湾振興会館（川崎マリエン）等の一部を一時避難施設として提供するものとする。

県警察は、津波による被害が発生すると判断した場合、又は津波による危険が切迫していると自ら認める場合は、必要に応じ避難勧告・指示を行う等、安全かつ迅速な避難誘導を実施するものとする。

イ 在港船舶等への情報伝達

横浜海上保安部は、津波警報・注意報等が発表された場合、港内及び周辺海域の船舶等に対し、巡視船等を巡回させ、情報伝達を行うものとする。

ウ 在港船舶への避難連絡等

港湾局長は、在港船舶に対して、港外への避難を連絡するとともに、横浜海上保安部に対して、船舶入港の制限や船舶の移動など所要の規制を要請するものとする。この場合、横浜海上保安部は、港外への避難を勧告するとともに、必要に応じて、船舶の入港制限、船舶の移動など所要の規制を行うものとする。

船舶運航者、船舶代理店、船舶の船長等は、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全を確保するために、「船舶津波対策実施要領」に基づき対応するものとする。

港湾局長は、公共埠頭においては、「船舶津波対策実施要領」に基づき、荷役・作業等の中止を指示することとする。

エ 防潮堤・河港水門の閉鎖等

港湾局長は、潮位等の情報収集に努めるとともに、津波による被害が予想される場合は、

防潮扉を閉めるなど警戒体制を強化し、関係機関への連絡を行う。また、川崎区長及び建設緑政局長は、津波の多摩川遡上による被害が予想される場合は、関係機関へ連絡の上、川崎河港水門の閉鎖を行うものとする。

オ 川崎港海底トンネルの通行制限

港湾局長は、津波による被害が発生すると判断した場合は、道路管理者及び県警察と連絡調整を図り、川崎港海底トンネルの交通規制を要請するとともに、津波による被害が切迫していると認めるときは、通行止めなどの措置を講ずるものとする。

(3) 津波避難施設への避難

ア 避難状況の把握

川崎区役所は、津波避難施設の開設状況、及び避難者の受入状況の把握に努めるものとする。

イ 海底トンネル利用者への広報

港湾局は、海底トンネルの徒歩利用者の有無を確認するとともに、徒歩利用者の存在を確認した場合は、速やかに津波避難施設へ退避するようにアナウンスを行うものとする。

ウ 避難施設への誘導

避難施設を案内する看板を設置し、避難施設を周知し、避難者の誘導に努める。

4 帰宅困難者対策【総務局危機管理室、港湾局、川崎区】

大規模地震発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅頭における混乱、川崎臨海部の島での孤立化が予想されるため、それらへの対応が必要である。

(1) 情報パニックによる混乱防止措置

電話の混乱、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

ア 市長は、市防災行政無線、市ホームページ、防災情報ポータルサイト、防災気象情報メール、テレビ神奈川データ放送、かわさきFMその他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車、電話の使用自粛等、臨海部の事業所の従業員や観光客、自動車運転手、船舶乗組員等に注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。

イ 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。

ウ 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関及び事業所に迅速に伝達するものとする。

エ 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関及び事業所に対し迅速に伝達するものとする。

オ 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

(2) 通勤等で集中する駅の混乱防止措置

通勤等で集中する駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

ア 市長は、鉄道等の運行状況についての情報収集に努める。

イ 川崎区長は、通勤等で集中する駅における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、市長に報告するとともに、次の措置について、警察、消防、鉄道事業者等関係機関と連携を図り、混乱の防止に努めるものとする。

- (ア) 事業所等に対する時差退社の要請
 - (イ) 鉄道運行情報等の提供
 - (ウ) 通勤等で集中する駅及びその周辺の交通規制
 - (エ) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
 - (オ) 乗降客の規制及び避難誘導
 - (カ) 改札規制
 - (キ) 救助・救急及び応急医療
- (3) 帰宅困難者の支援
- 大規模地震発生時等は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則とするが、家族が被災するなど、やむを得ず移動をする者の帰宅あるいは移動に対し、次の移動の支援を実施するものとする。
- ア 市の支援
- 川崎区及び市公共施設等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市営バス等は道路状況に応じて、可能な限り輸送を実施するものとする。
- イ 臨海部における帰宅困難者の移動支援
- 臨海部の東扇島等において、橋りょうや海底トンネル等の通行に支障が生じたことにより、帰宅が困難になった市民等に対して、川崎港湾振興会館（マリエン）等の庁舎の一部を一時避難施設として提供するとともに、港湾局巡視船等の市保有船舶等や川崎海上保安署保有船舶による緊急搬送等の支援策を検討する。
- ウ 協定による各種団体の支援
- (ア) ガソリンスタンド（神奈川県石油業協同組合）
 - (イ) 自動車販売店
 - (ウ) コンビニエンスストアなど九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション
- 協定を締結した各種団体の店舗（事業所）等において、情報、水道水、トイレ等の提供を行い、移動を支援する。
- エ 滞留時の支援
- 市は、川崎臨海部の島での孤立化により徒歩帰宅が困難になった者に対し、次の支援に努める。
- (ア) 川崎臨海部の島ごとに一時滞在施設の確保
 - (イ) 一時滞在施設を利用する帰宅困難者に対する、水、防寒用品、食料等の配布
- (資料編 消火薬剤及び中和剤等備蓄状況)
- (資料編 緊急用化学消火薬剤等協定締結状況)
- (資料編 東京湾排出油等防除協議会会則【第4部第1章12】)
- (資料編 川崎管内排出油等防除協議会会則【第4部第1章13】)
- (資料編 船舶津波対策実施要領)
- (資料編 災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定（神奈川県石油業協同組合）【第3部7章1】)
- (資料編 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書【第3部第7章2】)

第4章 避難対策【総務局危機管理室、関係局、川崎市】

臨海部において、火災、爆発等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民及び就業者等（以下、本章においては「住民等」という。）の生命及び身体を災害から保護し、その他被害の拡大を防止するため、避難の必要があると認められる場合、施設の災害影響範囲などを考慮して、適切に避難勧告等を発令し、速やかに伝達するとともに、関係機関等と緊密に連携して避難誘導を行う。

津波警報が発表された場合の避難計画は、別に定める「川崎市津波避難計画」によるものとする。

第1節 避難の勧告・指示

1 避難勧告・指示の基準

避難の勧告・指示は、次のような災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体に危険が及ぶと認められる場合に行うものとする。なお、危険が目前に切迫し、急を要すると認めるときは避難を指示する。

(1) 火災の発生(放射熱の影響)

危険物や可燃性ガスの火災等放射熱が、人体に危険を及ぼすと予想される場合

(2) 可燃性ガスの漏洩(爆発危険)

可燃性ガスの漏洩により、爆発危険が生じた場合

(3) 毒性ガスの漏洩(有毒物の影響)

毒性ガスの漏洩拡散により、人体に危険を及ぼすと予想される場合

(4) その他、市長が必要と認めた場合

2 避難勧告・指示の実施者

(1) 避難の勧告・指示は、市長が実施するものとする。

なお、川崎区長、消防局長、臨港消防署長又は川崎消防署長は、市長に要請するいとまがないときは、補助執行機関として避難の指示等を市長に代わり速やかに実施し、事後市長に報告する。

(2) 本市以外の機関においては、警察官、海上保安官及び自衛官が避難の指示を行うものとする。

なお、この場合、避難の指示を行った警察官、海上保安官及び自衛官は、実施後直ちにその旨を市長に通知するものとする。

3 避難勧告・指示の内容

避難勧告・指示を実施するときは、住民等に次の事項をできる限り明示し、安全かつ迅速に避難させる。

(1) 避難を要する理由

(2) 避難勧告・指示の対象地域

(3) 避難先

(4) その他避難に必要な事項

4 避難勧告・指示の伝達方法

避難勧告・指示を実施した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、次の方法のうち実情に即した方法により住民等へ伝達する。

なお、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、伝達漏れのないよう留意する。

(1) 市防災行政無線同報系無線による放送

- (2) 緊急速報メールの送信
- (3) 広報車、消防車両、消防ヘリコプターによる広報
- (4) ラジオ・テレビ、かわさきFM等による放送
- (5) 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX又は口頭伝達
- (6) テレビ神奈川データ放送の実施
- (7) 防災気象情報メールの送信
- (8) 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載

5 関係機関等への通知及び報告

市長は、避難勧告・指示を実施したとき並びに警察官、海上保安官及び自衛官から避難の指示を実施した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を県知事に報告するとともに、第三管区海上保安本部（川崎保安署）等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとする。

また、消防局長、又は川崎区長もしくは消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へその旨を通知する。

6 避難勧告・指示の解除

- (1) 市長は、避難の必要がなくなったと認められるときは、避難勧告・指示を解除し、その旨を公表するとともに、県知事へ報告する。
- (2) 川崎区長は、避難勧告・指示の解除に伴う避難者及び避難施設の管理者との事務処理にあたる。

7 避難のタイミングなど

避難のタイミングなどは別紙のとおり。

第2節 避難の方法

1 一時避難

特定事業所における大規模屋外タンク等の火災・爆発又は有毒ガスの漏洩により付近住民に危険が及ぶと認める場合は、公園・大規模な空地等安全な場所に避難させる。

2 広域避難

震災等により、広域的な災害が発生し周辺地域住民に危険が及ぶと認める場合には、安全である直近の市立小・中・高等学校又は広域避難場所等に避難させる。

3 特別避難

島部と連絡する橋りょう等が災害により使用できず、内陸部と島部間の連絡が途絶した場合は、次の避難を行う。

(1) 集合場所

在島者の状況を、ヘリコプター等により情報収集するとともに、船舶の係留位置及び港湾施設の被害状況等を考慮して集合位置を指定し、在島者には、神奈川県石油コンビナート等防災無線、川崎市防災行政無線、メール、ヘリコプター、広報車等を活用し、伝達を徹底する。

(2) 避難用船舶

市長は、災害状況及び態様等に応じ、関係機関と協議の上、横浜海上保安部（川崎海上保安署）へ救助を要請するとともに、本市及びその他の関係機関保有船舶等により避難を実施する。

なお、避難用船舶の確保等について、事前に関係機関と協議しておくものとする。

(3) 避難先

避難先は、災害状況、気象状況を勘案し、被害のない内陸部又は東京湾内の他の港とする。

4 屋内退避

屋内にとどまる方が、避難所等への避難よりも、危険性が少ないと考えられる場合は、屋内に避難する。

第3節 避難誘導

1 関係機関等との連携

消防職員、区職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行う。

2 避難の誘導方法

避難誘導の際は、次により住民等を安全かつ迅速に避難場所へ誘導する。

- (1) 避難に際しては、人身の安全を最優先とする。
- (2) 災害の状況等を考慮し、危険の及ばない幅員の広い道路を経由する。
- (3) 危険箇所には、表示、縄張り等をし危害の防止をする。
- (4) 避難経路沿いの要所（橋梁、東京大師横浜線（産業道路）交差点など）等には、誘導員を配置する。

3 災害時要援護者の避難支援等

避難誘導にあたっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行う。災害時要援護者避難支援制度に登録している住民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行う。

4 避難経路及び交通手段の確保

- (1) 川崎区長は、避難誘導を行うため、避難経路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ関係機関等に対し協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を要請する。
- (2) 移動手段
 - ア 避難は、徒歩を原則とする。ただし、災害発生事業所または災害発生事業所の近隣の事業所や住民で、危険が迫り、迅速に避難を要する場合等は車両による避難を併用する。
 - イ 島部に架かる橋梁や海底トンネルなどが通行不能になり、島部が孤立化した場合に備え、各島の船舶接岸場所、ヘリコプターの場外離着陸場所等について検討する。

第4節 避難先

- 1 市長は、災害の影響範囲などにより、公園・大規模な空地等安全な場所、あるいは直近の小・中・高等学校又は広域避難場所等を避難先として指定する。
- 2 川崎区長、消防局長又は臨港消防署長は、市長に指定するいとまがないときは、避難の指示等の補助執行機関として、避難先を市長に代わり指定し、事後速やかに市長に報告する。

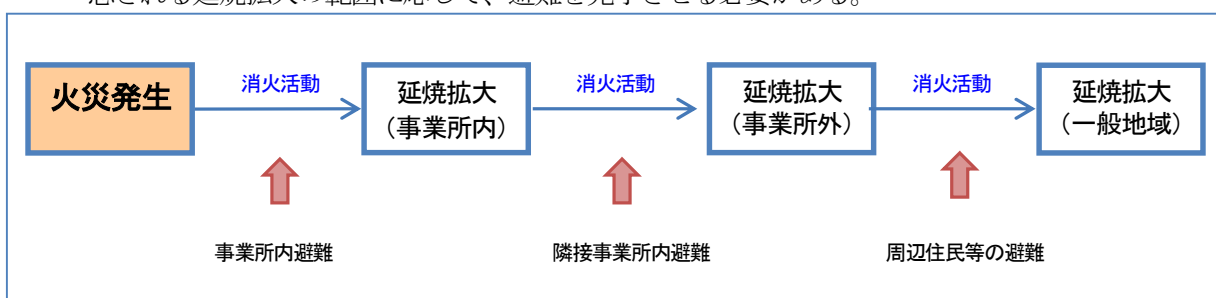
第5節 避難者の受入れ

- 1 川崎区長は、避難者を収容するため、要員を当該避難所等へ派遣し、施設管理者と連携して避難者の保護にあたる。また、必要に応じて、食料、飲料水及び毛布等の支給を準備するものとする。
- 2 川崎区長は、避難所等を開設したときは、直ちにその旨を市長に報告する。
- 3 川崎区長は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市長へ報告する。

(資料編 臨海部各島の避難にあたっての留意事項)

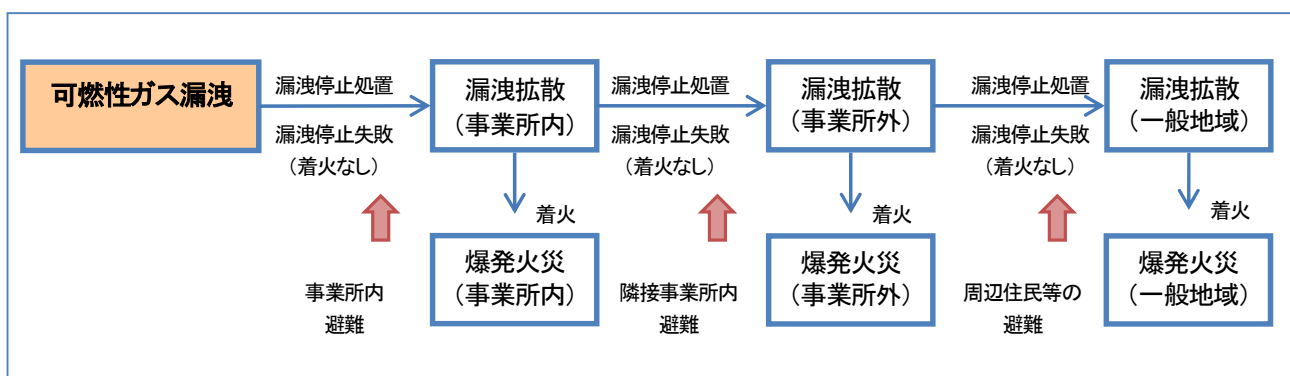
避難のタイミングなど

- (1) 異常事象の発生から、避難を要する事態への展開までの所要時間を精確に推定することが難しいが、適切な避難のタイミングを判断するには、施設の立地条件、周辺環境、取扱物質の特性、施設の災害影響範囲、プロセス条件等の要素を総合的に考慮する必要がある。
- (2) 火災発生に伴う避難のタイミングなど
- ア 危険物や高圧ガスによる火災の消火及び拡大防止が失敗し、延焼拡大が予想される場合、予想される延焼拡大の範囲に応じて、避難を完了させる必要がある。



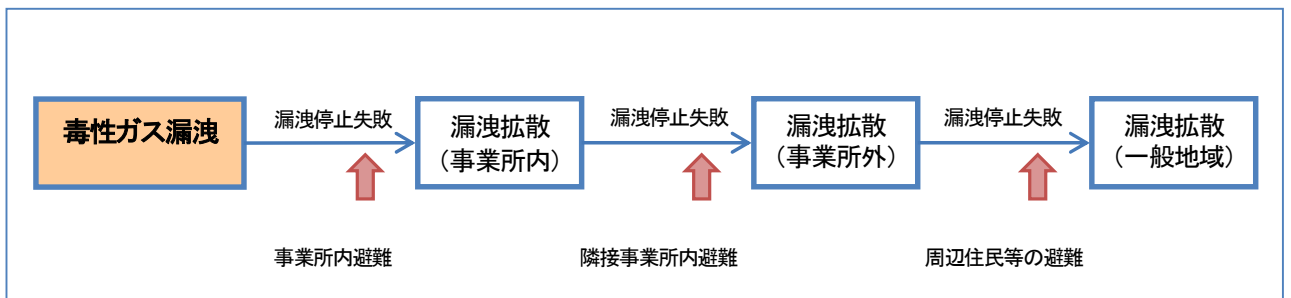
- イ 放射熱による影響は、堅牢な建物等に避難することにより、ある程度軽減することができる。
- ウ 爆風圧による影響は、タンク破片やガラス等の飛散物による影響も考慮して、堅牢な建物等に避難する。

- (3) 可燃性ガスの漏洩に伴う避難のタイミングなど
- ア 可燃性ガスの漏洩停止ができず、何らかの着火源があれば爆発火災を生じる危険性がある。そのため、漏洩停止に失敗した場合には避難を完了させる必要がある。
- なお、ガスの拡散範囲や拡散速度は、漏洩量、漏洩物質、気象条件、周辺の建物等の状況により異なる。



- イ 爆風圧による影響は、タンク破片やガラス等の飛散物による影響も考慮して、堅牢な建物等に避難する。

- (4) 毒性ガスの漏洩に伴う避難のタイミングなど
- ア 毒性ガスの漏洩停止が失敗した場合には直ちに避難を完了させる必要がある。
- なお、ガスの拡散範囲や拡散速度は、漏洩量、漏洩物質、気象条件、周辺の建物等の状況により異なる。



イ 毒性ガスは、風下に流れることから、避難にあたっては、災害発生施設の風下以外へ避難する。必要であれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。
また、空気より重たい毒性ガスの場合は、低い位置を避けて避難する。

参考

本市内の特定事業所が保有する毒性ガス（石油コンビナート等災害防止法で定められたもの）の種類は、塩素、フッ化水素、臭化水素、シアン化水素、アクリロニトリル、硫化水素、アンモニアであり、この中で空気より重たい毒性ガスは、塩素、フッ化水素、臭化水素、アクリロニトリル、硫化水素である。（空気より軽い毒性ガスは、シアン化水素、アンモニア）

第5章 救助・救急【健康福祉局、消防局】

消防局は、災害により多数の要救助者、傷病者が発生した際には、大規模救急救助活動計画に基づき実施するとともに、市関係局、県警察、第三管区海上保安本部等防災関係機関と緊密な連携による救助活動及び応急救護活動並びに迅速な搬送活動を次により行う。

1 救助活動

救助活動は、災害状況に応じて関係機関等と緊密な連携態勢を確立し、有効適切な組織的活動を行う。

2 救急活動

救急活動は、応急救護所の設置、傷病者のトリアージ及び応急処置の実施並びに医療機関への迅速な搬送を重点として行い、必要に応じて川崎DMA T等の災害医療チームの要請を行う。

3 救急搬送

救急搬送は、傷病者トリアージの結果、重症な傷病者を優先し、必要に応じて航空隊によるヘリ救急、軽症者については警防バス等の輸送車両による搬送を行う。

また、市関係局と連携し、搬送先医療機関の調整、搬送状況の調査を行う。

第6章 医療救護対策【健康福祉局、病院局、川崎市】

本計画第3部「災害想定」に定める災害により、負傷者等の人的被害が発生したときは、次により医療救護活動を行う。また、災害発生時における市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時医療救護活動マニュアル）を策定し、医療救護活動の万全を期するものとする。

第1節 実施機関

1 医療救護体活動における市の役割

(1) 災害対策本部健康福祉部の編成

災害対策本部の指揮下、医療救護活動については、健康福祉局長を長として健康福祉部を設置し、国・神奈川県・他自治体・地域医療関係団体等との連絡調整に関する窓口を一元化して対応する。

災害時における医療救護体制は、医療救護活動を行う医療救護所をあらかじめ指定するとともに、川崎市医師会、川崎市病院協会等医療関係団体との連携を図り、医療救護班の編成・派遣、また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行う。

(2) 保健福祉センターの役割

災害対策本部又は区本部は、医療救護の必要を認めたととき、保健福祉センターに医療救護所を設置し、災害発生初期における医療救護活動を行うとともに、災害復旧に至るまで医療、被災者、生活関連情報の収集及び提供を行う。

このため、保健福祉センターの医療救護所機能を充実・強化し、災害用医療資材の備蓄を行うとともに、地域医療関係団体の医療救護班及び医療ボランティアの受入調整や搬送及び医薬品の受入調整を行う。

また、災害時における市民の健康の確保のため、災害状況に応じた保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等を実施する。

(3) 市立病院の役割

市立病院は、被災傷病者の応急処置を含む外来治療及び搬送される重症者等の入院を含む受入れを行う。

また、医療救護活動に必要な災害用医療資材、医薬品等の備蓄を進める。

2 地域の医療関係団体との連携

市は、災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、次の地域医療関係団体との協定等に基づいた協力を要請する。

(1) 川崎市医師会

川崎市医師会は、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行う。

(2) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置、入院を含む受入れ等の医療救護活動を行う。

(3) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班をして医療救護活動を行う。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、必要に応じて死体の検案に協力する。

(4) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行う。

(5) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、医療救護班の派遣に協力し、傷病者等に対し救急看護を提供するとともに、看護ボランティアの派遣調整を行う。

(6) 神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会

神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行う。

3 災害拠点病院との連携

災害発生時においては、市内の全医療機関が医療救護活動を担うものであるが、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療施設を支援する機能を有する災害拠点病院（神奈川県が指定する）との連携を図ることにより、市の災害時医療救護体制を整備する。

医療機関名	所在地
市立川崎病院	川崎区新川通 12-1
関東労災病院	中原区木月住吉町 1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	中原区小杉町 1-396
帝京大学医学部付属溝口病院	高津区溝口 3-8-3
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1
市立多摩病院	多摩区宿河原 1-30-37

第2節 実施内容

1 医療救護班の編成

区本部、川崎市医師会等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成し、主に軽症者の医療にあたる。

(1) 区本部

区本部は、災害規模等に応じて医師、医療従事者及び事務職等により、医療救護班を編成するとともに、川崎市医師会等の医療救護班との連絡調整体制を確立する。

(2) 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成する。

(3) 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎市柔道整復師会は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所に派遣する。

2 医療救護班の出動

(1) 区本部医療救護班の出動指示

市長及び区長は、区本部医療救護班に出動を指示する。

(2) 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとする。

(3) 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができる。

(4) 地域の医療関係団体への出動要請

前1号から3号の規定は、地域の医療関係団体へ準用する。

(5) 川崎市DMATの出場要請

市長の要請に応じて、災害現場において被災者の救命措置を行う。

3 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとする。

- (1) 応急救護
- (2) トリアージ
- (3) 患者搬送指示
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 看護
- (6) 助産
- (7) 死亡の確認
- (8) 死体の検案

4 医療救護所の設置

市長及び区長は、医療救護活動の展開を図るにあたり、災害の規模、傷病者の発生状況等を勘案して、次のうちから適切な場所を選定し、医療救護所を設置する。

- (1) 保健福祉センター
- (2) 地区健康福祉ステーション
- (3) 休日（夜間）急患診療所
- (4) 地域防災拠点
- (5) 歯科保健センター及び歯科医師会館

なお、その他、特に必要と認める場合は、臨時医療救護所を設置することができる。

(資料編 川崎市と川崎市医師会との災害時における医療救護に関する協定・実施細目)

(資料編 川崎市と川崎市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市看護協会との災害時における救護活動に関する協定)

(資料編 川崎市と川崎市病院協会との災害時における医療活動に関する協定)

(資料編 川崎市と神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部との災害時における応急救護活動に関する協定)

第7章 災害時の広報と広聴【総務局危機管理室、市民情報室、市民・こども局、 消防局、川崎市】

災害時に、広報及び広聴活動を積極的に実施し、救援救護対策や応急復旧対策の万全を期するとともに、臨海部事業所、防災関係機関等や市民等に情報を発信する地域情報ステーションを設置し、人心の安定を図るものとする。

第1節 災害広報

災害発生後直ちに広報活動を開始し、臨海部事業所、市民等に対して正しい情報を提供することにより、混乱の発生防止に努めるものとする。

1 広報事項

(1) 災害発生直後の広報

- ア 地震、津波、石油コンビナート災害等の発生状況に関する情報
- イ 避難勧告、避難指示に関する情報
- ウ 安全の確保と冷静な行動の呼びかけ
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助協力の呼びかけ
- カ 被害状況
- キ 応急対策進捗状況
- ク その他必要な事項

(2) その後の広報

- ア 地震、津波、石油コンビナート災害等に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
- ウ 生活関連情報
 - ・ ライフラインの被害と復旧の見込み
 - ・ 物資の供給状況
- エ 安否情報
- オ 教育機関の状況
- カ 医療機関の状況
- キ 道路・交通機関の状況
- ク その他必要な事項

2 広報の方法

(1) 電子メールの活用

メールニュースかわさき「防災気象情報」等を活用し、文字による情報提供を行う。

(2) 緊急速報メールの活用

緊急速報メール（NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、au及びソフトバンクモバイルの緊急速報メール「災害・避難情報」）を活用し、文字による情報提供を行う。

(3) ホームページの活用

市ホームページ、市防災情報ポータルサイト及び携帯電話向けのモバイル川崎を活用し、文字や画像による情報提供を行う。

- (4) 同報系防災行政無線の活用
市同報系防災行政無線同報系無線を活用し、音声による情報提供を行う。
- (5) 防災テレホンサービス
同報系防災行政無線で放送した内容を、防災テレホンサービスで提供する。
- (6) テレビ神奈川データ放送の活用
テレビ神奈川(3ch)のデータ放送を活用し、文字による情報提供を行う。なお、データ放送はワンセグ放送にも反映される。
- (7) かわさきFMの活用
かわさきFM (79.1MHz) を活用し、音声による情報提供及びインターネットのサイマル放送を行う。
- (8) 広報車の活用
 - ア 災害の状況に応じて、必要と認める地区へ広報車等を派遣し広報を行う。
 - イ 広報車による広報は、状況により、印刷物の配布も行う。
- (9) 消防ヘリコプターの活用
必要に応じて消防ヘリコプターを使用し広報を行う。
- (10) 職員による広報
広報車の活動が困難な地域や、職員による広報が必要と認められる地域については、職員を派遣し広報を行う。
- (11) 広報印刷物等の配布
必要に応じて広報紙等の印刷物を作成・配布し、広報又は情報提供を行う。
- (12) ソーシャル・ネットワーキング・サービス
ツイッター等を活用し、文字による情報提供を行う。
- (13) ラジオ・テレビの利用
 - ア 「災害時等における放送要請に関する協定書」等の協定に基づく放送依頼
 - イ 災害時におけるスポット放送
 - ウ 市政広報番組の利用

3 報道機関への情報提供

- (1) 災害発生後において把握した臨海部の被害状況については、報道機関を通じて発表する。
- (2) 定時に発表するほか、必要に応じて臨時に発表する。
- (3) 重大な被害が発生又は発生するおそれがあるときは、記者会見を開催し、状況説明等を行う。
- (4) 報道機関から災害報道のための資料提供依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。
- (5) 市内の被害状況等により、必要に応じて報道プレスセンターを市役所第3庁舎3階食堂に設置する。

第2節 災害広聴

災害発生時、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安を招くおそれがあるため、被災者の生活相談や支援業務等について広聴活動を行い、応急・復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 実施体制

- (1) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地域の公共施設

や避難所に、臨時相談所を設置する。

- (2) 相談業務の担当は、総務局及び区において所管する。
- (3) 臨時相談所を設置した場合は、インターネット、電子メール、同報系無線、かわさきFM、広報紙等により広報する。

2 要望等の処理

- (1) 要望、苦情等の相談内容を聴取し、速やかに関係機関等に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 処理方法の正確性を期するため、聴取用紙等を備える。

第8章 警戒・警備【総務局危機管理室、消防局】

第1節 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、警戒区域等を設定して、当該区域への立入りの制限、禁止、又は退去を命じることができる。

第2節 実施内容

1 市の措置

(1) 火災警戒区域

消防局長又は消防署長、その代行として警察署長は、災害現場においてガス、火薬、危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき、漏洩量及び気象状況等の変化による危険範囲の変動を十分に考慮し、定期的に可燃性ガス濃度等危険性の測定を実施して、測定結果に基づき火災警戒区域の設定を行う。

なお、区域設定に際しては、安全を考慮し広めに設定するものとする。

(2) 消防警戒区域

消防職員又は消防団員は、災害現場において消防対等が災害活動を行う上で必要な区域として、消防警戒区域を設定する。

2 県警察（関係警察署）の措置

警察官は、市長等から要請があったとき、この要請に基づき、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るための警戒区域を設定する。なお、消防職員が現場にいないときは、必要に応じて同警戒区域を設定するものとする。

3 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部）の措置

横浜海上保安部は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

4 神奈川県（薬務課、工業保安課、環境創造局）の措置

警戒区域の設定にあたって、県薬務課、工業保安課、環境創造局は、必要な助言、指導を行い警戒範囲の決定の補佐を行うものとする。

第9章 緊急輸送対策【総務局危機管理室、建設緑政局、港湾局、川崎市、消防局】

第1節 緊急輸送路等の確保

1 緊急輸送路等の確保

関係局長及び区長は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧体制を確保し、輸送機能の確保を図る。

(1) 建設緑政局・港湾局・川崎市

災害発生後関係局等は、直ちに初期活動を開始し、避難路並びに緊急車両及び災害応急車両等の通行確保のため、次の応急対策を実施する。

ア 初動体制の確立

初動体制の確立のために、平素から応急用資機材を整備するとともに、必要に応じて協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に対して応援要請を行う。

イ 交通規制の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合においては、区間を定めて、道路の通行禁止、又は制限を行う。なお、警察官の到着後は、警察官の指示に従い措置を講ずる。

ウ 応急措置

災害により道路が破損した場合は、占用物件の存否を確認し、緊急活動に著しい影響を及ぼすので、地割れ、陥没等に対し、区本部と協議のうえ、速やかに応急復旧措置を実施する。また、災害により発生した災害廃棄物が避難・輸送活動等に著しい影響を及ぼす場合は、川崎市災害対策本部事務局を通じて、協定締結事業者（川崎建設業協会、神奈川建設重機協同組合、神奈川県測量設計業協会川崎支部及び社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に協力を要請し、必要な人員や資機材等を調達し、解体撤去等を実施する。

(2) 港湾局

ア 在港船舶の避難

港湾局長は、京浜港長と調整のうえ、代理店との調整及び国際VHF無線により在港船舶との連絡を行った後、避難船舶の運航調整、水先人等への情報提供を行い、適切に避難させる

イ 海上交通規制

港湾局長は、本市所有船舶を出動させ、海上の状況の調査・把握を行うとともに、港内の安全確保のため、必要に応じて京浜港長に対して所要の航行規制を要請する。

ウ 海上障害物の除去

海上に障害物が漂流した場合、港湾局長は本市所有船舶のほか、公益社団法人川崎清港会に協力を求めるほか、「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づく協力を要請する。

また、必要に応じて、関東地方整備局京浜港湾事務所にも協力を求める。

2 海上輸送による緊急物資の受入及び輸送体制

(1) 海上物資集積場所の確保

港湾局長は、緊急物資を速やかに受け入れるため、周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」（川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害

防止協会川崎支部) や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」(社団法人日本埋立浚渫協会関東支部) に基づき、協力を要請する。

また、受入に当たっては、岸壁や荷さばき地等の被害状況、航路の安全状況等を確認し、速やかに受け入れ岸壁を決定するとともに、背後の荷さばき地、一時保管のための上屋などを確保する。

なお、一時保管施設の確保として、「災害時における緊急措置の支援に関する協定」(神奈川倉庫協会) に基づく要請も併せて検討する。

(2) 救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際VHF無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

(3) 救援物資の受入

港湾局長は、受入れ場所を決定した後、「災害時における救援活動に関する協定」(川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部) や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」(社団法人日本埋立浚渫協会関東支部) に基づき、荷役作業及び輸送に必要な人員、資機材の提供を要請する。

なお、これらの手段によるいとまがないとき又はこれらの手段によっても不足が生じる場合は、横浜海上保安部、関東地方整備局に対して船舶による輸送協力を要請する。

(4) 東扇島基幹的広域防災拠点の活用

東扇島基幹的広域防災拠点である、東扇島東公園及び東扇島外貿ふ頭9号岸壁については、首都直下地震等、国土交通大臣が広域災害応急対策の実施のため必要があると認めた場合は、港湾法第55条の3の2第1項の規定に基づき「広域災害応急対策適用状況」となり、国が直接管理することとなる。

その際は、「川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書」に基づいて、市は国に対して必要な協力を行うとともに、市は、国が管理する港湾広域防災施設を使用する必要があるときは、国に使用の申し入れを行う。

3 海上輸送による要避難者等の緊急輸送体制

(1) 要避難者の把握

総務局は、臨海部に孤立し、避難を必要とする市民及び事業者等の把握のため、消防局等関係局及び県、企業、共同防災組織等との情報連絡体制を整備し、要避難者の把握に努めるものとする。

(2) 輸送船舶着岸施設の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うため、船舶着岸施設となりうる施設の周辺状況を調査・把握するとともに、必要に応じて、「災害時における救援活動に関する協定」(川崎港運協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会川崎支部) や、「災害時の緊急対策業務に関する協定」(社団法人日本埋立浚渫協会関東支部) に基づき、協力を要請する。

(3) 輸送船舶の確保

港湾局長は、要避難者の搬送を行うための船舶確保のため、所有の巡視艇の使用について検討を行うほか、九都県市や、第三管区海上保安本部、海上自衛隊等に船舶の出動を依頼するほか、

「災害時の緊急対策業務に関する協定」（社団法人日本埋立浚渫協会関東支部）に基づき、船舶の出動の協力を要請する。

(4) 救援船の受入れ

港湾局長は、救援船の入港に当たっては、接岸岸壁を指定するとともに、水先人、タグボート等関係機関との調整を図る。

また、国際VHF無線又は本市所有船舶からの情報により到着を確認し、救援船の安全な接岸を確保する。

(5) 避難誘導

総務局危機管理室は、要避難者の避難誘導にあたっては、避難ルートを示すとともに、川崎区役所、港湾局のほか、共同防災組織に対して、避難誘導要員の確保を依頼する。また、必要に応じて神奈川県警に対しても協力を依頼する。

4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

総務局長は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、消防局長と協議、調整し、臨時離着陸場一覧表より、適切なヘリコプター臨時離着陸場を確保するものとする。

5 海上自衛隊横須賀地方総監部の支援要請

市長は、海上自衛隊横須賀地方総監部に対し、所有艦艇による支援を依頼する。

6 広域共同防災組織の設置

広域共同防災組織はその構成事業所又は市から大容量泡放射砲の出動の要請を受けたときは、直ちに大容量泡放射砲等の輸送に必要な車両を調達し、予め定める輸送ルートにより安全かつ確実な輸送を行う。

7 その他の関係機関及び特定事業所の措置

防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

8 応援協力関係

輸送力に不足が生じた場合は、県と協力し、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。

(資料編 災害時における応援に関する協定 (川崎建設業協会))

(資料編 災害時における応急対策を行うための応援に関する協定書 (神奈川県建設重機協同組合)【第4部第1章17】)

(資料編 災害時における川崎市建設緑政局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務等の協力に関する協定書 (神奈川県測量設計業協会川崎支部))

(資料編 災害時の緊急対策業務に関する協定・実施細目【第4部第1章14】)

(資料編 災害時における救援活動に関する協定・実施細目【第4部第1章15】)

(資料編 災害時における緊急措置の支援に関する協定・実施細目【第4部第1章16】)

(資料編 川崎港東扇島地区港湾広域防災施設等の管理に関する協定書(国土交通省関東地方整備局)【第4部第1章19】)

第2節 交通規制

1 道路交通規制の実施

県警察では、災害応急対策の円滑な実施を図るため、県内での発生が想定されている地震に対応すべき路線を緊急交通路指定想定路 54 路線（内川崎市内 15 路線）の中からあらかじめ指定しておくとともに、特定震度等に基づく区域における交通規制の基準を定めておくことにより、災害対策基本法及び大規模地震特別対策措置法に基づく交通規制を迅速に行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努める。指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになる。

(1) 大規模地震発生時における交通規制計画（本市に係る部分に限る）

ア 想定地震に基づく交通規制計画（路線規制）

被災地域方向に通じる緊急交通路の指定想定路（高速道路、自動車専用道路等）の中から、県の地域防災計画において想定されている地震について、あらかじめ被災地域を基に下記のとおり 4 つに分類し、それぞれに緊急交通路を指定する。

(ア) 東海地震、神縄・国府津松田断層地震及び県西部地震

東名高速道路全線及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

(イ) 南関東地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

(ウ) 三浦半島断層群地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

(エ) 東京湾北部地震及び県東部地震

東名高速道路全線、首都高速道路全線、東京湾アクアライン全線（国道 409 号）、国道 246 号（都県境から新石川交差点までの間の上下線）及び特定震度に基づく交通を規制する区域へ通じる路線のうち、交通部長が必要と認めた区間

イ 特定震度等に基づく交通規制計画（面規制）

特定の震度を超えた区域及び津波浸水区域について、下記のとおりあらかじめ交通規制（面規制）を実施することを定めておき、被災区域から区域外に進行する車両を流出させ、区域内へ進行しようとする、又は区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する。

(ア) 震度 6 強以上が観測された区域

(イ) 震度 6 弱を観測し被害が確認された区域で交通部長が指定した区域

(ウ) 津波浸水区域

大津波警報が発表された場合、又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、本市が策定した津波浸水区域において、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通情報の伝達等

ア 交通情報の収集

被災地の交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官や関係機関等からの情報に加え、航空機、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な

道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通情報の相互活用

災害時における県警察の交通情報は、県警察警備本部と交通管制センターに集約し、その情報交換については、県災害対策本部等との間に設定した専用電話をもって相互に連絡し災害応急対策に資する。

ウ 交通情報の広報

交通規制の内容を運転者、地域住民及び就業者等に周知するため、看板、垂れ幕、広報車両、航空機及び現場警察官による広報を積極的に実施する。

2 海上交通規制の実施

第三管区海上保安本部は、船舶の火災、危険物の流出等により海上災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、警戒海域を設定し、当該海域への進入、航行の制限若しくは禁止を行う。

(資料編 緊急交通路・緊急輸送路一覧表)

第10章 災害救助法の適用【健康福祉局】

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。市は、適切な救助活動が実施されるよう災害救助法の適用基準のもとに、法の適用申請を行う。

第1節 災害救助法の実施

1 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、国からの法定受託事務として県知事が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による県知事が行う救助の補助として着手し、その状況を速やかに県知事に情報提供するものとする。

2 県知事が救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、市長が実施する。

第2節 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市内における適用基準は次のとおりであり、本計画では第2部に記載した災害想定に基づくものとする。

1 住家等への被害が生じた場合

(1) ア 市内において、150世帯以上の住家が滅失したこと。

イ 市内の区のいずれかにおいて、100世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

(2) 上記の(1)に達しないが、神奈川県下において、2,500世帯以上が滅失し、かつ、市内において75世帯以上又は市内の区のいずれかにおいて、50世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(3) 神奈川県下において、12,000世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内の各区における被害世帯数が多数であること。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

第3節 被害程度の認定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

なお、全壊（焼）、流世帯は滅失世帯とする。

(1) 全壊（焼）、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

(2) 半壊（焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

(3) 床上浸水

前記（1）、（2）に該当しない場合であって、浸水が床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。

2 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4節 災害救助法の適用要請

- 1 健康福祉局長は、震災による被害が災害救助法適用基準に該当したとき、又は該当すると予測されるときは、市長の承認を得て、県知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
- 2 健康福祉局長は、当該災害に災害救助法が適用されたときは、各局長及び区長にその旨を通知する。

第5節 救助の内容

1 救助の種類

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医療及び助産
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索

- (9) 死体の処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 応急救助の実施

災害救助法が適用となり、県知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本市地域防災計画に準拠するものとする。

第6節 費用の負担

災害救助法が適用された場合、前節に掲げた各種の救助に要する費用は、神奈川県が支弁する。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合又は県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合には、市が一時繰替支弁することがある。

(資料編 災害救助基準)

第11章 生活関連施設の応急復旧活動【上下水道局、関係局】

震災により公共施設等が被害を受けた場合、その施設管理者は、消火、救助・救急、物資輸送等の応急活動及び市民生活への支障を最小限にするため、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1節 上・工・下水道施設

1 上水道施設

災害が発生した場合、水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

(1) 応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア 人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ 被害調査

災害発生と同時に、以下の順位で水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

(ア) 配水本管及び主要配水支管

(イ) 配水支管、給水装置

エ 応急復旧

(ア) 配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水に当たると同時に、被害施設の復旧は、各配水池及び給水拠点までの管路を最優先とし、避難所、病院等重要施設への配水管等その重要度に従い応急復旧を行うものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

(イ) 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

(2) 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、復旧作業を担当する川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

(3) 応援要請

市長は、災害が発生し、本市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請し、応急対策又は応急復旧を行うものとする。

なお、応援要請先は、資料編に示す。

2 工業用水道施設

災害が発生した場合、工業用水道施設の機能を維持するため、迅速かつ的確な応急対策を次により実施するものとする。

(1) 応急対策

被害調査の結果、配水機能が維持されている場合は、工業用水道の漏水等に起因する二次災害の発生のおそれのない範囲において、できる限り配水を停止しないことを原則とし、また、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間に復旧するものとする。

ア 人員の配置

災害発生と同時に動員を行い、災害の規模、場所等を確認し、状況に応じた人員の配置を行う。

イ 通信連絡

有線通信設備が不通又は混乱した場合は、緊急連絡に市防災行政無線設備を使用し、情報の収集、伝達を行うものとする。

ウ 被害調査

災害発生と同時に、次の順位で工業用水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を決定するものとする。

(ア) 配水本管及び主要配水支管

(イ) 配水支管、給水装置

エ 応急復旧

(ア) 配水施設

被害調査により、通水可能な管路を確認し、各浄水場の状況、調整池容量等を考慮しながら送・配水管路網の弁類を操作して配水系統の変更を行い、円滑な配・給水にあたるものとする。

なお、二次災害の発生のおそれのない範囲の漏水は、副次的なものとして、逐次復旧していくものとする。

(イ) 給水装置

給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水に支障を及ぼすもの、道路上の漏水で二次災害の発生するおそれのあるもの等、その重要度に従い応急復旧を行う。

(2) 復旧用機器及び資材

応急復旧作業用機器等は日頃から整備を図るものとし、復旧用資材については、常時これを大量に貯蔵しておくことは困難なため、配管用資材を除くその他の資材（セメント、鉄筋、ケーブル等）は、復旧作業を担当する川崎建設業協会等の協力により調達するものとする。

(3) 応援要請

市長は、災害が発生し本市のみでの対応が困難な場合、他都市等に人員及び資器材などの応援を要請し、応急対策又は応急復旧を行うものとする。

なお、応援要請先は、資料編に示す。

3 下水道施設

下水道施設の被害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策により、下水の排除や汚水の処理などの下水道機能を早期に復旧するものとする。

(1) 初動体制

ア 情報の収集

正確な情報収集により、施設の災害規模、周辺状況を認識する。また、局内における情報拠点と、連絡の混乱を避けるための連絡網を確保する。

イ 被害調査及び報告

施設内の被災状況の全容を、緊急点検によりの確に把握し、当該関連施設の被災状況を相互に確認するとともに災害対策本部長に報告し、的確な施設への応急処置の対応を図る。

ウ 応急処置

施設、設備の被災状況調査結果により、施設内安全対策と施設維持、設備運転可能な範囲において機能回復処置を施す。

(2) 応急処置及び復旧資機材の確保

各施設との連携内容を考慮した、応急処置及び復旧に必要な資機材リストを備え、指定置場に常時一定量を確保する。

(3) 関連・関係団体との連携

応急復旧で必要となる資機材、要員等については、川崎建設業協会、排水設備業者、機器メーカー、資機材納入業者等の関連、関係団体等との協力を得て作業に当たる。

(資料編 災害時応急給水拠点一覧表<川崎区>)

(資料編 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目)

(資料編 東京都との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 東京都と川崎市における連絡管の設置に関する基本協定書・管理運用協定・確認書)

(資料編 横浜市との緊急応援に関する業務協定)

(資料編 川崎市水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定・了解事項)

(資料編 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書)

(資料編 社団法人日本水道協会関東地方支部災害時相互応援に関する協定・実施要領)

(資料編 関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書・実施細則)

(資料編 神奈川県内広域水道企業団と川崎市水道局との災害時における応急給水の実施に関する協定書)

(資料編 災害時における給水装置等応急措置の応援に関する協定・覚書)

(資料編 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)

(資料編 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール)

(資料編 災害時における下水道管きよの応急復旧対策の協力に関する協定

(川崎市環境整備事業協同組合)

第2節 その他の施設

施設管理者は、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、原則として川崎市地域防災計画を準用し、必要な措置を講じる。

第12章 放射性物質等災害対策【総務局危機管理室、環境局、健康福祉局、川崎市】

本章では、以下の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

- 1 核燃料物質を保有する事業所における災害
- 2 核燃料物質の事業所外運搬中の事故による災害
- 3 広域的放射能汚染災害
- 4 放射性廃棄物を保有する事業所における災害

第1節 対象となる施設

- 1 原子力災害対策特別措置法の適用されている施設

事業所名		所在地	熱出力等	EPZ※1
株式会社東芝 原子力技術研究所※2	NCA	川崎市浮島町	200W	半径約100m
	N28-2		核燃料物質使用施設	半径約50m

※1 EPZ (Emergency Planning Zone) とは「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」をいう。

※2 石油コンビナート等特別防災区域に立地する施設

- 2 原子力災害対策特別措置法の適用から除外されている施設

事業所名	所在地	現況
株式会社東芝研究炉管理センター	川崎市浮島町	廃止措置中

(参考)

事業所名	所在地	現況
株式会社日立製作所王禅寺センタ (HTR)	麻生区王禅寺	廃止措置中
東京都市大学 (旧武蔵工業大学) 原子力研究所	麻生区王禅寺	廃止措置中

- 3 核燃料使用施設 (政令第41条非該当事業所)

事業所名	所在地	200リットル容器保管本数
旭化成ケミカルズ (株) 川崎製造所	川崎市夜光 他	549本

※1 平成23年度下期放射線管理等報告 (文部科学省) より

第2節 放射性物質等の災害対応

この章で規定すべき、「計画の基礎とするべき災害の想定」、「災害予防対策」、「災害応急対策」、「屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動」、「災害時の市民等への指示広報」、「災害復旧対策」については、地域防災計画 (都市災害対策編) に準拠し、対応するものとする。

第5部 復旧・復興対策

第1章 民生安定のための緊急措置

災害時には、多くの市民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられる。

このため、防災関係機関等と協力し混乱をすみやかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講ずる。

第1節 相談窓口の開設【総務局市民情報室、関係局、川崎区】

市は、必要に応じて被災者のための相談窓口を市、各区に設置し、次の業務を実施する。

- 1 被災者からの苦情又は要望事項を市、各区において聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努める。
- 2 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図る。
- 3 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
- 4 各区長は、相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等を総務局長に報告する。

第2節 資金の貸付【経済労働局金融課】

災害により、被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図るため、援護のための主な貸付、融資について必要な事項を定めるものとする。

1 災害対策資金

川崎市中小企業融資制度要綱に基づき、火災、風水害等の被害を受けた市内中小企業者に対し、経営安定化を図るための事業資金を融資する。

(1) 災害対策資金

ア 融資対象者

- (ア) 火災、風水害等の被害を受け、り災証明を受けた中小企業者等
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第4項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 8,000万円
- (イ) 金利 年1.7%以内
- (ウ) 返済期間 運転資金10年以内。設備資金10年以内（内据置期間1年以内）
- (エ) 返済方法 一括返済又は割賦返済
- (オ) 信用保証 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助）

(2) 激甚災害対策資金

ア 融資対象者

国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等

イ 融資条件

- (ア) 融資限度額 2億8,000万円
- (イ) 金利 年1.7%以内

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (ウ) 返済期間 | 運転資金 10 年以内。設備資金 10 年以内（内据置期間 1 年以内） |
| (エ) 返済方法 | 一括返済又は割賦返済 |
| (オ) 信用保証 | 川崎市信用保証協会の信用保証が必要（保証料は、市が概ね半額補助） |

第2章 公共施設の災害復旧

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。

実施にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行うものとする。

第1節 事業実施に伴う国の財政援助等【関係局】

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費に関する知事の報告、その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ○ 社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等 ○ 環境衛生施設等災害復旧事業 ○ 医療施設災害復旧事業 ○ その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 障害者自立支援法（平成25年4月より障害者総合支援法に名称変更予定）	厚生労働省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ○ 都市施設災害復旧事業 （街路、都市排水施設等） ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 空港災害復旧事業 ○ 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

第2節 激甚災害の指定

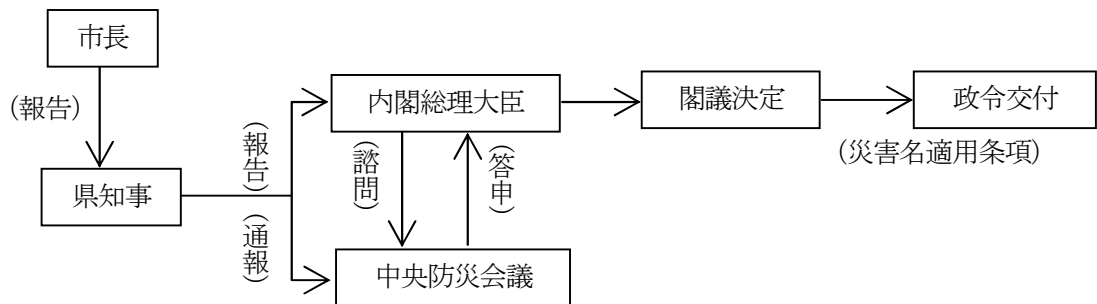
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号、以下「激甚法」という。）」が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

市域に大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要があり、激甚法指定の手続きについて定めるものとする。

1 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



2 調査報告

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するものとする。

3 特別財政援助の交付に係る手続き

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する局長は、特別財政援助額の交付に関わる調書等をすみやかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

第3章 復興体制【総務局危機管理室、総合企画局、まちづくり局、川崎区、関係局】

市長は、市が臨海部における災害により重大な被害を受けた場合において、まちの復興並びに市民生活や企業活動の再建及び安定に関する事業（以下「復興事業」という。）を速やかに、かつ、計画的に実施するため、市長を本部長とする川崎市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を被災状況により設置し、復興方針、復興計画等を策定することにより復興事業を推進する。

第1節 復興本部

復興本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。また、本部員は、本部長が本市職員のうちから指名する者をもって充てる。

復興本部は、応急対策の実施状況を見計らって、おおむね発災後1週間後程度の時期を目途に設置する。

第2節 被害状況の把握とまちづくりの検討

復興本部は市災害対策本部と共同して、被害状況の早期把握に努めるとともに、復興事業の導入やまちづくりを導入すべき地域の検討を行う。

第3節 復興方針

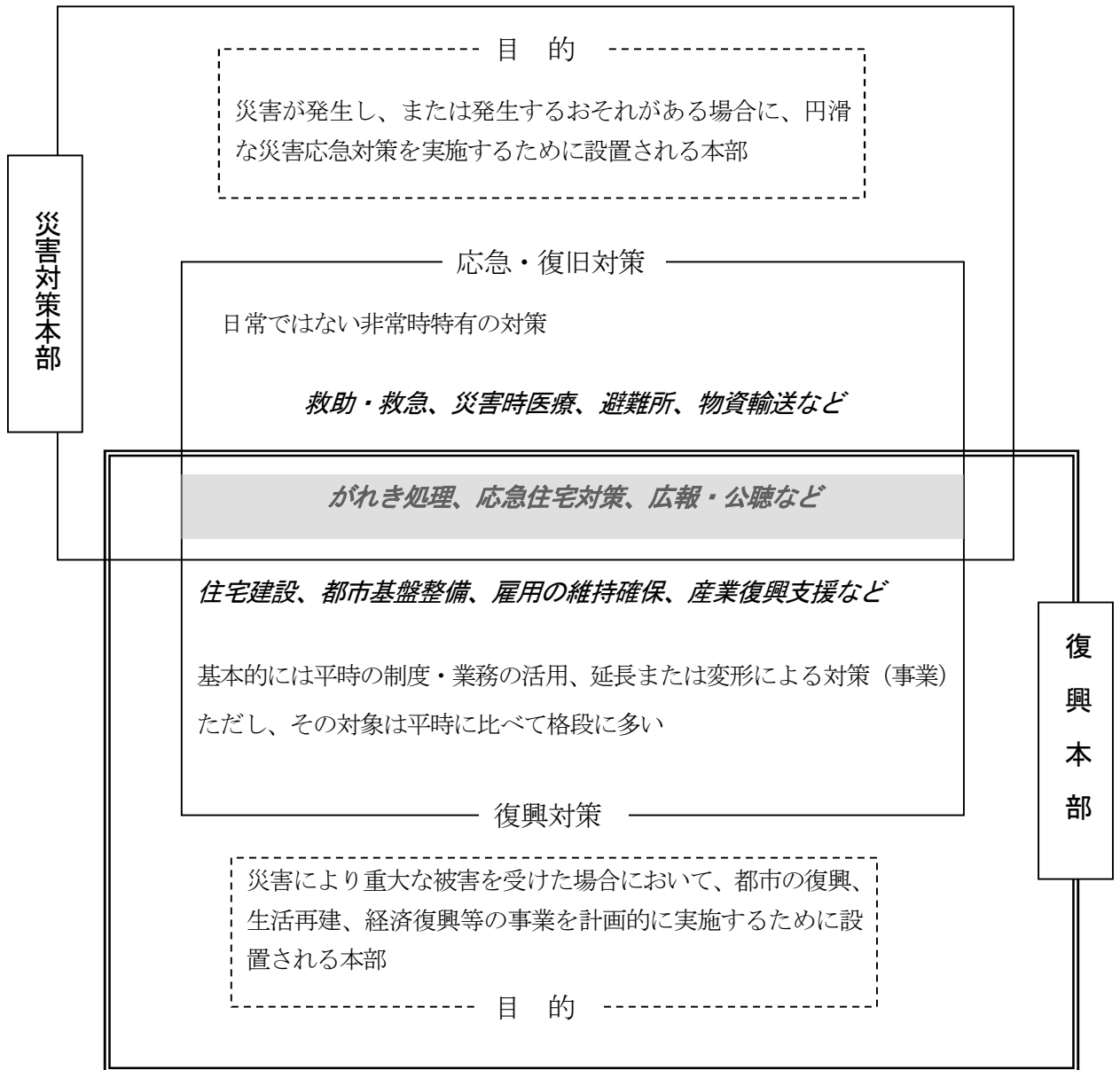
復興本部は、できるだけ速やかに、災害に強く、臨海部における地域特性を活かした復興後の都市のあるべき姿や、まちづくりの方向性等を示した「復興基本計画」策定に当たっての考え方を明らかにした「復興基本方針」を定め、これを公表し、復興計画の実施について市民等の合意形成に努め、市民・企業・行政の協働による復興体制を構築する。

第4節 復興計画

「復興基本方針」の策定後、6か月以内を目途に「復興基本計画」を策定するものとし、市民生活の早期の復興を図る。

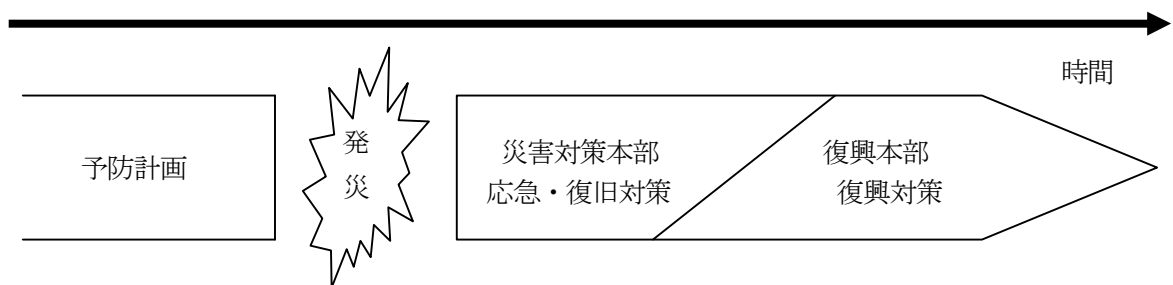
「復興基本計画」には、都市復興計画、生活復興計画、産業復興計画、及びそれらの事業手法、財源、推進体制に関する事項を定める。また、市民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見を調整し、計画に反映されるよう必要な措置を講じるとともに、策定後は市民に広く公開し、情報共有を図りながら推進する。

【災害対策本部と復興本部の目的と対策の比較】



※網掛け部分は、災害応急・復旧対策と復興対策で共通している対策

【災害対策本部と復興本部の業務比重イメージ】



第6部 東海地震に関する事前対策計画

第1章 総則

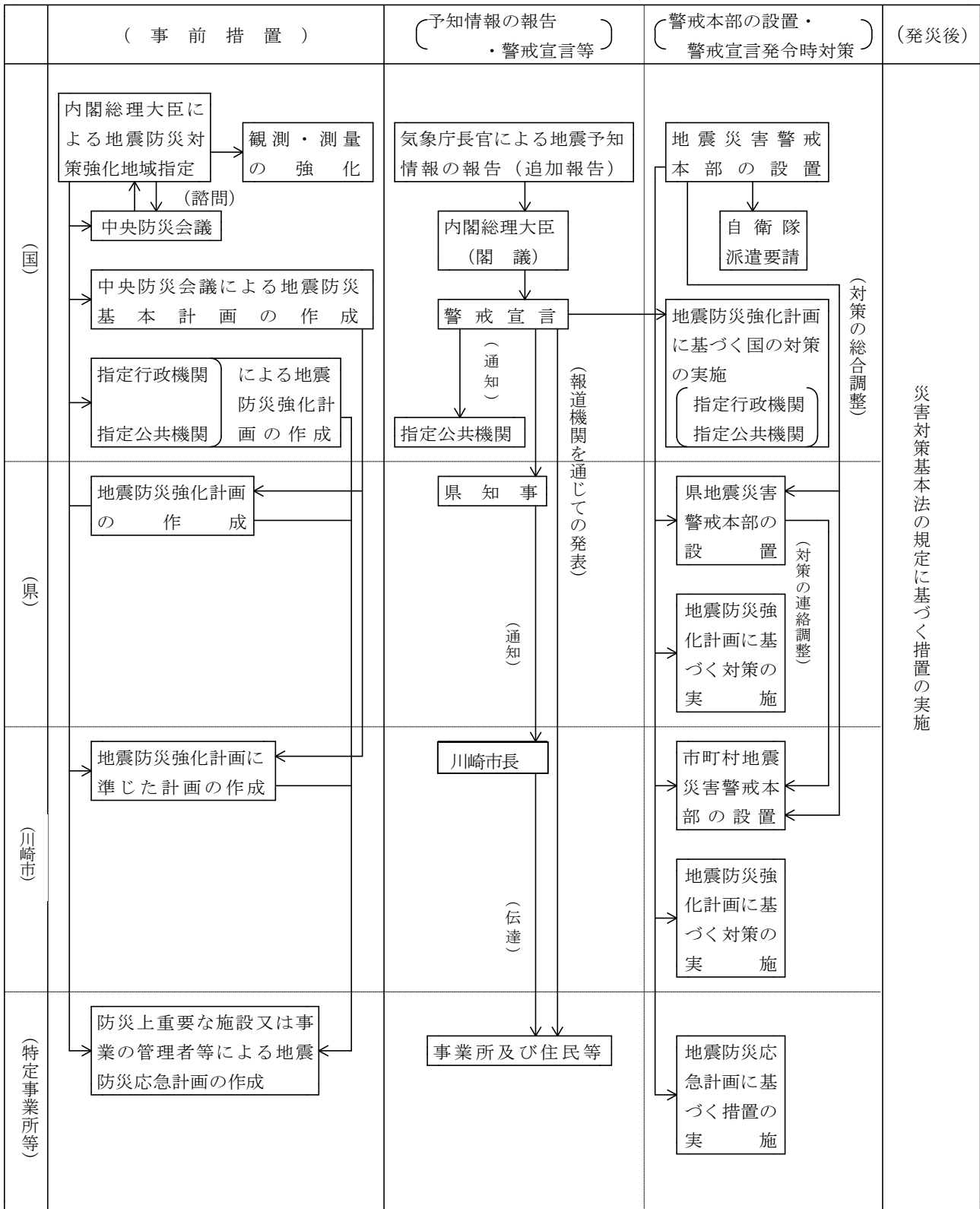
第1節 計画の目的【総務局危機管理室、横浜地方気象台】

- この計画は、臨海部における、東海地震の発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画及び川崎市地域防災計画（震災対策編）に基づき、市のとるべき事前措置の基本的事項を定めるとともに、県等の防災関係機関等が行う事前措置の基本的事項を取りまとめ、東海地震の事前対策の推進を図ることを目的とする。
- この計画は、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下「東海地震に関する情報」という。）の発表及び警戒宣言が発せられたときから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に定める。

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	— —
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される情報	総務局危機管理室の体制を強化し、警戒体制を確立する。
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	東海地震警戒本部を設置する。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	災害対策本部を設置する。

第2節 東海地震に関する事前対策の体系【総務局危機管理室】

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第2章 東海地震に関する予防対策計画

東海地震が発生した場合に、特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出、その他の災害の発生及び拡大を防止するため、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「東海地震注意情報等」という。）発表時並びに警戒宣言発令時において実施する地震防災応急対策を事前に整備する。

このため、川崎市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時に応じた体制を確立する。また県等と連携して、特定事業所等に対する指導を強化するとともに、地震防災上必要な教育、広報及び防災訓練を実施して、地震防災応急体制の確立を図る。

第1節 特定事業所等

1 地震防災応急計画等の作成

特定事業所等は、大震法に規定する地震防災応急計画に準じた計画等を作成し、東海地震注意情報等が発表された場合及び警戒宣言が発令された場合に、必要な応急的保安措置を講じ、地震災害に対処できる体制の確保に努める。

(1) 計画等を策定すべき事業所

- ア 石災法第2条に規定する特定事業所
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る事業所
- ウ 消防法第14条の2第1項に定める「予防規程」を定めなければならない事業所
- エ その他、防災関係機関が計画等の策定の必要を認めた事業所

(2) 計画等の内容

特定事業所等が作成する地震防災対策応急計画等については、各指導機関が定める基準等によるものとし、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時において必要な措置を確実に実施できるよう事業所の実態に応じた実践的な計画とする。

地震防災応急計画等の内容は、次のとおりとする。

ア 地震防災応急組織及び動員に関すること

事業所の機構及び実態に応じて、応急措置が確実かつ系統的に実施できる組織を定める。

特に、通常勤務体制時と夜間、休日体制時に分けて整備するよう努める。

(ア) 応急措置を行うための組織編成及び業務分担の明確化

(イ) 応急措置業務責任者不在時における代行者の指定

(ウ) 動員を要する職員の範囲、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における自主参集方法等の明示

イ 東海地震注意情報等及び警戒宣言の発令情報の受伝達に関すること

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の受理体制及びその内容を全従業員に確実かつ速やかに周知させる伝達系統及び方法について定める。

ウ 危険物、高圧ガス施設等の運転及び作業の停止等に関すること

地震発生に伴う災害の発生を防止し、又は軽減するため、危険物、高圧ガス施設等については、緊急に停止した場合に危険が発生する施設を除いて、操業の停止若しくは制限することを原則とし、各施設の実態を十分配慮した具体的措置の手順方法を定める。

エ 緊急停止措置に係る免責規定

地震発生時に装置等を緊急停止する場合における免責規定を準備する。

オ 危険物施設等の安全措置に関すること

- (ア) 屋外危険物タンクの液面の平均化
- (イ) 装置、配管等のバルブ類の閉止
- (ウ) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置

カ 事業所構内の一般的制限措置等に関すること

- (ア) 火気使用施設等の使用の停止及び制限措置
- (イ) 協力会社等の工事の中止及び制限の指示とそれの場合の安全措置
- (ウ) 事業所構内の出入制限及び関係者以外の者に対する対処、避難誘導措置
- (エ) タンクローリー、船舶等の退避等の措置

キ 施設・整備及び防災資機材等の整備点検に関すること

- (ア) 緊急停止装置及び緊急遮断弁等の緊急制御装置
- (イ) 散水設備、除害設備、ガス漏れ検知警報等設備等の保安設備
- (ウ) 放送設備、無線設備等の通報設備
- (エ) 防災上重要な設備に係る非常用電源設備等

ク 自衛防災組織等に関すること

- (ア) 消防車両等自衛消防組織の警戒配備
- (イ) 貯水槽その他の消防用設備等の機能確認
- (ウ) その他の防災資機材等の確認配備

ケ 関係事業所等との連携協力に関すること

関係事業所等との連絡及び相互協力事項について定める。

コ 地震防災に関する教育、広報及び訓練に関すること

職員(協力会社職員も含む。)に対する定期的な教育及び訓練の実績について定める。
なお、周辺の地域住民への広報についても定めておくよう努める。

サ その他の必要事項

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

特定事業所等は、職員及び協力会社の職員に対し、事業所全体又は各所属を単位として、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急措置をはじめとする必要な防災教育を、年間教育計画を定めて実施する。

- ア 東海地震注意情報等及び警戒宣言の性格並びにこれに基づく具体的応急措置の内容
- イ 東海地震に関する知識

- ウ 正確な情報の入手方法
- エ 東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の各自の任務分担
- オ 今後地震対策として取り組む必要がある課題

(2) 防災訓練

特定事業所等は、地震防災応急対策について円滑な実施を図るため、年間計画を定めて、事業所全体又はそれぞれの応急措置等について訓練を実施する。

また、特定事業所等は、防災関係機関、特別防災区域協議会及び共同防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加し、地域全体の防災体制の強化に努力する。

第2節 川崎市

市は、独自に又は県等の防災関係機関と協力して、地震防災上必要な教育、広報及び訓練を実施する。

1 防災教育及び広報の実施

(1) 市の職員に対する教育

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時の応急対策を的確に実施するため、それぞれの職員に対し、必要な防災教育を実施する。

(2) 特定事業所等に対する教育及び広報

市は、特定事業所の防災管理者等に対し、研修会、講習会等を利用して、定期的に又は随時に防災に関する必要な事項を実施する。

また、地域住民等に対しては、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時にとるべき石油コンビナート等防災対策の内容について周知を図るため、日頃から広報に努める。

2 防災訓練の実施

市は、東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、独自に又は県等の防災関係機関と合同で定期的に防災訓練を実施する。

第3章 東海地震に関する地震防災応急対策

川崎市、県等の防災関係機関並びに特定事業所等は、東海地震注意情報等の発表から東海地震が発生するまでの間において、災害の発生及び拡大の防止又は被害の軽減を図るため、地震防災応急対策を実施する。

第1節 川崎市の活動体制等【総務局危機管理室】

東海地震注意情報等発表時及び警戒宣言発令時における地震防災応急対策に係る組織は、第4部応急対策第1章防災組織体制に定める現地本部による活動体制とする。

1 市の活動体制

(1) 東海地震に関する調査情報（臨時）発表時

総務局危機管理室の体制を強化し、川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとる。

(2) 東海地震注意報発表時

東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。

なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

(3) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時

ア 現地本部の設置

防災本部長（神奈川県知事）の指示に基づき、関係市に現地本部を設置する。

イ 現地本部会議の開催

現地本部長（川崎市長）は、現地本部員を招集し、現地本部会議を開催する場合において市災害対策本部と一体的運営を図ることが必要と認めるときは、合同本部会議を開催する。

なお、組織及び配備については、第5部応急対策第1章防災組織体制で定める体制とする。

ウ 現地本部事務局

現地本部事務局は、市災害対策本部の事務局と統一的に実施する。

2 職員の配備【総務局危機管理室】

(1) 配備基準

東海地震注意情報が発表された場合、本部要員は、必要な情報の受伝達及び警戒宣言時の対応措置が円滑に実施できるよう体制をとる。

なお、防災活動上必要と認められるときは、各局及び川崎区長の判断により、配備体制を強化することができる。

(2) 勤務時間外の動員の方法

東海地震注意情報が発表された場合、電子メール、有線電話等により本部要員へ非常連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

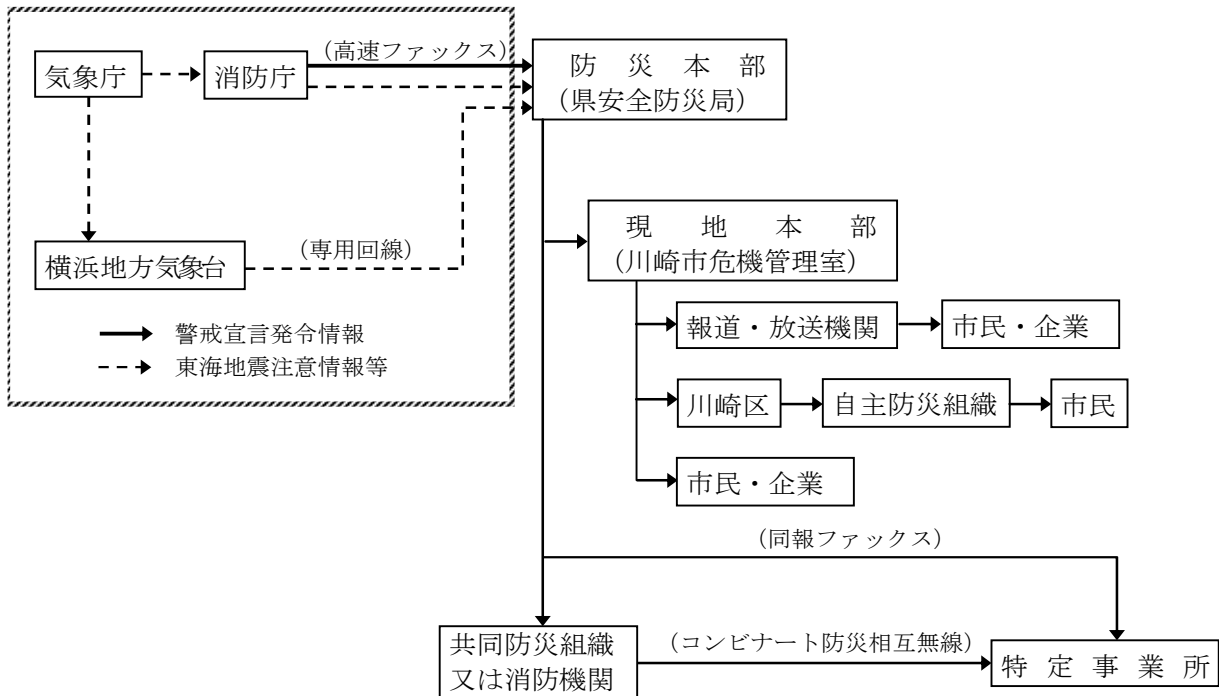
第2節 情報の受伝達及び広報【総務局危機管理室、各局室区】

1 防災関係機関等の受伝達

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報

東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報に関する連絡報の伝達は、次の系統図により行う。

(1) 伝達系統



(2) 伝達内容

- ア 防災本部から東海地震注意情報等の伝達を受けるとともに、防災本部の指示を受けて、現地本部設置の準備を行う。
- イ 警戒宣言発令に伴い、防災本部からの指示を受けて、現地本部を設置する。
- ウ 東海地震注意情報等の解除に関する情報が発表された場合は、防災本部からの指示を受け、活動体制等を解除する。

2 地域住民等への広報

(1) 東海地震注意情報発表時の措置【総務局、市民・子ども局、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

市民・企業・防災関係機関等に対して、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、かわさきFM等を通じて冷静な行動・対応をとるよう広報するとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、市民及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関に応じた広報を実施する。

ウ 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表に伴い、混乱が発生する恐れのあるとき、又は混乱が発生したとき

は、市及び防災関係機関等（警察、鉄道機関、バス機関等）は協力してこれらの混乱の発生防止及び収拾に努める。

(2) 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の措置【総務局、市民・こども局、消防局、川崎区】

ア 市が実施する広報

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接市民に正しい情報を提供し、未然の混乱防止に努めるものとする。

(ア) 広報内容

- ・ 警戒宣言の内容、市内の震度及び津波の予測
- ・ 市長から市民への呼びかけ
- ・ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- ・ 地域住民が取るべき措置
- ・ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- ・ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(イ) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、電子メール、緊急速報メール、市防災行政無線、地震防災信号（警鐘、サイレン）、広報車、テレビ神奈川データ放送、かわさきFM、消防ヘリコプター、自主防災組織等を通じる伝達ルートを用いて行うとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や総合防災情報システム（防災情報ポータルサイト、一斉通知及び電子メールを含む。）等により伝達する。

イ 防災関係機関等が実施する広報

電気・ガス・通信・鉄道等の防災関係機関は、住民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた公報を実施する。

(ア) 県等は、住民等に対する情報の伝達を次のとおり実施する。

防災関係機関	情報伝達（広報）方法
県	テレビ・ラジオ放送、ヘリコプターによる広報
県警察本部	パトロールカー、ヘリコプターによる広報
報道機関	テレビ・ラジオ放送、新聞等

(3) 事前避難

警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。

ア 避難の基本方針

警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示は原則として行わない。

ただし、住民が自発的に避難をしてきたときは、川崎区長は避難所を開設し、避難者を受け入れる。

イ 避難状況等の報告

川崎区長は、市長に避難の状況、その他の措置について報告する。

なお、市長は、事前避難の実施状況等を県知事に報告する。

(4) 東京湾在泊及び航行船舶への東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の伝達

第三管区海上保安本部は、東京湾在泊及び航行船舶に対する情報の伝達を実施する。

第3節 警戒措置

1 特定事業所等における警戒措置

警戒宣言が発令された場合、特定事業所等は、第一次的に地震災害の未然防止を図るため、それぞれの地震防災応急計画等に基づき、次の措置を実施する。

なお、東海地震注意情報等を受理した時から、保安要員を確保し、応急対策実施の準備に努める。

- (1) 地震防災応急組織の確立と東海地震注意情報等及び警戒宣言発令情報の内容の全従業員への周知徹底
- (2) 危険物施設の操業の停止又は制限
- (3) 高圧ガス製造施設の運転及び作業の停止及び停止準備
- (4) 屋外タンクの油量の平均化
- (5) 装置、配管等のバルブ類の閉鎖
- (6) 貯蔵容器類の転倒、落下等の防止措置
- (7) 焼入油等の漏油防止措置
- (8) 一般火気使用施設、器具の使用停止又は制限
- (9) タンクローリー等の退避、保安措置
- (10) 構内工事、作業の中止又は制限
- (11) 事業所構内への出入制限、関係者以外の退所、避難誘導
- (12) 緊急停止装置及び緊急しゃ断弁の整備点検
- (13) 散水、除害設備等地震防災設備の整備点検
- (14) 自衛防災組織等の警戒配備、防災資機材の確認配備
- (15) その他の地震防災上必要な措置

2 消防局の警戒措置【消防局】

(1) 東海地震に関連する情報発表時

消防機関は、東海地震に関連する情報が発表された場合、早期に地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした警戒体制の確立を図り、被害の軽減を期するものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警防体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保する。

イ 東海地震注意情報

東海地震注意情報が発表された場合、震災警戒第2号体制を発令し、全職員により、全消防力をもって次の措置等を実施し、震災警戒体制を確立する。

なお、消防職員は動員命令を待つことなく速やかに所属等に参集する。

(ア) 消防局

- ・消防警戒本部の設置
- ・庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ・消防ヘリコプターによる広報活動
- ・機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・その他必要な事項

(イ) 消防署

- ・方面警戒本部の設置
- ・事前計画に定める広報活動の実施
- ・庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ・消防車両等の、及び機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- ・通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- ・その他必要な事項

(2) 警戒宣言発令時

消防機関は、警戒宣言（東海地震予知情報発表）が発令された場合、東海地震に関する情報の発表に伴い確立した震災警戒体制を継続するとともに、次に掲げる措置を実施する。

ア 震災警戒体制

警戒宣言が発せられた場合は、消防警戒本部体制から消防指揮本部体制に移行する。

イ 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、全消防署所及び各消防団器具置場において地震防災信号（警鐘・サイレン）を発し、地域住民等に伝達する。

ウ 地域住民等への広報

同時多発火災を予測し、地域住民等へ出火防止（火気使用の自粛）及び初期消火の徹底を図るため、消防職（団）員が広報車等を活用して広報を行う。

なお、広報時には、必ず警戒宣言の内容等を付加する。

エ 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示

川崎市地震対策条例第 14 条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第 6 部第 5 章第 3 節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

オ 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

第 4 節 警備対策

1 警察【県警察】

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受領したときは、直ちに神奈川県警察東海地震警戒警備本部を、各警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署東海地震警戒警備本部と市(区)東海地震警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速、的確な部隊運用を行うものとする。

(2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施するものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ウ) 市（区）東海地震警戒本部、市（区）災害対策本部及び関係機関との相互連絡

(エ) 住民等への情報伝達活動

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行うものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(オ) 不法事案を防止するための正確な情報

(カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察は次の活動により、社会秩序維持に万全を期するものとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

(イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防及び取締り

(ウ) 危険物による犯罪又は被害者発生防止のための予防及び取締り

(エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

(オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

(カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため、点検及び整備を実施するものとする。

2 海上保安庁【第三管区海上保安本部】

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第5節 交通対策【神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、指定地方公共機関】

1 道路

(1) 交通対策

県警察は、東海地震に関する情報等が発せられた場合において、交通の混乱を防止し、緊急交通路における緊急輸送車両の円滑な交通及び地域住民等の速やかな避難を図るため、あらかじめ策定された交通規制計画を基準として交通対策を実施する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

2 海上交通

(1) 避難勧告等

ア 港内にある巨大船及び危険物積載船（海上交通安全法に定める危険物積載船）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとする巨大船及び大型の危険物積載船に対しても入港を取り止め、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告する。

イ ア以外の危険物積載船及び岸壁等の損壊等により被害を受けるおそれのある停泊船舶については、港外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとするそれらの船舶に対しても入港を取り止め、安全な場所へ避難するよう勧告する。

ウ その他船舶に対しては、直ちに移動できる態勢をとるよう勧告し、又は安全な場所に避難するよう勧告する。

(2) 危険物の保安措置

ア 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な保安措置を講じさせる。

イ シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等の管理者に対し、海上への危険物流出措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンス等の排出油防除資器材の準備を指導する。

(3) 工事作業等の中止

ア 工事作業等の施工者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等の中止等、必要な措置を講じさせる。

イ 港内における工事等を行う者に対し、中止を勧告する。

(4) 航路障害の発生防止

ア 送泥管、作業用足場、木材、筏、生簀、定置網、小型船舶等の所有者に対し、固縛又は陸上への引揚げ等流出防止措置を講ずるよう指導する。

イ 陸上にあるコンテナ、自動車、木材等で地震動及び岸壁の損壊等により海面に落下するおそれのある物の所有者に対し、場所の移動、固定等による落下防止措置等を講ずるよう指導する。

- ウ 海釣り公園等海洋施設の管理者に対し、利用客等をすみやかに避難させるよう指導するとともに、当該施設の流出を防止するための補強を行う等、必要な保安措置を講ずるよう指導する。
- (5) 緊急輸送
- ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、すみやかにその要請に応じる。
- イ 救援物資等の緊急輸送については、その輸送の緊急度を考慮し、可能な範囲においてその要請に応じる。
- (6) 情報伝達
- 警戒宣言その他地震に関する情報、海上交通規制の状況等について巡視船艇等により周知に努める。

3 バス

- (1) 基本方針
- 警察署の道路規制等の状況、市営バス運行の道路状況等の情報を的確に把握するとともに災害対策本部及び各関係機関との緊密な連絡をとりながら、極力運行を確保することに努める。
- (2) 警戒宣言の内容及び情報等の周知徹底
- 乗務員に対し、点呼時において、警戒宣言の内容並びに交通規制地域、路線及び区間の周知徹底を行う。
- (3) 路線運行上における、最寄り避難場所、乗客の安全誘導等の指導徹底
- 運行中に地震が発生した場合における路線上の最寄りの避難場所及び乗客の安全誘導方法についての指導徹底を行う。
- また、路線上における危険箇所（崖崩れの発生しやすい場所、危険物の多量貯蔵地域等）の確認を行う。
- (4) 車両の非常扉等の点検
- 車両の非常扉、備え付け消火器等の機能について点検確認を行う。
- (5) 施設等の点検
- 各営業所の建物、構築物等の倒壊及び危険物の流失の危険性について点検を行い、防護に努める。
- (6) 燃料の確保
- 警戒宣言発令に伴い、交通規制等による燃料の供給が困難な状況になることが予想されるが極力、運行に必要な燃料の確保に努めるものとする。
- (7) 動員体制の確認、徹底
- 地域防災計画に基づく動員体制並びに勤務時間外における参集場所及び分担等について確認徹底を行う。

第6節 緊急輸送対策【総務局】

1 緊急輸送の実施

市は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路等の確保

市は、緊急輸送を実施するためあらかじめ指定した緊急輸送路及び物資受入れ港を、関係機関と協力して確保する。

緊急輸送路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段も考慮する。

3 緊急輸送車両等の確保

(1) 県

県の緊急輸送車両等の確保体制は、次のとおり。

ア 車両の確保

(ア) 県保有車両の確保

(イ) 緊急輸送車両の調達又はあつ旋に関する覚書」に基づき関東運輸局神奈川運輸支局に対する調達・あつ旋依頼

(ウ) 関係業者（特殊車両等保有業者）

イ 航空機（ヘリコプター）の確保

(ア) 県、県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用

(イ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づき民間ヘリコプター会社に対する協力要請

(2) 川崎市

市は、地域の状況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あつ旋を依頼する。

(3) 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両の確保を行う。

4 緊急輸送車両の確認申請

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策（警戒宣言発令時対策）の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

エ 施設及び設備の整備並びに点検

オ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

カ 緊急輸送の確保

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

ク その他、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両に準ずる車両

(1) の緊急輸送対象車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車に準ずる車両とする。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令207号）第13条に規定する緊急自動車

イ 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車

- ウ 医療行政及び感染症防疫のための車両
 - エ 報道機関の緊急取材のための車両
 - オ その他特に緊急を必要とする次の車両
 - (ア) 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - (イ) 金融機関の現金輸送のための車両
 - (ウ) 新聞輸送のための車両
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - (オ) 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス
- (3) 緊急通行車両の確認申請
- ア 緊急輸送（通行）車両の確認申請
- 緊急輸送（通行）車両の確認申請は、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署又は交通検問所）及び県知事（災害対策課、各地区行政センター）に対して行い、緊急輸送（通行）車両であることの証明書及び標章の交付をうけるものとする。

川崎市臨海部防災対策計画

発行・編集 川崎市総務局危機管理室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話番号 044-200-2842

発行年月日 平成25年4月23日